

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 和田 康紀	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
1 最低居住面積水準未達率	4.2%	平成25年	-	-	4.2%	-	-	早期に解消	平成32年	健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)に基づき、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。			
2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①42% ②37%	平成25年	-	-	①42% ②37%	-	-	①47% ②45%	平成32年	世帯全体では約半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、引き続き子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成37年)、大都市圏:50%(平成37年))に基づき、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
3 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	-	-	-	-	-	-	-	平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割	-	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(平成28～平成37の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割)を設定したもの。			
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.1%	平成26年	-	-	-	2.1%	-	3.1%	平成32年	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(4%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したもの。			
5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77%	平成26年度	-	-	-	77%	-	84%	平成32年度	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(90%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したもの。			
6 都市再生機構団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地を対象)の地域の医療福祉拠点化	0団地	平成27年度	-	-	-	-	0団地	100団地程度	平成32年度	団塊世代が後期高齢者となる平成37年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のUR団地の再編等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。 大都市圏のUR団地(おおむね1,000戸以上の約200団地)を対象に医療福祉拠点化に取り組むこととしているが、中期目標期間(平成26～30年)の5年間でその半分である100団地程度で取り組みに着手し、平成32年度までに拠点を形成することとする。			
7 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合	0割	平成26年度	-	-	-	0割	0.4割 (63市区町村)	おおむね8割	平成37年度	空き家対策の展開を促進する指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(おおむね8割(平成37年))を設定。			
8 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	318万戸	平成25年	-	-	318万戸	-	-	400万戸程度におさえる	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(平成37年))から設定。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 公的賃貸住宅の管理等 (平成18年度)	0001	9,567 (8,334)	9,292 (8,004)	14,819 (14,393)	9,531	平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減等を実施するとともに、公営住宅整備事業をはじめとする住宅建設事業の効率的かつ効果的な推進のための調査を実施。	1.2	補助対象戸数 最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。					
(2) 公的賃貸住宅長寿命化モデル事業 (平成26年度)	0002	-	305 (305)	2,310 (2,269)	2,685	公的賃貸住宅のストックを長寿命化するための先導的取組であって、学識経験者で構成する評価委員会により先導性や普及性の観点から評価されたものに対して支援を実施	1	公的賃貸住宅長寿命化モデル事業を実施している団地数 団地の耐震化を進める。 バリアフリーを推進する。					
(3) 住宅金融支援機構(平成19年度)	0003	51,011 (49,099)	142,517 (137,558)	25,425 (23,800)	24,303	○民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を通じて、省エネルギー性等に優れた住宅の供給促進等を行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.3%の金利引下げ等。	1	フラット35買取・付保実績(件数・金額) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合					
(4) 都市再生機構出資金(平成26年度)	0004	-	3,000 (3,000)	6,100 (6,100)	4,500	都市・居住環境整備推進出資金(居住環境整備型)に追加出資することで、URの土地保有コストを低減、UR賃貸住宅団地の整備敷地等を活用し、地域の医療・福祉拠点の整備を推進する。	3.6	医療福祉施設等の誘致施設数 地域医療福祉拠点化の着手団地数					

(5) 東日本大震災災害公営住宅供給円滑化等調査 (平成24年度)	復興庁 180	300 (296)	100 (99)	90 (90)	-	被災地における災害公営住宅の供給に当たって、供給前倒しに係る検討、工程・供給時期が未確定な地区の解消に向けた検討などを行い、今後の事業化の促進、的確な進行管理の実現を図るとともに、その検討結果・効果を地方公共団体等に広く提供し、災害公営住宅の早期供給を推進する。	-	東日本大震災災害公営住宅供給円滑化等調査の調査検討成果の情報提供等を行った地方公共団体数(災害公営住宅の整備を行っている地方公共団体数)
(6) 既設公営住宅等災害復旧事業 (平成25年度)	復興庁 198	5,151 (3,695)	757 (28)	198 (0)	278	東日本大震災等において滅失又は著しく損傷した既設の公営住宅、改良住宅及び地域優良賃貸住宅(公共供給型)を再建・補修を支援し、従前居住者の居住の安定確保を図る。	-	交付決定を行った団地数 東日本大震災により被災した公営住宅等の復旧を推進(福島県原発事故に係る避難指示区域等を除き復旧済み)
(7) 沖縄振興交付金事業推進費		172,506 (162,916)	172,061	225,372		(沖縄振興公共投資交付金) 沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業として、政令で定められたもののうち沖縄振興交付金事業計画に記載されたもの。交付率:既存の高率補助を適用。	-	-
(8) 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業費		1,214 (1,181)	2,527	4,877		県土の均衡ある発展を図る観点から、北部地域における連携促進と自立的発展の条件整備として、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)を実施する。 事業実施:事業執行段階において、事業執行官庁(国土交通省)への移替え等を行い実施。 補助率:各公共事業の沖縄県の嵩上げされた高率補助率を適用。 ※北部振興のための経費については、平成12年度から平成21年度まで各年度50億円、平成22年度及び平成23年度は各年度35億円が予算措置された。平成24年度から新たに5か年の事業が開始され、平成24・25年度は各年度25億円、平成26年度は25.7億円が予算措置された。	-	-
(9) 空き家管理等基盤強化推進事業(平成25年度)	0010	150 (87)	350 (133)	150	-	住宅ストックの適切な維持管理が行われるための環境整備として、空き家等の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や関連するビジネスの育成・普及を支援する。	-	-
(10) 先駆的空き家対策モデル事業(平成28年度)	新28-0001	-	-	-	120	市区町村等にノウハウの蓄積が十分でない空家法に関する事務等について、法務や不動産の専門家等と連携して、その運用方針等を検討・作成し、これを実際の空き家に適用し、その実施結果を踏まえた運用方針等の策定及び公開等を行う。	7	実施団体数 空家等対策計画を策定した市町村数の全市区町村数に対する割合
(11) 重層的セーフティネット構築支援事業 (平成27年度)	0019	-	-	230 (210)	210	○公的賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、地方公共団体において、福祉・子育て支援等の地域に必要な機能の整備とあわせて公営住宅団地の再生など、公営住宅に係るPPP/PFIの事業提案を行う民間事業者等による調査に要する費用に対し、定額補助を行う。 ○民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、民間事業者等による民間賃貸住宅に係るトラブルの相談・関係機関の連携の円滑化に関する取組み、サービス付き高齢者向け住宅の登録状況等に係る調査・分析や広報による周知・普及に関する取組みに要する費用に対し、定額補助を行う。	2.4	公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る補助対象数居住支援協議会による人口カバー率 平成37年度までに子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(全国)を50%に引き上げる。 平成37年度までに子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(大都市圏)を50%に引き上げる。 平成37年度までに高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%に引き上げる。
(12) 地域居住機能再生推進事業 (平成25年度)	0123	493 (493)	5,647 (5,287)	25,668 (25,651)	57,727	地方公共団体、地方住宅供給公社等が地域毎に協議会(地域居住機能再生協議会)をつくり、関係者の連携のもと、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建て替えをPFIの手法も活用しつつ実施するとともに、集約化により創出した団地余剰地への子育て支援施設、サービス付き高齢者向け住宅や医療・福祉施設等の導入等により、地域全体の居住機能を再生するための支援を行う。	3	地域居住機能再生推進事業を実施している地区数 平成28～平成37年度の期間内に建替え等が行われる団地の施設の併設率について、おおむね9割を目指す。
施策の予算額・執行額		60,304 (57,338)	156,139 (148,770)	49,439	40,034	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 和田 康紀	
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持感涙された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
9 既存住宅流通の市場規模	4兆円	平成25年	-	-	4兆円	-	-	/	8兆円	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(8兆円(平成37年))から設定。			
10 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合	5%	平成26年度	-	-	-	5%	-	/	20%	平成37年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合(20%(平成37年))から設定。			
11 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	46%	平成25年度	-	-	46%	-	-	/	60%	平成32年度	分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(H28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(70%(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。			
12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.30%	平成26年度	-	-	-	11.3%	-	/	16%	平成32年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値(20%(平成37年))を基に、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したものの。			
13 リフォームの市場規模	7兆円	平成25年	-	-	7兆円	-	-	/	12兆円	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(12兆円(平成37年))から設定。			
14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの類型)	約250件	平成26年度	-	-	-	約250件	255 (精査中)	/	388件	平成32年度	マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	005	94 (86)	88 (78)	77 (71)	77	事業の目的を達成するため、平成26年度は4つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③長期優良住宅の制度普及に関する調査経費 ④中古住宅の流通・賃貸市場活性化のための市場動向把握手法等の検討調査	9,11,12,13	調査本数 -						
(2) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	006	30 (28)	30 (28)	30 (29)	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。	-	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合						
(3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	007	102 (95)	107 (98)	128 (121)	124	事業の目的を達成するため、平成28年度は9つの調査等を行う。 ①建築基準法の性能技術基準整備調査 ②昇降機等の安全・安心に関する取組みの推進に関する調査検討 ③民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ④建築基準に関する国際基準整合調査 ⑤建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ⑥新興国建築基準の分析・課題抽出に関する調査 ⑦建築基準法等の施行状況総合調査経費 ⑧既存の昇降機等の効果的な改修に関する調査検討経費 ⑨ユネスコ事業拠出金	-	調査本数 住宅の利活用期間 ①滅失住宅の平均築後年数 ②住宅の滅失率						
(4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	008	850 (811)	548 (518)	500 (488)	450	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。なお、補助率については定額補助とし、補助限度額については1事業者あたり6千万円としている。ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、外部識者を含む評価委員会に諮り、その妥当性を了承されたものに限り、補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとする。	-	当該年度に実施した調査事項数 各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したものの平均値						

(5)	建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	009	300 (291)	330 (306)	300 (300)	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認等	-	防火構造等の性能の確認数 耐震性の検証を行った物件数 耐火関連の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能を有しないことが確認された件数の割合 耐震性の検証を行った物件数に対する法への不適合が確認された物件数の割合
(6)	既存建築物安全性確保推進事業 (平成25年度)	011	250 (250)	200 (200)	110 (110)	-	下記の既存建築物の安全性確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①地方公共団体における体制整備支援:耐震診断義務化対象建築物等についての情報提供、耐震診断・耐震改修等の実施状況の調査等 ②耐震診断・耐震改修計画作成(事業者・建築主等向け)の体制整備支援:耐震診断・耐震改修に関する具体的な診断・施工技術や施工方法の事業者向け講習会等の実施、新たな法制上の枠組み等の啓発・周知のための建築主等向け情報提供等の実施等	-	補助金の交付件数 多数の者が利用する建築物の耐震化率 住宅の耐震化率
(7)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	012	151 (112)	154 (105)	115 (90)	100	マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援 ①マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進 ②老朽化マンションの代替え等の専門家による相談体制等の整備	11、14	活動実績団体数 -
(8)	住宅ストック維持・向上促進事業 (平成28年度)	新28-002	- -	- -	- -	990	健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住宅生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。	9,10,13	実施予定事業者数 -
(9)	住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度)	014	- -	1,850 (1,701)	1,562 (1,478)	1,380	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2)	9,13,32	民間事業者等より公募した採択事業件数 -
(10)	木造住宅施行技術体制整備事業 (平成26年度)	015	- -	650 (519)	460 (455)	510	木造住宅供給の主な担い手となる大工技能者の減少・高齢化を踏まえ、新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力向上に資する技術講習等の取組に対する支援を行う。(補助率:定額)	12,13	採択事業件数 -
(11)	環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	077	21,065 (17,684)	18,370 (12,415)	28,450 (12,928)	15,822	住宅・建築物の省エネ、省CO2や木造・木質化による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取組等に対して支援を行い、その成果の波及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化及び既存住宅の長寿命化を推進する。	13,32	実施したプロジェクト数 ※事業実績は、評価業務除く。
(12)	長期優良住宅化リフォーム推進事業 (平成28年度)	新28-010	- -	- -	- -	4,000	既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率:1/3)	13,32,46	実施したプロジェクト数 ※事業実績は、評価業務除く。
(13)	建築確認検査制度等の見直しに係る体制整備等支援事業 (平成26年度)	016	- -	209 (184)	191 (178)	172	建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。	-	補助金の交付件数 構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均(事前相談期間を含む)
(14)	CLTを用いた木造建築基準の高度化推進事業 (平成26年度)	017	- (292)	300 (280)	280 (280)	-	CLTを用いた建築物の設計法の確立及び基準の高度化を行うために必要なデータの収集整理を行う。 ・CLTを用いた建築物の終局挙動確認等のための実大振動台実験 ・CLTの材料実験、接合部・構面の要素実験 ・CLTを用いた建築物の設計法素案の検討等	-	- -
(15)	住み替え等円滑化推進事業 (平成27年度)	018	- -	- -	45 (42)	45	高齢者等が保有する住宅資産の活用を促進し、子育て世帯や高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えを円滑化するために、住宅資産の活用について助言する専門家の育成及び相談体制の整備を行う民間事業者等に対して支援する。(補助率:定額)	9	相談会・セミナーの開催回数、相談窓口の設置箇所数、研修
(16)	多世代交流型住宅ストック活用推進事業 (平成27年度)	020	- -	- -	32.0 (32)	29	①相談体制整備等に係る事業 ○個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域所住の検討者、地域内の住宅の利活用検討者を主たる対象として、個人住宅等の有効活用や住替え等に係る相談に総合的に対応する常設のワンストップ相談窓口を設置する。 ○設置した相談窓口において、個人住宅等の有効活用に関する相談員による面談、関係主体との連携・調整等を実施する。 ②モデル的取組に係る事業 ○個人住宅を有効活用するため、住替えや移住等に必要となるリノベーションや融資に関するスキーム等を検討・実践するなど、住宅としての流通を促進することに主眼を置いた取組を行う。 ○個人住宅等を居住以外の目的も含めて有効に活用するため、必要となるコンバージョン(転用)、改修や融資等に係るスキームの検討・実践等の取組を行う。	9	総合相談窓口の設置件数 モデル的取組に係る事業の実施件数 平成37年度に既存住宅流通の市場規模を8兆円まで引き上げる。
(17)	省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備 (平成27年度)	021	- -	- -	700 (474)	700	平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとされているところであり、適合の義務化に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。	32	民間事業者等より公募した採択事業件数

(18)	インスペクションの活用による住宅市場活性化事業 (平成27年度)	022	-	-	270 (254)	270	既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るため、インスペクションによる住宅情報の蓄積・活用と、インスペクション技術の開発・高度化に係る取組みに対する支援を行う。	9,13	民間事業者等より公募した採択事業件数
(19)	新たな定期調査・検査報告制度の定着及び実効性確保に資する取組への支援 (平成27年度)	023	-	-	56 (56)	-	定期報告や建築確認などに関する業務を行ってきた民間の機関において、新たな定期調査・検査報告制度の周知、普及啓発などを図ろうとする主体的な取組について、新たな定期調査・検査報告制度の円滑な導入、調査・検査の着実な実施、報告率向上など同制度の実効性の向上に資する取組を着実に推進できるよう、国として必要な支援を行う。	-	-
(20)	新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業 (平成27年度)	024	-	-	19 (19)	19	新興国の制度・基準策定機関の政府職員を対象とした ・建築技術についての見学会 ・建築基準や規制制度についての研修・セミナー・ワークショップ 等	-	新興国政府職員を対象とした見学会・ワークショップ・セミナー等の開催回数 新興国に対する我が国建築基準の年間導入件数 ※同一国に複数テーマ我が国の建築基準を導入した場合には複数件としてカウントする
(21)	東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業 (平成24年度)	復興庁〇〇	400	-	-	-	被災案件に係る建築確認検査を実施する指定確認検査機関が行う以下の事業等に要する費用を補助する。 ・復興事業の建築計画に係る審査の円滑化に向けた事前相談・本審査に係る体制整備を図るための窓口等の体制の充実・強化 ・復興事業に係る建築主・設計者等に対する基準・手続き等建築規制制度の周知等 (補助率：定額補助)	-	指定確認検査機関において手数料減免を実施した件数 東日本大震災からの復旧・復興を推進 (建築確認検査手続きの円滑化は、被災地の復旧・復興に寄与するものも一部であり、被災地全体の復旧・復興がどの程度推進されたかを定量的な成果目標に設定するのは困難であるため。)
(22)	建築材料等に関するサンプル調査 (平成28年度)	新28-003	-	-	-	150	大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能、検査・品質管理体制の確認、または性能確認試験等を実施し、大臣認定仕様への適合性等を検証する民間事業者等に対して補助を行う。(補助率：定額補助)	-	サンプル調査実施件数 サンプル調査実施件数に対する大臣認定仕様への不適合が確認された件数の割合
(23)	定期報告制度の運用に関する調査事業 (平成28年度)	新28-004	-	-	-	45	定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立ち入りによる調査・検査の実態を把握し、収集した事例の分析等により、同制度の改善点の整理を行う民間事業者等に対して補助を行う。	-	立ち入り調査を実際に行った件数 目標(年間160件)に対して、実際に立ち入り調査を行うことができた件数の割合
施策の予算額・執行額			177,297 (169,284)	6,436 (5,484)	26,408	5,800	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-③)

施策目標		3 総合的なバリアフリー化を推進する					担当部局名	総合政策局			作成責任者名	安心生活政策課長 長井 総和	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
15 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率)	①83% ②約91% ③583駅 ④約54% ⑤ (i)49% (ii)44% (iii)34% ⑥53.5%	平成25年度	①77% ②一 ③519駅 ④50% ⑤ (i)48% (ii)44% (iii)33% ⑥47%	①81% ②一 ③564駅 ④52% ⑤ (i)48% (ii)44% (iii)33% ⑥51%	①83% ②91% ③583駅 ④54% ⑤ (i)49% (ii)44% (iii)34% ⑥54%	①85% ②92% ③615駅 ④55% ⑤ (i)49% (ii)45% (iii)34% ⑥56%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤ (i)集計中 (ii)集計中 (iii)集計中 ⑥集計中	①100% ②約100% ③800駅 ④約60% ⑤ (i)60% (ii)60% (iii)45% ⑥約70%	平成32年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)に定める整備目標を踏まえ設定。 ②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したもの。 ③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア(※)の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。 ④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づいて、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することを設定したもの。 ⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。			
16 車両等のバリアフリー化(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けたバス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④福祉タクシーの導入数、⑤旅客船のバリアフリー化率、⑥航空機のバリアフリー化率)	①60% ②43.9% ③3.9% ④13,978台 ⑤約29% ⑥約93%	平成25年度	①52.8% ②38.4% ③3.3% ④13,099台 ⑤20.6% ⑥86.1%	①55.8% ②41.0% ③3.6% ④13,856台 ⑤24.5% ⑥89.2%	①59.5% ②43.9% ③3.9% ④13,978台 ⑤28.6% ⑥92.8%	①62.0% ②47.0% ③5.7% ④14,644台 ⑤32.2% ⑥94.6%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①約70% ②約70% ③約25% ④約28,000台 ⑤約50% ⑥100%	平成32年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。航空機については基本方針の目標を平成25年度末に既に達成済みのため、交通政策基本計画において設定している目標に合わせることにした。			
17 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41%	平成25年	—	—	—	41%	—	61%	平成32年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(75%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したもの。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進 (平成18年度)	26	35 (27)	37 (27)	55 (46)	55	平成18年12月に施行されたバリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)及び心のバリアフリーについては国の責務とされており、国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催等に向け、さらなるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う。	15 16	バリアフリー教室の開催 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数					
施策の予算額・執行額		35 (27)	37 (27)	55	55	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)							
備考													

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-④)

施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する							担当部局名	港湾局			作成責任者名	海洋・環境課長 佐々木 宏		
施策目標の概要及び達成すべき目標	海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸侵食対策等を実施することにより、良好な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
18 全国の海面処分場における受入可能年数	約8年	平成26年度	-	-	-	約8年	約7年	7年以上を確保	毎年度	・港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備が必要であるため。 ・目標値については、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。					
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 国連環境計画拠出金 (平成16年度)	27	12 (12)	15 (15)	17 (17)	18	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。					-	・NOWPAP政府間会合、海洋環境緊急準備・対応地域活動センター(MERRAC)フォーカスポイント会合参加数。 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数。			
(2) 国連開発計画拠出金 (平成18年度)	28	10 (10)	12 (12)	14 (14)	15	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を改善する。					-	・東アジア海域パートナーシップ会合、東アジア海洋会議等への参加回数。 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数。			
(3) 海洋・沿岸域環境の保全等の推進 (平成20年度)	29	59 (58)	37 (30)	46	39	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画(平成25年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。					-	・検討会・会議開催の回数及び海洋汚染防止指導、油濁防止管理者講習にかかる会議開催の回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数			
(4) 低潮線の保全に要する経費 (平成23年度)	31	55 (53)	55 (55)	55 (53)	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。					-	・低潮線及びその周辺の状況調査(巡視等)区域数 ・我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積			
(5) 海岸事業 (昭和24年度)	30	16,678 (16,656)	11,804 (11,795)	14,547 (11,186)	11,727	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。					-	・直轄海岸事業箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。			

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑤)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する						担当部局名	道路局		作成責任者名	・道路局 環境安全課 (交通安全政策分析官 連見 有敏)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度								27年度
19 市街地等の幹線道路の無電柱化率		16%	平成26年度	15%	15.3%	15.6%	16%	集計中	20%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、平成32年度までに20%にすることとされている。 ・これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展するものとして目標値を設定。			
達成手段(開始年度)	28年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 道路事業(直轄・改築等)(昭和27年度)	038	1,228,818 (1,220,661)	994,975 (992,176)	874,830 (874,163)	1,067,572	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は158kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与				87	-			
(2) 道路事業(直轄・無電柱化推進)(昭和61年度)	039	35,169 (34,419)	29,574 (29,316)	28,963 (28,915)	39,907	地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト縮減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。				19	-			
(3) 高騒音対策による沿道騒音の低減効果に関する連携調査経費(平成26年度)	041	-	15 (15)	18	16	これまで、沿道環境改善のため、低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置、環境施設等の整備等を実施してきたが、よりよい沿道環境の実現に向け、新たに走行車両の特性に着目した道路交通騒音対策について検討するとともに、特に環境基準を超えている地域等を中心に、従来から有効とされている低騒音舗装等の道路構造による騒音対策の活用について検討を行うものである。				-	直轄国道における低騒音舗装の整備延長割合 昼夜ともに騒音の環境基準を達成している住居等の割合			
(4) 道路空間の機能向上に資する道路空間の再配分に関する調査検討(平成27年度)	042	-	-	19	17	これまでの道路整備は、新たな路線整備や道路の幅幅など道路ネットワークの整備が主に進められてきたが、交通分担の変化や、沿道住民からのニーズを受けて、道路ストックの有効活用を推進する必要性が高まっている。このため、既存の道路空間の活用方策およびその推進方策に関する検討を行う。				-	地方公共団体に紹介する道路空間の機能向上に資する事例の収集・整理 道路空間の機能向上に資する取り組みの推進に向け、平成28年度までに地方公共団体に対して事例の周知			
(5) 環境対応車普及促進対策(平成14年度)	043	600 (433)	529 (394)	481	360	トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行う。				-	補助台数 事業用自動車における新車販売台数に占めるCNG車、ハイブリッド車の台数を、2020年度までに20~30%とする。事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車数を3%とする。			
(6) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速的普及促進(平成23年度)	044	1,811 (384)	511 (364)	499	417	他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、電気自動車等の導入に要する経費の一部を補助する。				-	補助台数 事業用自動車における新車販売台数に占める電気自動車等の台数を、2020年度までに15~21%とする。事業用自動車の同一カテゴリーに開発メーカーが2社以上参入し、かつベース車との価格差が1.5倍以内とする。			
(7) 中小トラック事業者の燃料費対策事業(平成26年度)	045	-	3,504 (-)	3,504 (3,040)	-	燃料多消費産業への支援、供給合理化対策における措置として、環境性能に優れた環境対応型ディーゼルトラックの導入及び平常時には、燃料を低廉かつ安定的に供給し、災害時には、一定量を緊急物資輸送車両へ供給する燃料貯蔵設備の導入について補助する。				-	・環境対応型ディーゼルトラックの導入台数 ・燃料貯蔵施設の設置箇所数 ・事業用貨物自動車における燃料費の削減額 ・燃料貯蔵施設の導入における燃料費の削減額			
(8) 次世代大型車開発・実用化促進事業(平成17年度)	046	249 (231)	248 (218)	248	248	先進環境技術を搭載した次世代大型車の性能の向上(技術的改良等)及び実用化の促進に資するため、高効率次世代ディーゼルエンジン、大型LNG車のボイルオフガス対策、実走行時の燃費向上・排出ガス対策等について、自動車メーカー等と連携して、シミュレーション評価や実証試験等を実施し、必要な技術基準の整備を図る。				-	開発対象車種等の数 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。			
(9) 車両の環境対策(平成17年度)	047	183 (162)	188 (168)	193	211	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査。				-	調査件数 平成32年度までに、対策地域(自排局)における二酸化窒素(NO2)及び浮遊状粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成する。			

(10)	超小型モビリティの導入促進 (平成24年度)	048	582 (211)	201 (117)	174	0	超小型モビリティの普及に向けて、成功事例の創出や国民理解の醸成に資するような地方公共団体等の主導による先導・試行導入の事業計画を公募し、外部有識者による評価を実施した上で、優れた計画を策定した者に対して車両導入や効果検証等に要する経費の一部を補助する。	-	補助台数 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。
(11)	道路分野におけるアスリート・観客への暑熱対策に関する調査検討 (平成28年度)	新28-005	- -	- -	- -	18 -	「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」や「アスリート・観客の暑さ対策に係る関係省庁連絡会議」においてオリンピック・パラリンピックに向けた暑熱対策が検討されており、アスリート・観客への暑熱対策として、路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術等の効果検証を実施するとともに、その結果も踏まえて、快適な環境の提供に資する道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化を図ることとなっている。 このほかにも、道路管理者が実施できる暑熱対策を総合的に検討するため、暑さ対策に資する情報提供のあり方等、道路分野以外の動向を踏まえた対策を検討することが必要である。	-	道路における暑熱対策の手引き(仮)の作成 オリンピック・パラリンピックのマラソンコース等において、暑熱対策を実施した延長割合
(12)	新たな無電柱化推進のための調査 (平成28年度)	新28-006	- -	- -	- -	42 -	道路幅が狭い箇所等において、民地等を活用し地上機器(トランス)を円滑に整備するための手法を確立するため、事例箇所における調査、物理的制約が大きい箇所における整備手法調査、駐車場や公園等の民地等スペースを活用した面的整備の検討、条件整理及びモデルケースの検討、円滑に整備を図るためのガイドラインの作成を実施する。また、占用物件の既設管路を活用したコスト縮減策として、占用物件の管理者より活用可能な既設管路の情報を入手し通信線に加え電力線の収容に向けた課題整理、電線事業者間の円滑な調整、収容できる手法の検討を実施する。	19	占用している既存の管路を活用した延長 市街地等の幹線道路の無電柱化率
施策の予算額・執行額 ※下段〈 〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			199.933 (297.884)	196.703 (46)	180.369 (0)	134.784 (0)	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)「市街地等における無電柱化(中略)を重点的に推進する」 経済財政運営と改革の基本方針2016(H28年6月)「観光を我が国の期間産業へと成長させるため、(中略)PPP/PFI手法の活用等による無電柱化(中略)の整備を推進する」 日本再興戦略2016(H28年6月)「また、観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、PPP/PFI手法の活用等により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。歴史まちづくり法)の重点区域等で無電柱化を推進する。」 交通政策基本計画(平成28年3月18日閣議決定)「無電柱化の推進」	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑥)

施策目標		6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部			作成責任者名	水資源政策課長 荒井 仁志	
施策目標の概要及び達成すべき目標		安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。						施策目標の評価結果	/	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
20 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度		69%	平成23年度	69%	71%	71%	73%	73%	/	約74%	平成28年度	【指標の定義】 全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。 このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。 目標値は、H19年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH28年度における値を推定している。		
21 貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合		58%	平成23年度	58%	63%	65%	67%	69%	/	約78%	平成28年度	【指標の定義】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画のうち、平成23年度末において進捗中の整備計画(30地域)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%) 【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。 このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 平成23年度末において進捗中の整備計画(30地域)に位置づけられた事業の完了割合(58%)を初期値とし、平成19年度から平成23年度まで5年間のトレンドから平成28年度の数値を推定して目標値としている。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 水資源開発事業(昭和37年度)		050	9,819 (9,796)	13,552 (13,387)	12,050 (12,050)	12,783	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。					20	-	
(2) 水源地域対策基本問題調査費(平成4年度)		053	8 (7)	8 (7)	8 (8)	8	本事業は、水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。 また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。					21	-	
(3) 水資源の現状把握等に要する経費(昭和50年度)		054	24 (19)	24 (18)	22 (14)	22	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水資源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。 調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。					20	-	
(4) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費(平成12年度)		055	18 (15)	18 (17)	31 (30)	31	雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。 また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行う。					20	-	
(5) 気候変動への適応策検討経費(平成26年度)		058	-	13 (13)	13 (13)	13	気候変動による深刻な渇水の出現を予測するとともに、水資源への影響要因等を分析し、気候変動による水資源への影響を科学的に分析・検証し、気候変動が水資源に与える影響及びリスクの評価を行う。 降雨状況等を設定し、流域や地域の特性に応じた、渇水の進展に伴う影響項目とその状況を想定し、その想定を踏まえた渇水対応タイムラインの作成を促進する。被害や影響が最小となるよう、需要側、供給側の予防、対応、措置の検討を行う。対策は、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援など事前予防措置や応急対策が適切にとられるようにハード対策・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する。					20	-	

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>15,006 (11,361)</p>	<p>15,455 (13,555)</p>	<p>13,413</p>	<p>11,767</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>【閣議決定】 水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成14年2月15日)、筑後川水系(平成17年4月15日))、水循環基本計画(平成27年7月10日)、国土形成計画(平成27年8月14日)、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日)</p>
<p>備考</p>						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑦)

施策目標		7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する					担当部局名	都市局		作成責任者名	公園緑地・景観課長 町田 誠			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
22	歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	約69%	平成22年度	約69%	約70%	約70%	約70%	集計中		約75%	平成28年度	少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成28年度の目標値約75%を設定している。		
23	1人当たり都市公園等面積	9.8㎡/人	平成22年度	9.9㎡/人	10.0㎡/人	10.1㎡/人	10.2㎡/人	集計中		10.5㎡/人	平成28年度	緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園の今後の整備予定量から目標値を設定。		
24	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	12.8㎡/人	平成24年度	12.7㎡/人	12.8㎡/人	12.9㎡/人	13.0㎡/人	集計中		14.1㎡/人	平成32年度	水と緑豊かで良好な都市環境を着実に形成していく必要があり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市域における水と緑の公的空間確保量」と同一定義)】		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)				28年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度(百万円)	26年度(百万円)	27年度(百万円)	28年度(百万円)									
(1)	国営公園等事業(昭和47年度)(関連:28-⑦、⑧、⑩)	22,018 (21,756)	23,769 (23,584)	23,495 (23,368)	22,043	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。				22、23、24、40、117⑩	-			
(2)	明日香村歴史的風土活用事業交付金(平成12年度)	150 (150)	150 (150)	150 (150)	150	国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存を図るため、明日香法に基づき全国でも唯一村内全域に厳しい土地利用規制を課していることを背景とした人口減少、高齢化、観光客の減少、農林業の衰退等の課題に対応し、歴史的風土の創造的活用の推進を図る。				-	建築物等の修景件数:50件 主要観光施設の年間入場者数(H31年度目標値:1,300千人)			
(3)	古都における歴史的風土の保存方策等検討調査(平成26年度)	-	8 (8)	7 (7)	6	古都保存法は、現状凍結的な厳しい行為規制とその代償として損失補償と土地の買入れ制度により歴史的風土の保存に一定の役割を果たしてきたが、近年、歴史的風土を構成する森林や農地等の自然的環境の荒廃や植生遷移など新たな問題に直面している。これらの問題を解決するため、多様な主体が参画し自然的環境を誘導するための方策を検討し、古都における歴史的風土の保存を推進する。				-	調査実績件数:1件 歴史的風土の保存のための活動団体の会員数(H28年度目標値:600人) 歴史的風土の保存のための活動団体の年間活動回数(H28年度目標値:95回)			
(4)	国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業(平成27年度)	-	-	200 (200)	526	平成26年10月31日付け閣議決定に基づき、岩手県及び宮城県が整備する復興祈念公園の中に、丘や広場など中核的施設となる国営追悼・祈念施設(仮称)を整備することにより、良好で緑豊かな都市空間の形成に資する。				-	国営追悼・祈念施設(仮称)事業箇所数:2箇所 -			
(5)	社会資本整備総合交付金(平成22年度)(再掲)	1,184,688 (1,178,560)	995,641 (990,139)	873,313	1,035,533	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				24、26、27、73、76、77、112	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)			
施策の予算額・執行額		22,770 (19,214)	23,384 (21,079)	21,421	19,361	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		【閣決(重点)】(業績指標24) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)						
備考														

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑧)

施策目標		8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する					担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部		作成責任者名	下水道事業課長 加藤 裕之		
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度							27年度
25 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	平成22年度	約35%	約36%	約38%	約42%	集計中	約50%	平成28年度	【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子:政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母:政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の策定期間のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。			
26 下水汚泥エネルギー化率	約15%	平成25年度	-	-	約15%	約15%	集計中	約30%	平成32年度	【指標の定義】 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込む。			
27 汚水処理人口普及率	約89%	平成25年度	-	-	約89%	約89%	集計中	約96%	平成32年度	【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分母)総人口 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を平成32年度までに約96%まで向上させることを目標として設定			
28 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率	約2%	平成26年度	-	-	-	約2%	約19%	100%	平成32年度	【指標の定義】 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合 (分母)全都道府県数 (分子)より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための都道府県構想が策定されている都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了			
29 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合	25%	平成26年度	-	-	-	25%	29%	50%	平成32年度	【指標の定義】 河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合=①/② ①:水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数 ②:河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数 【目標設定の考え方・根拠】 地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要		関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	387	1,184,688 (1,178,560)	995,641 (990,139)	873,313	1,035,533	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。		26,27,29	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)				

国営公園等事業 (2) (昭和47年度) (関連28-⑦、 ⑩)	59	22,018 (21,756)	23,769 (23,584)	23,495 (23,368)	22,043	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	25	—
河川改修事業 (3) (明治7年度(直轄)、昭和7年 度(補助))	63	493,115 (485,420)	321,485 (319,055)	234,695 (234,066)	316,765	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	29	河川改修事業(直轄・補助)及び総合水環境整備事業(直轄)の実施箇所数 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間) 平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
下水道事業 (4) (昭和32年度) (関連28-⑩、 ⑫)	64	5,709 (5,559)	5,588 (5,466)	5,319 (5,157)	5,280	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カインベション推進下水道・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③水質保全下水道・・・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ④資源循環形成下水道・・・低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ⑤浸水対策下水道・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑥地震対策下水道・・・大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 【③、④、⑥についてはH25年度までの事業】 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	26,27,28	—
下水道リスク管理システムの 運用経費 (平成13年度)	65	6 (5)	6 (5)	6 (5)	6	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。	—	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施) 化学物質管理計画の策定割合
下水道分野の水ビジネス国際 展開経費 (平成21年度)	66	92 (90)	102 (102)	102 (100)	98	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。	—	国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数 我が国企業の下水道分野における海外受注案件数
次世代型流域マネジメント方策 に関する検討経費 (平成25年度)	67	15 (15)	23 (23)	8 (8)	—	今後の流域管理に求められている観点を踏まえ、①季節別運転等、放流先のニーズに応じた下水処理場における栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理手法、②水循環の健全化に向けた下水道による雨水利用の推進について技術資料を作成し、それぞれの取り組みを推進する。	—	栄養塩類の循環バランスを回復させる方策や、雨水利用の推進に関する技術資料の作成 季節別運転を実施している下水処理場の数
資源としての河川利用の高度 化に関する検討経費 (平成26年度)	68	— (0.4)	2 (0.4)	2 (1)	—	有権者による検討会を開催し、河川利用を高度化し、資源としての河川のポテンシャルをさらに発揮するために、我が国経済の発展に資する河川利用のあり方等について検討を行う。	—	資源としての河川利用の高度化に関する検討会の開催 ・一級河川に係る従属発電登録(許可)件数 ・河川敷地専用許可準則の特例措置の利用件数

(9) 下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費 (平成28年度)	新28-7	—	—	—	30	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション方式等のPPP/PFI導入に先行的に取り組む地方公共団体の準備事業を支援するため、民間企業・地方公共団体の双方へヒアリングを行いつつ、実施方針や募集要項等の作成を行う。 ・コンセッション方式導入に関する課題の抽出と解決方策の検討を実施し、成果をとりまとめ、全国に水平展開する。 ・PPP/PFIを導入した場合の公費負担の抑制効果について、地方公共団体が簡易に算出できる方法を検討し、その成果をガイドラインとしてまとめる。 	—	下水道におけるPPP/PFIの導入に関する技術資料の作成
							<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション方式等の ・実施契約を締結 ・実施方針公表を予定 ・具体的に検討している案件の総数 	
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		67,380 〈239〉 (54,661) 〈〈239〉〉	37,883 (28,547)	35,549	26,198	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)、生物多様性国家戦略20112-2020(平成24年9月28日閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)、日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-9)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う					担当部局名	総合政策局		作成責任者名	環境政策課長 榎田 泰宏	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度					
30 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	-	-	①-1.65% ②-0.77% ③-1.03%	①-1.02% ②-0.97% ③-0.99%	①-1.05% ②-0.77% ③-1.28%	①-1.19% ②-1.06% ③-0.89%	集計中	直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)にも位置づけられた指標である。		
31 建設工用機械機器による環境の保全(①建設機械から排出されるPMの削減量、②建設機械から排出されるNOxの削減量、③ハイブリッド建設機械の普及台数)	①PM1.9千トン ②NOx39.1千トン ③200台	平成21年度	①2.9千t ②61.1千t ③960台	①集計中 ②集計中 ③1,560台	①集計中 ②集計中 ③2,260台	①集計中 ②集計中 ③3,180台	①集計中 ②集計中 ③集計中	①PM8.1千トン ②NOx153.0千トン ③4,000台	平成28年度	・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」において、PM・NOx削減の提言がなされているため。 ・①及び② 各排出ガス基準の建設機械(排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数(a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量(b)の積により計算。 (a)各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間(平成17～21年度)における増加台数・減少台数の平均値(第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定。 (b)建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定。 ・③ CO2排出量削減に資するため、CO2排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規定(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定された、ハイブリッド機構を有した建設機械を普及促進する必要があるため。 ・メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数を目標値に設定。		
32 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6%	平成25年度	-	-	6%	-	-	20%	平成37年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合(20%(平成37年))を基に、2020年(平成32年)を目標に新築住宅について省エネ基準適合率を100%にする目標を踏まえて設定。		
33 モーダルシフトに関する指標(①鉄道による貨物輸送トンキロ(鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)、②内航海運による貨物輸送トンキロ(内航海運による雑貨の輸送トンキロ))	①187億トンキロ ②333億トンキロ	平成24年度	①180 ②305	①187 ②333	①193 ②330	①195 ②331	集計中	①221億トンキロ ②367億トンキロ	平成32年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道や海運へのモーダルシフトを推進するため、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において定められた指標を踏まえ、①鉄道コンテナ輸送量については221億トンキロ、②海上輸送量については367億トンキロとする目標値を設定。		
34 都市緑化等による温室効果ガス吸収量	約111万t-CO2/年	平成25年度	約106万t-CO2/年	約108万t-CO2/年	約111万t-CO2/年	約115万t-CO2/年	集計中	約119万t-CO2/年	平成32年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定【社会資本整備重点計画第3章の重点目標に関連する事業の指標「都市緑化等による温室効果ガス吸収量」】(同一定義)		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)								
(1) 住宅建築技術高度化・展開推進事業(平成26年度)	14	-	1,850	1,562	1,380	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2)	9 13 32	民間事業者等より公募した採択事業件数	-			
(2) 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備(平成27年度)	21	-	-	700	700	平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとされているところであり、適合の義務化に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。	32	民間事業者等より公募した採択事業件数	-			
(3) 建設機械施工における環境対策の推進(平成21年度)	69	8 (7)	9 (8)	8 (8)	0 (0)	地球温暖化対策のため建設機械から排出される二酸化炭素の大幅な削減を目指して、カーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料の建設機械への使用可能性及び使用方法の検討を実施する。	31	-	-			
(4) 社会資本分野における環境対策の推進(平成14年度)	70	59 (57)	51 (51)	55 (54)	55	地球環境への負荷の少ない持続可能な社会の目的を達成するため、①社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくり・地域づくりに資する「グリーンインフラ」の取組推進のための調査検討を行う。②持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けて、まち・住まい・交通の一体的な創着省エネルギー化を総合的に推進するため、地方自治体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することにより、都市規模、地域特性等にに応じた先導的なモデル構築及び全国的な普及促進を図る。	-	低炭素まちづくりの策定等	環境ポータルサイトへのアクセス件数			

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-10)

施策目標		10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する						担当部局名	気象庁			作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 須田 一人		
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
35 緊急地震速報の精度向上	28%	平成22年度	56%	79%	63%	83%	86%	/	85%以上	平成27年度	指標の実績値は平成19年度に77%を示し、その後も同程度の精度で推移。平成22年度においては、平成23年3月10日までの実績値は72%であったが、東北地方太平洋沖地震発生後の活発な余震活動に伴い、適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発し、指標の値が大幅に低下。このため、同時に発生した地震を適切に分離する等により、緊急地震速報の精度改善を行っている。これらの改善により、余震活動の長期化や、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっている状況のもとでも、予想精度を改善し、低下した指標を回復・向上させることを目標とする。				
36 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	32%	平成23年度	32%	33%	38%	40%	46%	/	41%	平成28年度	防災情報等や情報伝達体制は、災害対応を行っている国土交通省の事務所及び都道府県において収集、提供されるものであることから、当該指標を用いて測定することが妥当である。危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、重要な拠点について、着実に整備を行うこととし、41%を平成28年度末までの目標値として設定した。				
37 台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)	302km	平成22年	305km	314km	288km	275km	244km	/	260km	平成27年	台風による災害の被害軽減を図るためには、台風に関する気象情報の充実が必要であり、それを支える技術的な基盤として台風進路などの予報精度の向上が必要である。この精度向上を測定する指標として、台風の進路予報は個々の台風の特性や気象の環境場の影響を受けて、その予報誤差が台風ごと年ごとに変動するものであることから、年ごとの誤差の値ではなく、当該年を含む過去5年間で平均した予報誤差の値を用いることとする。平成22年の指標の実績(平成18年～平成22年の予報誤差の平均)は302kmである。平成27年の目標値は、過去5年間の同指標の改善状況も踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、引き続き予報誤差の減少を図ることとし、260kmと設定することが適切と判断した。				
38 防災地理情報の整備率	53%	平成23年度	53%	55%	58%	62%	66%	/	67%	平成28年度	想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の43断層帯のうち、特に人口の多い都市圏周辺部の13断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)											
(1) 災害発生時の応急活動の強化・充実に係る経費(平成25年度)	81	0 (0)	485 (444)	14 (13)	0	本経費ではリアルタイムの被災状況や応急対応状況等を分析・共有できる電子防災情報システム構築のため、データ整備、システム開発、防災センターの機能・機材の充実を図るとともに、ビッグデータを活用した被災・浸水状況等の把握手法を検討することにより、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等による応急活動の強化・充実に図る。	-	-							
(2) 地殻変動等調査経費(昭和42年度)	82	310 (304)	302 (291)	293 (283)	269	災害対策基本法に基づく政府の指定行政機関として、科学技術・学術審議会の「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について」(平成25年11月8日建議)等の趣旨に沿い、地殻活動の活発な地域等において最新の測量技術を用いた繰り返し観測、地殻活動の予測分析を行うための調査等を実施することにより、地震調査研究、火山噴火予知研究の推進に資する。	38	-							
(3) 防災地理調査経費(平成20年度)	83	50 (47)	31 (31)	31 (31)	37	全国の主要な平野とその周辺及び活動的な火山等を対象に、脆弱地形データ、火山防災地形データ、活断層位置情報データ等の土地の自然条件に関する防災基礎情報を整備・提供し、地震による津波や地盤災害危険地域の分布や火山災害予測など、国・地方公共団体の防災・減災対策、危機管理対策に寄与する。	38	-							
(4) 測量用航空機運航経費(平成22年度)	84	98 (92)	99 (99)	99 (98)	99	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発生後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復旧・復興対策に活用することが重要であることから、国土地理院が所有する防災・測量用航空機「くにかぜⅢ」による空中写真の緊急撮影を実施し、撮影した空中写真画像及びそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府ならびに関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度からくにかぜⅢに合成開口レーダー(SAR)を搭載して観測が可能となったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。	38	-							
(5) 予報業務(昭和31年度)	85	534 (524)	359 (354)	654 (636)	407	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等を基に、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時における指定河川洪水予報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者に提供され個別のニーズに応じたサービス等に利用される。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)							
(6) 気象データ交換業務(昭和31年度)	86	1,733 (1,590)	1,695 (1,659)	1,239 (1,228)	1,363	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に収集・交換する。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)							

(7)	数値予報業務 (昭和34年度)	87	716 (716)	691 (691)	711 (711)	927	観測データ等を基に物理法則に基づく数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うためには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム(スーパーコンピュータ)により数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成する。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(8)	アメダス観測 (昭和31年度)	88	963 (949)	1,403 (1,385)	698 (697)	706	気象の基本的な要素である、降水量、風向風速、気温、日照等について、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により自動で常時観測を行うとともに、部外機関の観測した観測データを速やかに収集して品質管理を行う。観測成果は即時に実況値として全国の予報担当者や防災関係機関に提供する。また、全国から集められた観測資料は速やかに蓄積・統計処理を行う。	-	大雨警報のための雨量予測精度を向上させ、降水短時間予報における2時間後から3時間後までの1時間雨量の予測値と実測値の比を平成29年度までに0.52以上とする。
(9)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	89	628 (623)	433 (428)	427 (423)	427	日本全体をカバーするよう、全国の20箇所に気象レーダーを展開し、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦(メソサイクロン)を検出して予報担当者に通知する。	37	大雨警報のための雨量予測精度を向上させ、降水短時間予報における2時間後から3時間後までの1時間雨量の予測値と実測値の比を平成29年度までに0.52以上とする。
(10)	地磁気観測 (昭和31年度)	90	28 (27)	28 (27)	28 (27)	59	地磁気観測所(茨城県石岡市)、女満別(北海道大空町)及び鹿屋(鹿児島県鹿屋市)に設置している観測施設を中心として、人工的なノイズの少ない環境の中に磁力計を設置し、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時観測する。観測データは地磁気観測所において解析し火山活動の評価に係る研究を行うとともに、国内では独立行政法人情報通信研究機構に通報して宇宙天気予報に利用されるほか、世界各国に通報する。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成32年度までに49火山とする。
(11)	気象測器検定 (昭和31年度)	91	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12	気象庁がアメダス観測、ラジオゾンデ観測で自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内であることを確認する。このことにより、観測データの品質が担保され、台風予報をはじめ、気象予報・警報等のより良い気象情報の作成に寄与する。また、気象業務法に基づき気象観測を行う部外機関が使用する気象測器は、気象観測に適した測定器である必要があり、気象庁は、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。さらに、部外機関が行うべき気象測器の検定業務について、受託により実施する。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(12)	防災情報提供センター (平成15年度)	92	114 (114)	93 (85)	83 (83)	91	防災情報提供センターとして国土交通省関係局が保有する防災情報を集約し、リアルタイム雨量(広域版)やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報(天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等)をインターネットを通じて国民に提供する。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(13)	高層気象観測 (昭和31年度)	93	4,168 (3,382)	459 (457)	460 (457)	460	全国14ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、観測測器(ラジオゾンデ)を取り付けた気球を1日2回(9時及び21時)飛揚することにより、上空30kmまでの大気の気温、湿度、気圧、風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。また、全国33ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、ウィンドプロファイラにより、電波を利用して10分ごとに300mの高度間隔で上空最大12km程度までの風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(14)	地震津波観測 (昭和31年度)	94	1,734 (1,821)	1,486 (1,440)	2,118 (2,025)	1,256	気象庁が整備した地震計等に加え、関係機関が整備した地震計等も活用し、24時間体制で地震の観測・監視を行う。これらのデータを地震活動等総合監視システム(EPOS)により集約・解析し、緊急地震速報、津波警報、震度に関する情報等を発表する。これらの情報は、防災関係機関や報道機関を通じて国民に伝達され、地震や津波による災害の防止・軽減に貢献している。また、海外で大規模地震が発生した場合にも、関係国と連携しつつ、地震情報や津波情報を発表する。さらに、地震活動等総合監視システムを気象庁本庁・大阪管区気象台の2中核に集約し、災害時の業務継続を可能にしている。	35	沖合の津波観測に関する情報で利用する観測点の数を平成30年度までに200点以上とする。
(15)	地殻観測 (昭和31年度)	95	43 (41)	44 (42)	44 (43)	44	東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設(ひずみ計等)により、東海地震の前兆現象を24時間体制で観測・監視し、最新の科学的知見に基づく解析を行うとともに、観測データに異常が検出された場合には、その原因について「地震防災対策強化地域判定会」により総合的な評価を行う。また、適時適切に東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報)を国民・防災関係機関・報道機関等に発表し、準備行動や地震応急対策に資する。	-	東海地震予知のために活用する他機関の観測データの数2点(平成28年度)
(16)	火山観測 (昭和31年度)	96	654 (651)	788 (779)	5,422 (5,042)	2,828	各火山の活動状況に応じて、常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GNSS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制を構築・運用する。これらのデータを全国4官署(本庁火山監視・警報センター及び札幌・仙台・福岡管区気象台の地域火山監視・警報センター)において24時間体制で監視・解析し、火山活動状況に応じて噴火警報等の防災情報を発表する。噴火警報をより防災活動に活用しやすくするため、執るべき防災行動との対応をわかりやすく表記した「噴火警戒レベル」の導入を進めている。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成32年度までに49火山とする。
(17)	海洋環境観測 (昭和31年度)	97	718 (714)	752 (737)	772 (717)	751	地球温暖化や海洋汚染等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上に比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや汚染物質等の実態を高精度に観測し、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量、海洋酸性化及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環などの変動を把握する。また、海上の気象観測や、水温、塩分、海流、海水の化学成分等の実況把握を通じ、北西太平洋の海洋の循環を把握し、海洋が気候変動に与える影響について解明を図る。	-	平成24年度から平成28年度までの5年間に計7件の改善又は新規の情報提供を行う。地球温暖化等の監視に資する海洋の二酸化炭素に関する情報の数:7件(平成28年度)
(18)	波浪観測 (昭和31年度)	98	61 (61)	68 (68)	74 (74)	75	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及び我が国周辺海域において沿岸波浪計や漂流ブイにより波浪観測を行うとともに、Jason(米NASA/仏CNES)等の観測衛星や船舶からの観測データを収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行う。	-	内海・内湾における波浪予測情報を提供する海域数を毎年2海域ずつ増加させる。内海・内湾における波浪予測情報を提供する海域数:22海域(平成29年度)

(19)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	99	71 (69)	76 (74)	116 (116)	74	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、東南海・南海地震に対処するための地殻変動の検知や地球温暖化による海面水位の変動の監視に資するデータを取得する。 また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等の被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化による海面水位の変動を監視し、海面水位の変動を監視する国際的な枠組みである全球海面水位観測システム(GLOSS)にデータを提供する。	-	潮位観測施設全てを津波・高潮警報更新に活用できるよう運用する。 潮位観測施設全てを津波・高潮警報更新に活用できるよう運用し、津波・高潮に関する情報の改善に寄与する。:69地点(毎年)
(20)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	100	1,087 (215)	148 (145)	146 (145)	146	父島及び南鳥島の気象観測所において、定期的に地上・高層気象観測を実施する。	37	・安定した品質の高層気象観測データを定期的に提供する。 WMOにより定められている定時(00及び12UTC)の観測結果の通報率100%を目標とする。高層気象観測(毎年) ・安定した品質の地上気象観測データを定期的に提供する。 毎正時の地上気象観測結果の即時通報率100%を目標とする。地上気象観測(毎年) ・台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(21)	大気バックグラウンド汚染観測 (昭和50年度)	101	85 (84)	87 (86)	87 (86)	77	二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)について、継続して観測を実施する。国内の3か所の観測地点(岩手県綾里、東京都南鳥島、沖縄県と那国島)は、世界気象機関(WMO)においても国際的に重要な観測地点として位置づけられている。これらの観測で得られたデータは、気象庁の刊行物(気候変動監視レポート等)やホームページにおいて公開するとともに、世界気象機関(WMO)の資料センターに提供する。また、黄砂に関する実況値や予測情報の提供も実施する。これらの地球温暖化に関わる監視の成果は、平成27年末に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定の達成に向けた政府の取り組みにおける実効性の評価や政府・自治体等における環境対策に貢献するものである。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。 地球環境に関する気象情報提供の改善又は新規の件数:2件(毎年)
(22)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	102	29 (29)	30 (30)	29 (29)	29	札幌・つくば・那覇の国内3か所において、オゾン分光光度計によるオゾン全量観測、気球に吊るした測器を飛揚することによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外域日射観測等を実施する。また、南鳥島でオゾン全量の観測を行う。 気象庁では、観測で得られた成果について、気象庁のホームページや刊行物を通じて公開しており、地球温暖化をはじめとした地球環境に関する国民の関心と理解の増進に貢献している。また、公開した観測データは、「環境省刊行の「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」などに活用される他、世界オゾン・紫外線資料センター(WOUDC)への提供を通じて世界気象機関(WMO)/国連環境計画(UNEP)が4年毎に発行する「オゾン層破壊の科学アセスメント」においても引用されている。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。 地球環境に関する気象情報提供の改善又は新規の件数:2件(毎年)
(23)	日射観測 (昭和31年度)	103	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	全国5官署(札幌、つくば、福岡、石垣島、南鳥島)において、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)を実施し、観測データは、品質管理した後に統計処理を行い公表する。また、世界気象機関(WMO)の第II地区(アジア)放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、アジア地区内各国及び日本の日射計国家基準器の校正を実施する。国際的な観測基準に基づき観測された日射放射データはデータセンターを通じて利用者に提供され、IPCC評価報告書等において地球温暖化の監視等に活用されている。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。 地球環境に関する気象情報提供の改善又は新規の件数:2件(毎年)
(24)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	104	41 (40)	26 (26)	22 (22)	12	世界気象機関(WMO)の温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)として、世界各国の過去から現在までの温室効果ガス等の観測データの収集・データベース化による一元管理・解析及び品質の管理を行い、全球規模の温室効果ガスの現状を気象庁のホームページや当該センターのホームページにおいて発表する。 また、データ及び解析結果に関する印刷物・電子媒体を国内外の関係機関に配布する。 さらに、環境省と共同で設置した「地球観測連携拠点(温暖化分野)」及び気象庁の専門家会合において、観測の品質評価等についての関係機関との情報交換や観測に関する連携を推進する。	-	国際的なサービスの向上・データセンター利用拡大のため、年1件以上の提供情報やホームページの改善を行う。 提供情報やホームページの改善件数:1件(毎年)
(25)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	105	55 (55)	52 (51)	40 (40)	40	日本の周辺海域に自動昇降式フロート(中層フロート)を投入し、深さ2000mまでの水温・塩分の分布を観測・通報する。 また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やブイ等の海洋観測データを活用することにより、精度の高いエルニーニョ等の海洋予測情報及び季節予報の作成・提供を行う。 さらに、世界の異常気象の発生状況を毎週定期的に把握するとともに、特筆すべき異常気象が発生した場合には、臨時的な全球異常気象監視速報を発表し、また日本において、平年からの隔りたる大きな天候が続くと予測された場合には、異常気象早期警戒情報を発表する。	-	異常気象早期警戒情報の予測精度指標(ブライア・スキル・スコア)について、平成23年度の0.21を平成28年度までに0.26に改善する。 ブライア・スキル・スコア:0.26(平成28年度)
(26)	異常気象情報センター(平成26年度から) (平成25年度まではアジア太平洋気候センター) (平成14年度)	106	23 (23)	19 (19)	19 (19)	19	世界気象機関(WMO)が指定した地区気候センターとして、アジア地域の気象機関の気候情報作成能力を向上するため、主にウェブサイトを通じて、異常気象等の監視・早期警戒、季節予報、地球温暖化予測等に関するデータや情報を提供する。 また、提供しているデータや情報の活用方法を指導するトレーニングセミナーを開催するなどにより、人材育成を図る。	-	平成28年度に異常気象情報センター(旧)のウェブサイトをリニューアルして提供している気候データや情報の利用回数を400万回まで引き上げる。 ウェブサイトの利用回数(アクセス数):400万回(平成28年度)
(27)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	107	87 (86)	65 (64)	62 (60)	84	地球温暖化予測モデルの結果を解析し、「地球温暖化予測情報」として公表する。 また、地球温暖化とともに、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドについて、その監視結果を報告する。 また、異常気象の要因と見直しについて官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高低温および冬季日本海側においては翌週の大雪(降雪量がかなり多くなること)を対象とした異常気象早期警戒情報を週2回発表する。 さらに、これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	地球温暖化予測情報の利用ユーザー数の累計を平成29年度までに40件以上とする。 地球温暖化予測情報(地上気温、降水量等の気候モデルによる予測計算結果)の利用ユーザー(利用申請者)数:40人(平成29年度)
(28)	次期静止気象衛星整備 (平成17年度)	108	10,280 (10,280)	7,533 (7,522)	6,774 (6,773)	7,287	国民の安心・安全に寄与する防災情報の作成及び地球環境の監視に欠かせない次期静止気象衛星(ひまわり8号、9号)を打ち上げるための整備を着実に推進する。 なお、観測データは台風監視等の防災上の観点から重要なデータであり、機器故障等によるデータの欠落を防ぐためのバックアップ体制として、次期衛星においても引き続き2機体制を維持する。	37	ひまわり9号を平成28年度に運用開始する。 台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)

(29) 静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	109	895 (880)	958 (941)	947 (935)	821	静止気象衛星は東経140度付近に位置し、365日24時間常に地球の同一面を監視し、連続する大気の状態を観測する。同衛星では、絶え間なく観測したデータを地上へ送信し、地上設備で衛星からのデータを受信・処理する。観測データは、台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るために用いるほか、数値予報の初期値として予報精度向上のために利用される。また、観測データから作成する衛星画像は、天気解説等に利用されるとともに、同衛星を通じて近隣諸国(東アジアやオセアニア等の各国)へ配信され防災情報に利用されている。 このように本事業は、静止気象衛星により観測したデータを衛星から送信し、地上設備により受信・処理を行い、気象庁内のみならず国内外の関係機関へ配信する一連の業務である。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(30) 衛星施設維持 (昭和52年度)	110	382 (378)	394 (381)	375 (366)	371	気象庁では静止気象衛星の観測データを受信・処理するため地上設備を整備しており、これらの施設・設備では多数の機器が設置され、大容量の電力を使用している。このため、電力会社から電力の調達を行うとともに、電気設備等の施設・設備の維持管理を行う。 また、無線周波数調整を実施し他の無線設備との混信発生を未然に防ぐなど、無線設備の長期的・安定的な運用を保持するため維持管理を行う。	37	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)200km(平成32年)
(31) 国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	111	743 (743)	765 (765)	854 (854)	968	世界気象機関(WMO)は、気象・水文の観測・予測、データ交換等に関する組織・システムの確立・維持、技術基準の統一、それら業務遂行に係る加盟国の能力向上等についての国際協力及び科学技術活動を推進しており、我が国を含む各国気象水文機関が行う災害の予防・交通の安全・産業の興隆に寄与する業務の円滑な運営には不可欠なものである。	-	世界気象機関への分担金等の支払履行率:100% 世界気象機関への加盟国(国と地域)数:191
施策の予算額・執行額		25,171 (23,748)	22,202 (21,682)	21,414	20,160	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑪)

施策目標		11 住宅・市街地の防災性を向上する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市安全課長 河野 俊郎	
施策目標の概要及び達成すべき目標		防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度				27年度			
39	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	6,466ha	平成23年度	6,466ha	8,016ha	9,586ha	10,752ha	12,729ha	/	13,000ha	平成28年度	過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。	
40	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約76%	平成24年度	約78%	約74%	約76%	約79%	集計中	/	約89%	平成32年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成32年度の目標値約89%を設定。	
41	下水道による都市浸水対策達成率	約56%	平成26年度	-	-	-	約56%	約57%	/	約62%	平成32年度	地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定。	
42	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約4,450ha	平成27年度	5,745ha	-	-	4,547ha	4,435ha	/	おおむね解消	平成32年度	平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、地震時等に著しく危険な密集市街地を平成32年度末までにおおむね解消するという目標が定められた。これは、できるだけ早期に地震時等における最低限の安全性を確保すべきとの観点から定められた目標であり、住宅等の不燃化や公共施設の整備、避難経路の確保等の取り組みが引き続き行われていることから、これを継続する。 なお、平成28年3月18日に改訂された住生活基本計画(全国計画)においても、同様の目標が継続して定められている。	
43	大規模盛土造成地マップ等公表率	13.70%	平成27年度	3.6%	3.7%	8.0%	13.7%	41.0%	/	約70%	平成32年度	平成28年度末の目標値に、平成25年度の公表率の進捗状況(約5%/年)を用いて、平成32年度末の目標値を設定。	
44	災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場)	①約46% ②約32%	平成26年度	①33% ②-	①38% ②-	①44% ②-	①46% ②32%	①47% ②集計中	/	①約60% ②約40%	平成32年度	《管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。 《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。	
45	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	-	-	-	-	0%	/	100%	平成32年度	水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。	
46	①住宅・②建築物の耐震化率	①約82% ②約85%	平成25年度	-	-	①約82% ②約85%	-	-	/	①約95% ②約95%	①平成32年度 ②平成32年度	①住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成28年3月25日改正)にて目標値を設定 ②統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成28年3月25日改正)にて目標値を設定	
47	防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	3.0%	平成26年度	-	-	-	3%	5%	/	100%	平成30年度	国土強靱化の取組のひとつとして、大規模災害に対し脆弱である地下街の防災対策は急務とされたことから、平成26年度より5年間を目標に、公共用通路等として利用されている全ての地下街で防災対策に着手するものとして設定。 参考:国土強靱化AP(2014):防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合0%(H25)→100%(H30)	
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
国営公園等事業 (1) (昭和47年度)(関連:28-⑦、 ⑧、⑪)	59	22,018 (21,756)	23,769 (23,584)	23,495 (23,368)	22,043	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。				22、23、24、 40、117⑩	-		

(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:28-⑧、 ⑫)	64	5,709 (5,559)	5,588 (5,466)	5,319 (5,157)	5,280	<p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率</p> <p>①民間活カイノベーション推進下水道…再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等)</p> <p>②未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等)</p> <p>③水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等)</p> <p>④資源循環型下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等)</p> <p>⑤浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等)</p> <p>⑥地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等)</p> <p>【③、④、⑥についてはH25年度までの事業】</p> <p>○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究</p>	26、27、28	-
(3) 都市安全確保促進事業 (平成24年度)	112	417 (81)	253 (133)	266 (122)	204	<p>大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。</p> <p>都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画又は帰宅困難者対策協議会によるエリア防災計画の作成(補助率3分の2、2分の1)や、同計画に基づくソフト対策(補助率2分の1)及びハード対策(補助率3分の1)を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び官民協議会。</p>	-	<p>当該年度に支援を行う都市再生緊急整備協議会等数(H28年度活動見込:21)</p> <p>都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数(累計) (H30年度目標値:45)</p>
(4) 地下街防災推進事業 (平成26年度)	113	-	615 (4)	905 (210)	871	<p>地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要である。</p> <p>このため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の安全対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の安心避難対策の充実を図る。</p>	47	<p>防災推進計画策定に着手した地下街の数:20</p> <p>安全点検、防災推進計画策定が完了していない地下街の数:0(平成30年度)</p>
(5) みどりの防災・減災対策推進事業 (平成26年度)	114	-	57 (1)	60 (22)	-	<p>我が国では、近い将来、首都直下地震等による大規模災害の発生が予想されることから、都市の強靱化による防災・減災のための取り組みが急務となっている。このため、密集市街地等において、延焼防止帯となる植樹帯等の整備を推進することにより、大規模災害に対する都市の防災性の向上を図る。</p> <p>大規模災害発生時の密集市街地等における延焼防止の促進のため、三大都市圏の密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上させるための緑化を支援する。</p>	-	<p>事業実施箇所数:6</p> <p>市街地緑化防災対策推進計画を策定し、当該計画に基づき緑化による防災・減災対策を完了した市町村数:20(平成30年度)</p>
(6) 大都市災害からの早期回復に向けた都市づくり方策検討調査経費 (平成26年度)	115	-	15 (15)	10 (10)	-	<p>首都直下地震や南海トラフ地震においては、首都中枢機能を含む大都市において甚大な被害が想定されることから、被害状況の把握やそれに基づく復興まちづくりを迅速に進める必要性が高い。また、発災時に必要となる避難所や防災拠点機能については、その全てを公共投資により賄うことが困難であることから、既存施設を活用するとともに、民間を活用して効果的に確保することが不可欠である。</p> <p>このため、大都市災害からの早期回復に向けた都市づくりガイドラインを作成し、被災者の生活の早期回復・復興や効率的な都市の防災機能の確保を図る。</p>	39、42、43	-
(7) 下水道事業運営人材育成支援事業委託費(平成26年度)	119	-	49	46	45	<p>国において、効率的な下水道事業の運営に必要な高度かつ先進的な知見及び取組事例等を全国の地方公共団体に普及させるため、地方公共団体の職員に対する人材育成プログラムを検討・作成し、当該プログラムを実施することにより、地方公共団体においてアセットマネジメントに必要な知見を有した人材を育成する。</p>	-	<p>人材育成実施自治体数</p> <p>・研修生アンケートで「研修効果を得られた」と回答した割合を100%にする</p> <p>・「研修効果を得られた」と回答した割合</p>
(8) 住宅市街地総合整備促進事業 (平成6年度)	122	33,914	30,374	27,973	29,515	<p>①既成市街地における老朽建築物除却、住宅・地区公共施設整備等により住宅市街地の整備を背負合的に行う事業(住宅市街地総合整備事業)</p> <p>②住宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の公共施設等の整備を総合的に行う事業(住宅市街地基盤整備事業)等 (補助率:1/2、1/3等)</p>	42	<p>39地区 2,641ha</p> <p>-</p>
(9) スマートウェルネス住宅等推進事業 (平成22年度)	125	-	34,421 (31,078)	33,480	32,000	<p>①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。(補助率1/10、1/3、限度額120万円/戸等)</p> <p>②スマートウェルネス拠点整備事業及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業 住宅団地等における併設施設(高齢者生活支援施設等)の整備費及び高齢者等の居住の安定確保と健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。(補助率1/10、1/3、限度額1000万円/施設等)</p>	4、5	-
(10) 災害時拠点強靱化緊急促進事業 (平成26年度)	126	-	3,000 (1)	3,000	3,000	<p>南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。</p>	-	<p>当該年度の当該事業実施件数</p> <p>帰宅困難者対策に取り組んでいる政令指定都市若しくは特別区、又は中核市、特別市、県庁所在都市の数</p>

(11)	都市局市街地防災推進費 (平成27年度)	116	-	-	32	48	<p>①大都市部における避難・誘導インフラ整備方策検討調査 大規模地震の発災時に多数の人的被害や混乱が予想される大都市部の避難・誘導環境の改善を図るため、大都市部における避難・誘導インフラの整備状況や今後の課題について分析を行い、地方公共団体向けのガイドラインとしてとりまとめる。</p> <p>②宅地の性能に関する情報提供についての検討調査 宅地の安全性に関する情報について災害の防止・軽減の観点から重要度等の検討を行う。また、地方公共団体の情報提供や宅地所有者等の情報利用の課題抽出をすとも、情報利用者や危険度等に応じた情報の提供方法や活用方法についての検討を行う。</p> <p>③公園施設の安全点検等に係る制度についての検討調査 多様な公園施設の点検、診断等を適切に実施するため、公園施設毎の点検、診断等に必要な専門的知見、技術の検証を行うとともに、民間資格の技術内容等の評価の考え方や水準を整理し、公園施設の安全点検等の質の向上に係る民間資格等の活用方法をとりまとめる。</p> <p>④大規模災害に対する早期回復・復興に資する市街地復興計画の策定を円滑に行うために、地方公共団体における市街地復興計画策定訓練を試行し、市街地類型ごとの復興にあたっての課題や市町村レベルでの策定訓練を行うことによる市町村単位での課題を整理し、事前準備のあり方をガイドラインとしてとりまとめる。</p> <p>⑤屋外広告物安全対策推進調査 全国の地方公共団体における屋外広告物の安全対策を促進するため、複数の都市を対象に屋外広告物の立地特性等を踏まえた安全対策を検討し、汎用性の高いマニュアルとしてとりまとめる。</p> <p>⑥樹木等の安全点検診断の指針の策定調査 都市公園における樹木等の管理・点検診断を適切に実施し、公園利用者等の安全・安心を確保するため、樹木等の点検診断の現状把握及び課題の抽出・整理を行うとともに、専門的な知見を踏まえた点検診断の方法、改善処置等について技術的指針としてとりまとめる。</p>	39、43、117 ⑩	-
(12)	災害時業務継続地区整備緊急促進事業 (平成27年度)	117	-	-	348	365	<p>都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区における災害時のエネルギー不足は、業務継続や災害対応に支障をきたし、我が国経済への影響も大きい。このため、当該地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を支援することにより、我が国都市の防災性の向上等を図る。</p>	93	<p>災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーシステムが導入される地区数</p> <p>災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーシステム導入に伴う災害発生時の被害軽減効果(H32年度目標値:1300億円)</p>
(13)	内水浸水被害に対するソフト・自助を含めた減災対策に関する検討経費 (平成27年度)	121	-	-	14	27	<p>局地的な大雨等による被害を軽減するため、内水に関する浸水情報を下水道管理者等から地下街等の施設管理者等へ提供する手法を検討するとともに、浸水時の避難確保・浸水防止に関する関係者間の連携を促進する方策を検討し、関係者間が連携した水防計画等の作成の促進を図る。</p>	-	<p>水防計画等に関する技術資料の作成</p> <p>地下の避難確保・浸水防止計画を作成した地下街等の数</p>
(14)	住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業 (平成27年度)	127	-	-	60	2,500	<p>住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の同居や、居住支援協議会等へ整備住宅の情報を登録すること等を条件として、空き家等を改修する工事に要する費用の一部を国が補助する。(補助率:1/3、補助限度額:50万円/戸等)</p>	1	<p>事業戸数</p> <p>住宅確保要配慮者の同居率</p>
(15)	官民連携による浸水対策に関する検討経費 (平成28年度)	新28-008	-	-	-	20	<p>官民連携した効率的かつ効果的な浸水対策を推進するため、民間事業者が管理を委ねる際に必要となる管理協定等の条件を調査するとともに、下水道管理者が民間の貯留施設を管理する手法を検討し、その手法をガイドラインとしてとりまとめる。</p>	-	<p>官民連携した浸水対策に関する技術資料の作成</p> <p>過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水のおそれのある家屋数</p>
(16)	施設管理計画と経営改善等検討経費 (平成28年度)	新28-009	-	-	-	42	<p>下水道法改正(平成27年度7月施行)にあわせて、地方公共団体では平成28年度以降、概ね3年程度の間施設管理計画を策定することとしており、それを実行するための体制・財源についても併せて検討する必要がある。そこで、国が選定したモデル都市においてこれらの検討を行い、先進事例として広く周知する必要があるため、複数の特徴的な地方公共団体をモデルケースとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画策定の検討 財源となる下水道使用料や地方債の将来見通しを推計する際の人口動態や借入利率等の前提条件、健全な下水道事業運営を確保するための指標、経営改善の取組の検討 下水道事業の持続的な運営を行う執行体制を確保するための広域化・統合化、PPP導入等の検討 <p>を実施する。さらに、これらのモデルケースにおける検討をマニュアルとしてとりまとめ、全国へ水平展開し、持続的な下水道事業運営の促進に繋げる。</p>	-	<p>施設管理計画等に関する技術資料の作成</p> <p>個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率</p>
(17)	長期優良住宅化リフォーム推進事業 (平成28年度)	新28-010	-	-	-	4,000	<p>既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率:1/3)</p>	13、32、46	<p>実施したプロジェクト数 ※事業実績は、評価業務除く。</p>
(18)	防災・安全交付金 (平成24年度)(再掲)	388(再掲)	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342	1,450,919	<p>地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく次の取り組みについて、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。</p>	40、41、42、43、44、46、48、49②、50、51、52 ①、56、74、75、117	<p>社会資本総合整備計画数(全国ベース)</p> <p>社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)</p>

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>163,612 (84,054)</p>	<p>188,919 (84,597)</p>	<p>217,979</p>	<p>116,080</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>【施政方針】 ・第162回国会 施政方針演説(平成17年1月21日) (業績指標39、40) ・第166回国会 施政方針演説(平成19年1月26日) (業績指標39、40) ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日) (業績指標42) ・第183回国会 施政方針演説(平成25年2月28日) (業績指標42、46) ・第186回国会 施政方針演説(平成26年1月24日) (業績指標46) ・第189回国会 施政方針演説(平成27年2月12日) (業績指標42) 【閣決】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日) (業績指標40、41、42、43、44、45、46、47)</p>
<p>備考</p>						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑫)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する					担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 平井 秀輝			
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
48	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37% ②約32%	平成26年度	-	-	-	①約37% ②約32%	①約42% ②約37%	①約75% ②約77%	平成32年度	【指標の定義】 ①河川堤防の整備率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合 ②水門・樋門等の耐震化率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定				
49	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	①約71% ②約55%	平成26年度	-	-	-	①約70.7% ②約54.7%	①約71.3% ②約55.3%	①約76% ②約60%	平成32年度	【指標の定義】 人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定				
50	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	-	-	-	-	0%	100%	平成32年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村数の割合(=①/②%) ①:洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数 ②:想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。 なお、浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行うこととしている。				
51	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約37%	平成26年度	-	-	-	約37%	約38%	約41%	平成32年度	【指標の定義】 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険渓流等の数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定				
52	土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数	①約42万区域 ②約40万区域	平成26年度	-	-	-	①約42万区域 ②約40万区域	①約48万区域 ②約44万区域	①約65万区域 ②約63万区域	①平成31年度 ②平成32年度	【指標の定義】 ①土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数 ②土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定				
53	TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	-	-	-	17都道府県	27都道府県	47都道府県	平成32年度	【指標の定義】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体を実施する実働訓練にTEC-FORCEが参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。 早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成32年度までに全都道府県で実施することを目標としている。				
54	国管理河川におけるタイムライン策定数	148市区町村	平成26年度	-	-	-	148市区町村	344市区町村	730市区町村	平成32年度	【指標の定義】 国管理河川における洪水浸水想定区域内にある市区町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに、国管理河川における洪水浸水想定区域内の市区町村(730市区町村)全てにおいて、策定することを目標として設定				

55	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	-	-	-	0	0	約900	平成32年度	【指標の定義】 最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数 【目標設定の考え方・根拠】 H32までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。	
		予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
達成手段(開始年度)	28年度行政事業レビュー事業番号	25年度(百万円)	26年度(百万円)	27年度(百万円)	28年度当初予算額(百万円)							
(1) 災害対策等緊急事業(平成17年度)	129	29,868 (14,901)	20,246 (8,736)	11,160	22,736	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等の再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置する等の事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)					-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数(前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度によって災害等の発生状況が変化するため、事前に活動見込みを示すことはできない。 推進費の緊急配分により、再度災害防止等効果の早期発現を推進する。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との再度災害防止の効果発現の短縮期間
(2) 河川改修事業(明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連28-⑧)	63	493,115 (485,420)	321,485 (319,055)	234,695 (234,066)	316,765	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特長や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)					49	河川改修事業(直轄・補助)及び総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間) 平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
(3) 河川改修事業(補助・床上浸水対策特別緊急事業)平成7年度	130	7,061 (7,059)	8,974 (8,970)	8,000 (8,000)	13,327	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。 ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの - 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの - 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの - 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等					49	・事業着手時に平成25年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成28年度以降完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成25年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成27年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成28年度以降完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数

<p>(4) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))</p>	<p>131</p>	<p>136,503 (134,944)</p>	<p>129,584 (129,152)</p>	<p>137,052 (136,865)</p>	<p>186,440</p>	<p>河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムの整備を実施している。 このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)</p>	<p>49</p> <p>ダム建設事業の実施箇所数 (直轄事業、水資源機構事業、補助事業)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)</p> <p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)</p> <p>平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p>
<p>(5) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事業)、明治31年度(堰堤維持事業))</p>	<p>132</p>	<p>250,611 (246,760)</p>	<p>179,429 (177,311)</p>	<p>142,553 (142,316)</p>	<p>157,222</p>	<p>河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムの操作及び、堤体と貯水池の点検、巡視、補修、更新等を実施。</p>	<p>-</p> <p>・河川管理延長(河川区間) ・河川管理施設数 ・ダム数(国・水資源機構)</p> <p>・水門、樋門樋管、排水機場等河川構造物の補修等により安全が保持された人口 ・ダムによる洪水調節回数(国・水資源機構) ※この他、利水補給等に係る操作を実施。</p>
<p>(6) 砂防事業 (明治31年度)</p>	<p>133</p>	<p>112,730 (111,140)</p>	<p>93,187 (92,112)</p>	<p>87,666 (87,446)</p>	<p>109,351</p>	<p>砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	<p>51</p> <p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>
<p>(7) 砂防管理事業 (平成20年度)</p>	<p>134</p>	<p>818 (818)</p>	<p>552 (552)</p>	<p>551 (551)</p>	<p>702</p>	<p>砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。</p>	<p>-</p> <p>除石量</p> <p>現在管理している2溪流について、平成28年度まで適正に砂防施設の機能を確保する ・適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数</p>
<p>(8) 地すべり対策事業 (昭和27年度)</p>	<p>135</p>	<p>8,454 (8,368)</p>	<p>8,650 (8,557)</p>	<p>7,442 (7,422)</p>	<p>8,163</p>	<p>地すべり災害は一旦発生すると緊急的かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	<p>-</p> <p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p>
<p>(9) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)</p>	<p>136</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。</p>	<p>51</p> <p>急傾斜地崩壊対策に関する検討業務</p> <p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>

<p>(10) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連28-⑬)</p>	<p>137</p>	<p>50,353 (40,053)</p>	<p>27,940 (27,923)</p>	<p>20,785 (20,701)</p>	<p>16,624</p>	<p>東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海・東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。</p>	<p>48</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所数(直轄河川) ・実施箇所数(直轄・水資源機構管理ダム) ・土砂災害対策箇所数 ・実施箇所数(海岸) <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに75%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (①河川堤防の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (②海岸堤防等の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率を平成32年度までに77%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (③水門・樋門等の耐震化率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに78%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (①河川)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに82%まで整備する。 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (②海岸)</p>
<p>(11) 下水道事業(昭和32年度)(関連:28-⑥、⑪、⑬)</p>	<p>64</p>	<p>5,710 (5,559)</p>	<p>5,588 (5,466)</p>	<p>5,506 (5,157)</p>	<p>5,280</p>	<p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活カインベーション推進下水道…再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ④資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ⑤浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑥地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 【③、④、⑥についてはH25年度までの事業】 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究</p>	<p>55</p> <p>下水道事業実施箇所数(都道府県・市町村)(下水道事業費補助の補助金等により実施された箇所に限る)</p> <p>平成32年度末までに汚水処理人口普及率を約96%まで引き上げる。 ・汚水処理人口普及率 平成32年度までに高度処理実施率を約43%まで引き上げる。 ・良好な水環境創出のための高度処理実施率 平成32年度までに都市浸水対策達成率を約62%まで引き上げる。 ・下水道による都市浸水対策達成率</p>
<p>(12) 水害等統計作成経費(昭和36年度)</p>	<p>138</p>	<p>14 (12)</p>	<p>14 (13)</p>	<p>14 (13)</p>	<p>14</p>	<p>①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最も確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。</p>	<p>-</p> <p>調査結果の項目数</p> <p>河川行政推進のための水害統計の利活用の促進 ・水害統計ホームページ閲覧件数</p>
<p>(13) 洪水予報施設運営に必要な経費(昭和25年度)</p>	<p>139</p>	<p>20 (20)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19</p>	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。</p>	<p>-</p> <p>全国の洪水予報施設の保守点検</p> <p>全国の洪水予報施設の適切な運営 ・適切に維持管理している洪水予報施設数</p>

(14)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	140	42 (41)	40 (40)	40 (40)	40	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。 また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	-	全国の河川水理調査箇所数 安定的・継続的に観測が実施されることを成果目標とする ・統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 ※27年度は数値未確定
(15)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	141	9 (9)	8 (8)	8 (8)	8	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。 また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	-	全国832箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数 安定的・継続的に観測が実施されることを成果目標とする ・統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 ※27年度は数値未確定
(16)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	142	100 (99)	96 (96)	96 (96)	96	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国の洪水予報施設の更新 全国の洪水予報施設の適切な運営 ・計画的に更新している洪水予報施設数
(17)	防災ソフト施策の高度化・充実 に関する調査・検討経緯 (平成25年度)	143	56 (52)	26 (26)	5 (4)	-	警戒避難マニュアルの作成や災害被害の予測手法の開発等を行い、それらを活用した地方公共団体の防災能力を向上させるための技術支援等を行うことにより、何としても人命を守る防災体制の構築を進める。	-	・浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして、地域防災計画に位置づけた不特定・多数の者が利用する地下街等の数 ・広域TEC-FORCE活動強化方策検討調査 ・総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務報告書 ・ソフト手法による水害対策の導入可能性に関する検討調査業務に係る報告書 ・洪水に対応した地下の避難確保計画を作成した地下街等の数 ・地域ブロック広域訓練の実施ブロック数 ・津波浸水想定を設定した都道府県数(累計) ・水害リスク認知の向上に資する取組事例数
(18)	防災分野の海外展開支援に係 る経費 (平成25年度)	144	65 (35)	65 (65)	65 (65)	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	-	会議開催数 国連の水と災害に関する国際会議及びその準備会合へ、毎年、国連加盟国の過半数は出席する。 ・各会議への国連加盟国からの参加回数
(19)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	145	4 (0)	4 (4)	4 (0)	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施。 土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施により、住民の警戒避難に資する情報の提供 ・土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報等の通知回数
(20)	砂防設備等の点検・維持管理 検討経費 (平成26年度)	146	- (-)	5 (4)	4 (3)	-	砂防設備等は全国各地に多数存在し、各現場毎に目視点検により異常を把握し、必要に応じて詳細な点検や対策を行ってきた。近年、集中豪雨の増加や砂防設備等の老朽化等により、様々な形態の損傷が増えてきており、砂防設備等の現状を適切に把握し、計画的かつ効率的に維持管理・更新を行う必要がある。 適切に砂防設備等の維持管理を行うため、「定期点検(目視点検)による評価指標や、詳細点検や対策実施にかかる判断指標」について、全国の都道府県の整備状況を包括的に把握している国が率先して検討を行い、「砂防設備等の点検ガイドライン(案)」として、具体的な基準や指標をとりまとめて全国に周知する。	-	『砂防設備等の点検ガイドライン(案)』作成のための検討項目 『砂防設備等の点検ガイドライン(案)』を活用することにより、平成28年度までに長寿命化計画(直轄事業)を46箇所で作成 ・砂防・地すべりそれぞれの、長寿命化計画策定箇所数(直轄)
(21)	深層崩壊に起因する土砂災害 対策ガイドラインの作成 (平成26年度)	147	- (-)	5 (4)	5 (4)	7	深層崩壊に起因する土砂災害について、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせる総合的な対策を行うために、対策のベースとなる被害想定手法について検討する。続いて深層崩壊に起因する土砂災害に対応したソフト対策及びハード対策について検討し、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせる総合的な対策を行うためのガイドラインを作成する。平成26年度は被害想定手法について検討した。平成27年度は、監視・観測手法及び切迫性を評価する手法等について検討した。平成28年度にハード対策を行い、既往成果と組み合わせるガイドライン作成を行う。	-	深層崩壊に起因する土砂災害対策ガイドライン(案)に関する 平成30年度までに深層崩壊に起因する土砂災害の被害想定を7地域において実施する。 ・深層崩壊に起因する土砂災害の被害想定を実施した地域の数

(22)	水関連分野の防災協働対話推進のための調査検討経費(平成27年度)	148	-	-	17	17	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	-	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、相手国のニーズを踏まえつつ、3年間で合計10の技術・政策に係る情報発信を行う。 ・防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(23)	水災害分野における気候変動適応策の推進のための調査・検討経費(平成26年度)	149	-	-	11	11	地球温暖化に伴う気候変動による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、高潮災害等が頻発、激甚化することが懸念されている。これを踏まえ、水災害分野の気候変動適応策を検討し、適応計画としてとりまとめた。とりまとめた適応計画を推進するため、気候変動の不確実性の取扱いを体系的に整理し、外力の取扱い等の調査検討を行う。また、どこで氾濫が発生するか等のリスク評価の手法の開発や、高潮の浸水想定に必要な外力の設定方法等を調査・検討する。	-	適応計画の政策立案に資する報告書や手引き等の作成数 気候変動適応策の推進に関する政策提案数
(24)	海岸事業(直轄)(昭和47年度)(関連:28-④、⑬)	35	10,343 (9,968)	12,518 (12,516)	10,714 (10,713)	9,512	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	直轄海岸事業箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率を69%とする。 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。
(25)	水門・陸閘等の効果的・効率的な管理運用方法の検討等(平成26年度)	150	-	7	7	-	浸水被害の防止・低減と現場操作員の安全確保の両立を考慮して慎重に検討・判断すべき項目の考え方を整理・分析し、現場操作員の退避ルールに係る検討を行い、指針案を作成する。また、水門・陸閘等の操作業務の委託方法の現状を整理・分析し、責任範囲に係る問題点を抽出・整理するとともに、民間の保険制度活用を含む現場操作員の被災時の補償措置について検討・整理し、水門・陸閘等の操作業務の適切な委託に係る検討を行い、指針案を作成するとともに委託契約書等の標準的な案を作成する。	-	水門・陸閘等の適切な管理運用業務の委託のあり方及び現場操作員の退避ルールの明確化に係る指針の策定数 平成32年度までに、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を82%にする。
(26)	海岸事業(東日本大震災関連(平成23年度)(関連:28-⑬)	151	2,699 (2,699)	803 (794)	341 (341)	-	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	海岸事業実施箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率を69%とする。
(27)	海岸事業(昭和24年度)	30	16,678 (16,656)	11,804 (11,795)	11,192 (11,186)	11,727	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	-	直轄海岸事業箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。
(28)	市場機能を活用した防災・減災対策の推進に関する調査・検討経費	新28-011	-	-	-	7	住民自らが行う住宅や家財を水害から守るための防災・減災対策の現状等の整理や住民ニーズの調査を実施したうえで、助成、税制等の市場機能を活用した防災・減災対策の推進策として実施が望まれる事項や、防災・減災対策の周知・普及を促進するための方策について検討を行う。	-	市場機能を活用した防災・減災対策の推進に関する調査検討業務に係る報告書 住民の自発的な防災・減災対策の普及促進に資する取組事例 ・住民の自発的な防災・減災対策の普及促進に資する取組事例数
(29)	水災害に係る企業等の防災力向上に関する調査検討経費	新28-012	-	-	-	8	大規模な水害による壊滅的な被害を回避するためには、経済活動の担い手である企業等が、水害等に対する意識を高め、主体的に企業防災を推進するために必要な取組を検討することが必要である。しかし、浸水区域に立地している企業であっても、多くの場合、水害に対する備えがほとんどなされていないのが現状である。また、自然災害から命を守るためには、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成する必要があり、そのためには、幼少期からの防災教育を進めることが必要である。このため、企業等の防災に関する現状把握及び分析を行い、水害への対応力を向上させるための手順書等を作成するとともに、学校教育現場で活用できるモデル教材・指導計画の作成、学校関係者向け啓発資料の作成を行う。	-	企業等が水害への対応を向上させるための手順書 平成30年度までに、水害への対応力を向上させるための手順書を活用した企業が立地する地域数 ・水害への対応力を向上させるための手順書を活用した企業が立地する地域数

(30)	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化検討経費	新28-013	-	-	-	8	降灰等の堆積後の降雨に起因する土石流について、既往の事例を海外の事例も含め収集し、火山堆積物の性質と土石流の発生降雨量等についての調査を行い、火山堆積物の性質等を踏まえた土砂災害緊急情報の雨量基準の設定手法の検討を行う。また、緊急調査を実施する地方整備局職員による効率的な火山灰の特性等の調査方法について検討を行い、火山堆積物の性質を考慮した土砂災害緊急情報の雨量基準設定の手引き(仮)を作成する。	-	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化に関する検討項目数 避難行動を的確に支援するための、高度化した火山噴火時の土砂災害緊急情報等の提供 ・火山噴火時の土砂災害緊急情報等について、高度化した情報の通知率
(31)	堤外地における企業活動等を考慮した避難対策の検討等(平成28年度)	新28-0023	-	-	-	7	沿岸域における堤外地の活動を考慮した水門・陸閘等の適切な操作や避難対策等に係る支援方策の充実及び普及を行う。	-	高潮時における堤外地の企業活動等を考慮した適切な避難対策や被害軽減策に係る指針の策定数 平成32年度までに、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を82%にする。
(32)	防災・安全交付金(平成24年度)	388	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342	1,450,919	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく次の取り組みについて、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	48,49,50,51, 52	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(33)	河川津波対策等(平成26年度)	復興庁	-	6,679 (6,492)	7,425 (7,380)	14,076	被災地における復旧・復興のため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策及び重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。	48	・実施箇所数(直轄河川)、 ・土砂災害対策箇所数 平成32年度までに、東日本大震災の津波による浸水範囲のうち1,964haの被害を軽減 ・東日本大震災で浸水した面積のうち、河川津波対策により浸水被害が軽減される面積 平成27年度までに、土砂災害が発生するおそれが高まっている箇所において818戸の人家を保全 ・土砂災害対策の実施により保全される人家戸数
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			2,520,591 (239)	927,723	833,843	584,987	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) 「昨年も関東・東北豪雨を始め自然災害が相次ぎました。堤防の強化対策、避難訓練の実施、的確な防災情報の提供など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針2016について(平成28年6月2日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-13)

施策目標		13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する					担当部局名		水管理・国土保全局砂防部 港湾局		作成責任者名		海岸室長 内藤 正彦 海岸・防災課長 村岡 猛				
施策目標の概要及び達成すべき目標		海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期		平成29年8月		
業績指標		初期値	実績値					評価結果		目標値		目標年度		業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値 設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	評価結果	目標値	目標年度							
56 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)		約39%	平成26年度	-	-	-	約39%	約40%	約69%	平成32年度	【指標の定義】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等の延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している延長の割合。 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。						
57 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(①津波、②高潮)		①0% ②-	平成26年度	-	-	-	①0% ②-	①50% ②0%	①100% ②100%	平成32年度	【指標の定義】 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(津波=①/②% 高潮=③/④%) ①:ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市区町村数 ②:津波災害警戒区域内に存する市区町村数 ③:ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市区町村数 ④:高潮浸水想定区域内に存する市区町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。						
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 当初 予算額 (百万円)											
(1) 海岸事業(昭和24年度)		30	16678 (16,656)	11,804 (11,795)	11,192 (11,186)	11,727	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸で、海岸の維持管理を実施する。				56	-					
(2) 海岸事業(直轄)(昭和47年度)		35	10,343 (9,968)	12,518 (12,516)	10,714 (10,713)	9,512	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。				56	-					
(3) 海岸事業(東日本大震災関連)		151	2,699 (2,699)	803 (794)	341 (341)	-	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。				56	-					
(4) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)【137再掲】		137	50,353 (40,053)	27,940 (27,923)	20,785 (20,701)	0	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。				56	-					
(5) 防災・安全交付金(平成24年度)		388	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342 (1,146,342)	1,450,919	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく次の取り組みについて、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				56.57	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)					
施策の予算額・執行額		48,550 (34,976)	41,498 (30,425)	40,977	21,240	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】第186回国会施政方針演説(平成28年1月22日) 【閣議決定】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)									
備考																	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-14)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する					担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官		作成責任者名	運輸安全監理官 三上 誠順	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度					
首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	91%	平成24年度末	-	91%	94%	95%	集計中	概ね100%	平成29年度末	防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震に備えて、国土強靱化の観点から地震時における鉄道路網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)に基づき、主要駅や高架橋等の耐震対策について平成29年度末までの完了を目指す。		
15 【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(③ホームドアの整備駅数)	583駅	平成25年度	519駅	564駅	583駅	615駅	665駅	800駅	平成32年度	バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度までに転落防止設備の整備を定められている一日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の鉄軌道駅のうち、特に一日当たりの転落事故件数が多い10万人以上の鉄軌道駅において、優先的にホームドアの整備を行うことから設定。		
事業用自動車による事故に関する指標 59 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数)	① 517人 ② 56,305件	平成20年	① 450人 ② 49,085件	① 466人 ② 45,346件	① 434人 ② 42,425件	① 421人 ② 39,649件	① 403人 ② 36,499件	① 250人 ② 30,000件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間ににおける目標(事業用自動車による交通事故死者数半減、事故件数半減、飲酒運転ゼロ)を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。		
60 商船の海難船舶隻数	497隻	平成18年～22年の平均	353隻	422隻	379隻	394隻	382隻	447隻以下	平成27年	第9次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する海難隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。))を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに、約1割削減する。)に準じた目標設定とし、平成18年～平成22年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(497隻)と比較して、平成27年までに1割削減(447隻以下)とする。		
61 船員災害発生率(千人率)	11.0‰	平成20～24年度の平均	10.5‰	11.0‰	10.3‰	10.3‰	集計中	9.6‰	平成29年度	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害発生率(年間千人率)の平均値(11.0‰)に比べ13%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。		
62 国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	11.2件	10.8件	10.2件	9.6件	10.8件	10件	平成25～29年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講ずることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5か年平均値)を現況値(平成20年～24年の5か年平均値)の約1割減を目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)								
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度)	152	38 (28)	39 (35)	42 (34)	45	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの実施等を行っている。	59,60,61,62	・運輸安全マネジメント評価回数 ・運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数 -				
(2) 公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	153	4 (2)	4 (2)	4	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、相談窓口の設置、周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成 ・公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進	-	研修の開催数 プロモート活動 -				
(3) 大災害発生時における緊急物資輸送に向けた体制整備 (平成27年度)	154	-	-	15 (14)	14	国が発災後1週間以内に行う緊急支援物資輸送(プッシュ型輸送)について、一次物資集積拠点の配置や災害支援物資の輸送効率等をシミュレーションによって検証し、基幹的広域防災拠点、羽田空港、荒川等を活用した陸海空のモード横断的な災害支援物資輸送計画を策定する。 また、策定した災害支援物資輸送計画の実効性確保のため、基幹的広域防災拠点(川崎港東扇島、堺東北港堺2区)等を活用し、関係機関と連携した広域的な災害支援物資輸送訓練を実施する。	-	広域的な災害支援物資輸送演習の実施回数 首都直下地震及び南海トラフ地震で被災が想定される6エリアで、非被災エリアから被災エリアへの災害支援物資輸送演習を実施する				

(4) 鉄道施設総合安全対策事業 (平成20年度)	155	83	82	1,630	3,632	鉄道総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助する。 ＜補助率＞ ○老朽化対策事業 1/3 ○耐震対策事業 1/3 ○浸水対策事業 1/3 ○踏切保安設備整備事業 1/2、1/3 ○鉄道軌道安全輸送設備整備事業 1/2、1/3	58	【老朽化対策事業】 当該補助金を活用した事業を実施する箇所数 【耐震対策事業】 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線における耐震補強実施箇所数 【浸水対策事業】 浸水対策の整備箇所数 【踏切保安設備整備事業】 踏切保安設備の整備箇所数
		(83)	(82)	(1,565)	【老朽化対策事業】 地域鉄道において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起因とした輸送障害を起こさない。 【耐震対策事業】 首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等で耐震化を推進する 【浸水対策事業】 津波や局所的集中豪雨による地下駅(公営地下鉄を除く)の被害の拡大を防ぐ。 【踏切保安設備整備事業】 平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す。			
(5) 鉄道防災事業 (昭和53年度)	156	1,905 (1,949)	1,426 (1,423)	1,379 (1,378)	1,630	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	—	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事が完了した箇所数
(6) 本州四国連絡橋(本四備讃線) 耐震補強事業 (平成24年度)	157	5,679 (5,679)	3,301 (3,301)	100	124	本州四国連絡橋(本四備讃線)を保有する(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強、落橋防止対策等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。	—	耐震補強事業実施中の橋梁数。 本四備讃線が通過する34橋梁全ての耐震補強事業を完了。
(7) 踏切保安設備整備費補助金 (昭和36年度)	158	107 (71)	107 (74)	107 (80)	0	踏切道改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2又は1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する。	—	—
(8) 鉄道技術基準等 (平成14年度)	159	146	145	145	144	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①鉄道のトンネルの設計方法や構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両振動の影響に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④海外の鉄道の技術基準に関する調査研究等を実施。	—	調査件数等
		(134)	(137)	(140)	—			
(9) 鉄道安全対策等 (平成15年度)	160	61 (49)	63 (46)	59 (44)	57	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取組が適切であるか等について保安監査を実施するほか、鉄道の保安度向上に資するため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する保安連絡会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	—	保安監査の実施回数、保安連絡会議の開催回数
		—	—					
(10) 鉄道施設安全対策事業(鉄道施設の耐震対策) (平成23年度)	161	2,346 (1,661)	3,117 (3,000)	1,531 (1,318)	0	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。 また、首都直下地震及び南海トラフ地震において強い揺れが想定される地域における、緊急輸送道路等と交差又は並行する鉄道の橋りょう・高架橋・乗降客1日1万人以上の駅(地平駅を除く)及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上の路線又は空港アクセス線の高架橋等の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	58	首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震箇所数
		—	首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率					
(11) 鉄道施設安全対策事業(鉄道施設の戦略的維持管理・更新の推進) (平成25年度)	162	0	1,055 (161)	120 (109)	0	経営の厳しい鉄道事業者が保有する橋りょう、トンネル等の土木施設について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定める耐用年数(例：鉄筋コンクリート造のトンネルは60年、鉄筋コンクリート造の橋りょうは50年)を超えて使用している又は「鉄道構造物等維持管理標準」等に基づく評価により老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業を対象に、補助対象事業費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	—	当該補助金を活用した事業を実施する箇所数 地域鉄道において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起
		—	—					

(12)	ITを活用した運送事業に対する 監査体制の強化 (平成14年度)	163	44 (39)	49 (43)	50	50	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	59	自動車運送事業者に対する監査実施件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(13)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	164	45 (41)	28 (27)	30	32	タクシー業務適正化特別措置法に規定する単位地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該単位地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国60ヶ所の単位地域における運転者登録(法人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 全国におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(14)	自動車保安対策 (昭和41年度)	165	32 (24)	28 (27)	31	24	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	59	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(15)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年度)	166	2 (1)	2 (1)	2	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(16)	リサイクル部品の活用の推進 (平成25年度)	167	10 (9)	1 (0)	3	3	・リサイクル部品について、品質保証方法のガイドライン(案)(品質の悪いリサイクル部品が流通しないようにする。)や必要な情報を自動車ユーザーへ適切に提供するためのガイドライン(案)の検討のための調査を行う。	59	調査研究の件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(17)	海上輸送の安全性向上のための 総合対策 (平成21年度)	168	13 (12)	25 (22)	16 (14)	21	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、ポートステートコントロールによる安全基準に満たない船舶の排除に貢献する。これらの取組みによって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	60	国際会議における新基準、指針等の決議数 PSCを実施した延べ隻数 関連する業績指標等と同内容
(18)	資格制度及び監査等による航行 安全確保に必要な経費 (平成21年度)	169	235 (203)	207 (190)	242 (220)	354	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	60	
(19)	小型船舶利用適正化に向けた 総合対策 (平成15年度)	170	24 (15)	22 (16)	22 (14)	20	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前検査等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリナー、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査の受検及び小型船舶操縦者の遵守事項についてパトロール指導及び周知啓発する。 事故の未然防止、小型船舶の健全な利用振興等は、様々な要因が関係するものであることから、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めるのは困難であるが、本事業の実施により、小型船舶の健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。
(20)	船舶の安全確保、海洋汚染の 防止等に必要な経費 (平成21年度)	171	216 (184)	208 (179)	229 (198)	227	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む174の国及び地域)に割り当てられる。	60	
(21)	ポートステートコントロールの 実施に必要な経費 (平成21年度)	172	110 (84)	95 (89)	98 (86)	98	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	60	
(22)	国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	173	133 (133)	151 (149)	176 (173)	190	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む173の国及び地域)に割り当てられる。	-	IMO加盟国に課せられる分担金であり、我が国のみの事情でアウトプット及びアウトカムを定めて実施することは困難であるが、IMOにおいて、我が国の提案・意見等を適切に反映させる。
(23)	北大西洋流水監視分担金 (平成21年度)	174	2 -	2 (2)	8 (8)	9	当該業務は、我が国船舶の航行の安全確保に大きく寄与するものであり、我が国は海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)第5章第6規則及び第5章付録の規定に基づき、係る業務の経費を分担するものである。	-	条約の規定に基づき課せられる分担金であり、我が国のみの事情でアウトプット及びアウトカムを定めて実施することは困難であるが、我が国の提案・意見等を適切に反映させる。

(24)	電子化された情報の活用による手続の円滑化・効率化 (平成28年度)	新28-015	-	-	-	6	H28年7月より発効する改正SOLAS条約に基づき、海上輸出されるコンテナ総重量情報の伝達等における電子化を図るための要件並びに当該方法を検討するための調査を実施する。	-	調査研究の結果、本制度に関する各国の状況について取得し、国際的に調和のとれた制度運用設計に資する。 本施策の実施により、コンテナ重量情報の迅速かつ正確な伝達、各種手続き等の円滑化・効率化が期待される。これにより、「コンテナ重量に起因するコンテナ船の海難隻数」の目標値0隻を達成できると見込まれる。
(25)	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	175	72443 (69,790)	73,346 (66,828)	78,227 (74,570)	75,371	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。 【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	-	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数 空港等の維持管理・運営業務に起因して発生した航空機事故件数
(26)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	176	7240 (7,444)	7,659 (7,898)	7,967 (8,100)	7,980	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。	-	-
(27)	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	177	2461 (2,309)	2,856 (2,743)	3,144 (3,030)	3,299	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の設置空港数: 81空港 目視による観測通報数: 539,229通 空港及び空域に対する予報・警報等の発表数: 267,865通 気象解説の回数: 69,618回 航空用気象資料の提供枚数: 1,113,244枚 空港の予報通報の信頼性: 99.7% 空港の観測通報の信頼性: 99.7%
(28)	航空輸送安全対策 (昭和27年度)	178	158 (152)	158 (144)	103 (103)	107	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランブインスペクション)等を実施している。	62	-
(29)	航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	179	35 (35)	33 (32)	47 (46)	41	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行おうとする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	試験合格者のうち技能証明書を交付できなかった者の数 -
(30)	国産旅客機開発に伴う安全性 審査方式の導入 (平成21年度)	180	87 (65)	82 (71)	75 (63)	84	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率 国産ジェット旅客機における航空事故発生件数
(31)	国際民間航空機関分担金・拠 出金 (昭和28年度)	181	669 (669)	700 (700)	762 (762)	793	【事業目的】 国際民間航空が「安全にかつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICAO)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICAOの設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICAO加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「航空交通管理プロジェクト」に対し、一定の拠出をしている。 【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び能率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	-	理事会参加数 世界の定期航空便における事故率 世界の定期航空輸送量

(32) (独)航空大学校(運営費交付金) (平成13年度)	182	1985 (1,985)	2,114 (2,113)	1,970 (1,970)	2,112	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数 航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職者数:72名
(33) (独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	183	93 (78)	163 (118)	66 (59)	39	航空大学校は、安定的な航空運送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	-	施設整備実施件数 -
操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保対策 (34) (平成27年度)	184	-	-	138 (133)	63	航空機の操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、投量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AQP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等)	-	操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施件数 ・主要航空会社の航空機操縦士の人数 ・主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数
公共交通等安全対策に必要な経費 (35) (平成20年度)	185	165 (145)	169	169	167	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	59,60.62	-
交通安全対策推進経費 (36) (平成28年度)	新28-016	-	-	-	17	地方自治体における交通安全対策の推進並びに交通事故相談活動を通じた損害賠償の適正化及び安全啓発等により、交通の安全確保や交通事故被害者等の福祉の向上を図るため、地方自治体における交通安全対策の課題等の実態把握、分析、好事例の選別を行い、情報共有するとともに、都道府県・政令指定都市に設置されている交通事故相談所の相談員が複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処できるよう、交通事故相談の実務必携の発刊や相談員研修の開催等を通じて当該相談員の育成を図り、周辺市町村を含めた交通事故相談員全体の資質を向上させることにより、全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を確保する。	-	調査件数、実務必携発刊及び研修等開催回数 交通事故発生件数に対する相談件数の割合を10%以上とする。
施策の予算額・執行額		166,141 (154,185)	163,775 (149,406)	163,149	156,855	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑮)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する						担当部局名	道路局		作成責任者名	<small>・道路局 国道・防災課 道路防災対策室(室長 和 田)</small> <small>・道路局 環境安全課 道路交通安全施設室(室長 酒井 洋一)</small>	
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
63 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	75%	平成25年度	-	-	75%	76%	集計中	/	81%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、平成32年度までに81%にすることとされている。 ・過年度の平均工事完了数で推移するものとして目標値を設定。		
64 生活道路におけるハンブ等の設置による死傷事故抑止率	-	-	-	-	-	-	-	/	約3割抑止 (平成26年度比)	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、生活道路におけるハンブ等の設置による死傷事故抑止率については、平成32年度において平成26年度比約3割抑止することとされている。 ・過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定。		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	038	1,228,818 (1,220,661)	994,975 (992,176)	874,830 (874,163)	1,067,572 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は158kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与					87	-	
(2) 道路事業(直轄・交通安全対策) (昭和41年度)	186	161,485 (160,147)	162,861 (160,552)	141,122 (140,930)	184,801 -	安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、通学路をはじめとする歩行空間等の安全確保のための対策等、交通安全施設等の整備を実施。					64	-	
(3) 道路事業(直轄・維持等) (昭和33年度)	187	124,221 (123,522)	82,063 (81,806)	76,919 (76,911)	77,467 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・道路の異常、道路利用状況等を確認するための道路巡回 ・通行車両に対する安全性の確保や走行の快適性や沿道環境の向上を目的とした清掃 ・通行車両からの視認性を確保するための除草や街路樹の剪定等 ・道路区域決定、供用開始手続き、承認・占用工事の許認可、通行の禁止又は制限等、監督処分等を実施					-	全直轄管理延長に対する1日当たりの巡回カバー率 管理瑕疵件数	
(4) 道路事業(直轄・修繕等) (昭和33年度)	188	280,959 (279,589)	175,156 (174,729)	147,760 (147,744)	193,539 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・橋梁、トンネル等の点検・補修・補強 ・法面・斜面の防災対策 ・防雪対策、凍雪害防止等を実施。					-	道路橋の個別施設計画の策定率 道路橋の点検実施率	
(5) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	189	83,200 (81,847)	68,698 (68,641)	60,931 (60,906)	98,542 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・主な事業として、地域高規格道路等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施する地方公共団体等に補助を行う。 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は22kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。					87	-	
(6) 有料道路事業等 (昭和43年度)	190	68,859 (68,859)	21,372 (21,072)	21,311 (20,997)	26,516 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は103kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。					87	-	
(7) 道路事業(補助・除雪) (平成25年度)	191	9,834 (9,834)	6,695 (6,695)	6,864 (6,864)	7,166 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道のうち、積雪寒冷の度が特に高い地域における道路の交通の確保が特に必要であると指定した道路の除雪について、地方公共団体に補助を行う。 ・地方自治体の道路除雪費の支援については、従来、平年の最低限必要となる除雪費は社会資本整備総合交付金により措置してきたが、それを上回る降雪により除雪費が多くなった地域に対する災害的な経費として、年度途中での機動的な除雪支援が可能となるよう、除雪の補助を実施する。 ○補助率 2/3					-	除雪実施延長 雪害指定道路における冬期通行障害解消率	
(8) 運転支援技術の飛躍的向上等による安全で円滑なITSに関する検討経費 (平成26年度)	193	-	138	59	79	高速道路における交通死亡事故件数のうち、ドライバーの不注意や運転操作ミスに関する事故が約7割を占め、着実な対策が必要となっている。また、都市間高速等の渋滞も依然として多く、対策が必要となっている。 このため、路車間通信の仕組みを活用し、道路側、車両側それぞれが有する情報を連携させ、ドライバーへの注意喚起や運転支援技術の高度化を図るための検討を行う。これにより、ITS活用による交通事故や交通渋滞の改善を図るとともに、将来的な高速道路上の自動運転の実現につなげていく。					-	民間企業との共同研究で策定する技術仕様書 交通事故死者数	

(9) 道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費 (平成26年度)	195	-	113 (105)	134 (127)	169 -	道路構造物の予防保全の着実な実施に向け ・道路管理者を対象とした道路橋やトンネルなどの道路構造物の点検、補修等に関する講習を実施 等 ・道路構造物の点検・診断等のデータの分析・活用検討 等	-	道路構造物の予防保全に関する点検講習会等開催回数 道路橋の点検実施率	
	新28-017	-	-	-	52	我が国において基準の未整備等により導入が進まない施策(すれ違い二段階横断歩道、シェアスペース、ライジングボラード等)について、全国の道路への適用や基準化の可能性について、以下のような検討を行う。 1. 先進事例の収集・分析検討 2. 実証実験 3. 基準化に向けた検討	-	歩行者自転車中心の道路空間構築のためのガイドライン(案)の策定	
		-	-	-	-			道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率 [=1-(対策後の事故件数/対策前の事故件数)]	
(11) 道路整備事業 (東日本大震災復興事業費)	復興庁 186	-	186,250 (175,588)	216,970 (216,901)	340,919 -	・三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備 被災地の早期復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道を結ぶ横断軸の強化について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施 ・道路の防災・震災対策等 法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施 ・被災した道路の原型復旧 等 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は37kmとなっており、測定指標である「道路による都市間連達性の確保率」の向上に寄与	87	復興道路・復興支援道路の新規開通延長	
		-	-	-	-			復興道路・復興支援道路開通に伴う所要時間	
施策の予算額・執行額 ※下段()は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		806,772 (2,145,029)	518,643 (46) (642,623) (456,484) (2,129,708)	480,347 (0)	428,530	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	第186回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化に進めます。」		
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-16)

施策目標		16 自動車事故の被害者の救済を図る						担当部局名	自動車局			作成責任者名	大臣官房参事官(保障制度) 増田直樹			
施策目標の概要及び達成すべき目標		現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成29年8月		
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度									
65	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (①訪問支援サービスの実施割合)	34.1%	平成22年度	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	60.6%	/	60.0%	平成28年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。 ・目標値については、平成22年度中に重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅へ訪問を行ったのは重度後遺障害者の内約3割となっていたため、限られた人員で効率化を図りながら、平成28年度までに6割以上の方へ訪問支援サービスを行うことを目標値として設定。				
65	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率)	12.8%	平成25年度	-	-	12.8%	42.6%	76.6%	/	100%	平成32年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、在宅の重度後遺障害者の安定的な療養生活の維持や介護者の肉体的・精神的な負担の軽減を図る必要があるため。 ・目標値については、平成25年度より事業として開始した在宅の重度後遺障害者の短期入所を受け入れる協力施設の全国カバー率を平成32年度までに100%とすることを目標値として設定。				
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		28年度行政事業レビュー事業番号	25年度(百万円)	26年度(百万円)	27年度(百万円)											
(1)	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払 (昭和30年度)	198	4,025 (2,480)	3,750 (1,908)	3,530	3,072	ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施することにより、自動車事故の被害者救済を図る。					-	短縮する書類審査期間:3日 書類審査期間の短縮:25日			
(2)	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行 (昭和42年度)	199	720 (720)	720 (720)	720	720	自動車事故に係る損害賠償問題、自賠責の保険金の支払いに関する紛争について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談、指導、調停等を受けられる環境の整備を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。					-	相談件数:50,320件 示談あつ旋件数:2,080件 申請受付件数:944件 相談件数:50,320件 示談あつ旋率:82.6%			
(3)	自動車事故による被害者遺族等に対する支援 (昭和51年度)	200	87 (46)	64 (39)	23	20	自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備することにより、自動車事故被害者の救済を図る。					-	新規加入者数:85人 情報誌送付箇所数:4,058箇所			
(4)	自動車事故による被害者対策の充実 (昭和42年度)	201	3,619 (3,312)	3,624 (3,283)	3,681	3,676	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者の介護に要する費用の支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備等に要する経費の補助 ・自動車事故現場における負傷者への迅速かつ適切な応急処置方法の普及のための自動車運転者等に対して実施する自動車事故救急法講習事業に要する経費を補助することにより、自動車事故被害者の救済を図る。					-	介護料延べ受給者数:18,892件 補助医療機関数:8病院 補助医療機関数及び障害者施設支援数:42病院等 補助事業数:2者 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4点 補助医療機関数:8病院 補助医療機関数及び障害者施設支援数:42病院等			
(5)	自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業) (平成19年度)	202	1,077 (975)	1,008 (994)	1,000	1,004	衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施することにより、自動車事故の発生を防止する。					-	補助金交付件数:4,000件 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数:250人 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:30,000件			
(6)	自動車事故を防止するための取組支援 (平成21年度)	203	40 (21)	40 (31)	20	22	自動車運転者等に対して実施等する安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の経費を補助することにより、自動車事故の発生防止を図る。					-	補助事業者数:17者 補助事業者数:17者			

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 (平成15年度)	204	6,772	6,893	6,658	6,900	【被害者援護業務】 ・自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に適切な治療・看護等を行う療護施設(療護センター及び療護施設機能委託病床)の設置・運営 ・介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やその家族等の介護に関する相談や各種情報の提供等 ・交通遺児等に対する育成資金の貸付け等 【安全指導業務】 ・運行管理者等に対する指導講習 ・運転者に対する適性診断 【自動車アセスメント業務】 ・自動車の安全性能に関する評価の実施及びその公表	87	受入患者数:237人
		(6,772)	(6,893)					療護施設における脱却者数:19人
(8) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費 (平成15年度)	205	405	404	543	476	自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を受け入れ、適切な治療・看護等を行う療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故被害者の支援を図る。	-	中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数:5件
	(391)	(316)	(472)				療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):19件	
(9) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化 (平成26年度)	206	-	58	58	60	事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故について、その原因分析の深化を図り、事故の要因や事故に至った背景等について必要な情報を収集するなど、より高度かつ複合的な調査分析の実現を図るとともに、より客観性、実効性のある再発防止対策の提言を得る。	-	事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言:6件 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:30,000件 事業用トラックの追突による人身事故件数:7,000件
施策の予算額・執行額		16,745 (14,718)	16,562 (14,243)	16,231	15,950	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑰)

施策目標		17 自動車の安全性を高める						担当部局名	自動車局			作成責任者名	技術政策課長 江坂 行弘		
施策目標の概要及び達成すべき目標		車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成32年までに交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
66 大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率	54.4%	平成24年度	43.8%	54.4%	54.4%	59.5%	60.3%		90.0%	平成32年度	車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成32年度までに90.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものを。				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)											
(1) 車両の安全対策	207	261 (256)	221 (215)	240 (230)	293 -	自動車等の技術に関して基準の国際標準化を推進するために、自動車の国際基準の策定に必要な基礎調査を実施するとともに、自動車の安全基準の拡充・強化及び先進安全自動車(ASV)の開発・実用化に必要な技術評価等の調査を行う。	-	調査研究の件数 交通事故死者数							
(2) (独)自動車技術総合機構運営費交付金(平成13年度)	208	2,398 (2398)	2,527 (2527)	3,727 -	3,937 -	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	建替、改修等の箇所、分析等の件数、実施した研究テーマ数 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間。整備実施件数、不具合情報の分析件数、							
(3) (独)自動車技術総合機構施設整備費(平成13年度)	209	3,564 (3522)	2,779 (2699)	2,825 -	3,840 -	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	建替、改修等の箇所、施設整備費執行額 受検者等の人身事故数、検査機器の故障等による閉鎖時間。整備実施件数、							
施策の予算額・執行額		5,481 (5256)	4,712 (4637)	6,068	6,544	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)									
備考															

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-18)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						担当部局名	海上保安庁			作成責任者名	総務部政務課長 石井 昌平	
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
67 要救助海難の救助率	95.2%	平成18年～平成22年の平均	95%	96%	96%	95%	97%	/	95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成23年3月31日に閣議決定された第9次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。 ※第9次交通安全基本計画閣議決定前の5年間(平成18年～平成22年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は95%程度と高い水準で推移しており、平成23年以降も95%以上に維持確保することを目標としている。			
68 航路標識の耐震補強の整備率	78%	平成26年度	66%	72%	75%	78%	80%	/	100%	平成32年度	災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。 【社会資本整備重点計画第2章 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レギュレーション 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1) 航路標識整備事業費 (昭和23年度)	211	6,689 (6,538)	4,433 (3,960)	4,464	4,548	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化))等を行っている。					68	-		
(2) 巡視船艇の整備に関する経費 (昭和23年度)	212	39,685 (38,892)	29,632 (29,316)	31,172	27,458	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。					67	-		
(3) 航空機の整備に関する経費 (昭和23年度)	213	8,605 (8,224)	13,912 (13,782)	14,033	3,492	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。					67	-		

(4)	巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	214	28,396 (28,394)	32,324 (32,202)	30,298	23,854	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67	-
(5)	航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	215	7,760 (7,703)	8,711 (8,469)	9,103	9,336	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67	-
(6)	治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	216	7,173 (6,968)	7,779 (7,245)	9,939	8,052	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。	67	-
(7)	環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	217	101 (99)	102 (98)	101	97	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。	-	-
(8)	海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	218	492 (446)	2,992 (2,951)	5,302	1,091	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う巡視船の保留施設・船艇用品庫の整備や、乗組員用の宿舎建設等を行っている。	67	-
(9)	情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	219	5,161 (5,141)	5,477 (5,425)	3,841	4,153	海上保安庁は、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備等の業務にも対応することが求められている。 これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うとともに、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送するなどの対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行する上で必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。	67	-
(10)	海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	220	1,985 (1,955)	1,785 (1,747)	1,699	1,527	航路標識整備事業において整備した海上交通センター（船舶通航信号所）、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びぶくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	-	-

(11) 海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	221	2,455 (2,442)	1,011 (1,001)	932	657	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	-
(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	222	1,168 (1,165)	749 (741)	1,155	949	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	-
施策の予算額・執行額		118,586 (112,813)	111,366 (106,641)	110,572	84,148	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日) 「治安に対する信頼も欠かせません。(中略)平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取組を徹底します。(中略)「世界一安心な国」、「世界一安全な国、日本」を作り上げます。」 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に、万全を期してまいります。そして食糧、医療などの人道支援。テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。」 		
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-19)

施策目標		19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する						担当部局名	総合政策局物流政策課			作成責任者名	物流政策課長 平嶋 隆司	
施策目標の概要及び達成すべき目標		港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を推進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
69 国際船舶の隻数	135隻	平成23年央	135隻	150隻	158隻	179隻	193隻		約230隻	平成28年央	安定的な国際海上輸送の確保のため、「日本船舶・船員確保計画」の平成21年～25年の平均増加隻数をもとに平成28年央時点での約230隻と算出した。			
70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10%	平成22年度	10.5%	10.5%	10.3%	9.8%(暫定値)	集計中		約10%	毎年度	我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。			
71 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	57% (150隻)	平成24年度	52% (136隻)	57% (150隻)	61% (159隻)	70% (184隻)	79% (208隻)		100% (262隻)	平成29年度	・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月)において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶(以下「日本船舶」)の隻数は「約450隻」と試算されたところである。 ・しかしながら、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、平成25年3月30日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、トン数税制認定事業者が所有する日本船舶数を平成20年度からの9年間で3.2倍とすることを旨とするとしている。 ・上記「基本方針」に基づき、トン数税制認定事業者が所有している平成20年度の日本船舶数74隻を3.2倍、その他の事業者は横ばいとし、平成29年には262隻に増加させることを目標値として設定するものである。 ・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準税制、船舶特別償却制度及び買換特例制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。 ・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。			
72 内航船舶の平均総トン数	619トン	平成22年度	654	673	688	704	715		610トン	毎年度	効率的で安定した国内海上輸送を確保するためには、産業基礎物資の約8割の輸送を担う等の内航海運の特性を踏まえ、代替建造の促進により、効率的かつ一定規模の輸送能力(船腹量)の確保が求められる。この代替建造の促進の指標として、船腹量の維持又は平均総トン数の維持という、主に2つの考え方があがるが、船腹量は需給動向に応じて変動するものであるため、内航船舶の平均総トン数を最低限維持していくという目標設定が有効かつ最適である。このため、内航船舶の過去5年(平成18年度～平成22年度)の平均総トン数610(平均総トン)の数値の維持を目標とする。			
73 海上貨物輸送コスト低減効果(対H25年度総輸送コスト)(①国内、②国際)	①- ②-	平成25年度	-	-	①- ②-	① 0.1%減 ② 0.6%減 (速報値)	① 1.0%減 ② 1.2%減 (速報値)		①約3%減 ②約5%減	平成32年度	①国内海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、平成32年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である3%を、目標として設定。 ②国際海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、平成32年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である5%を、目標として設定。			
74 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合	31%	平成26年度	-	-	-	31%	45%		80%	平成32年度	各港湾における大規模地震対策施設の整備状況及び港湾BCPの策定状況を踏まえ、平成32年度までに施設整備及び港湾BCP策定が見込まれる港湾の割合を80%として目標に設定。			
75 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合	36%	平成26年度	-	-	-	36%	55%		100%	平成28年度	国土強靱化アクションプラン2015において重要業績指標(KPI)の一つとして設定されており、これとの整合を踏まえ、平成28年度までに重要港湾以上の全ての港湾において港湾BCPが確実に策定されることを目標として設定。			
76 国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数(①北米基幹航路、②欧州基幹航路)	①デイリー寄港 ②週2便	平成25年度	-	-	①デイリー寄港 ②週2便	①デイリー寄港 ②週2便	①デイリー寄港 ②週2便		①デイリー寄港を維持・拡大 ②週3便	平成30年度	我が国経済の国際競争力強化に資する基幹航路の直接寄港を維持・拡大することを目的として、国際コンテナ戦略港湾において、①北米航路については現状のデイリー寄港を維持・拡大し、②欧州航路については現状週2便の寄港便数を週3便にすることを目標とする。			
77 全国の港湾からクルーズ船で入国する外国人旅客数	41.6万人	平成26年	-	-	-	41.6万人	111.6万人		100万人	平成32年	世界のクルーズ人口が急速に増加する見込みであることを踏まえ、「交通政策基本計画」や「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」に基づき、クルーズ船の受入環境改善を図ることで、平成32年の「クルーズ100万人時代」の実現を目指している。これを踏まえ、平成32年に外国人クルーズ船で入国する外国人旅客数を100万人とすることを、当指標の目標に設定。			
78 支援物資輸送の広域物資拠点として機能すべき特定流通業務施設の選定率	28%	平成25年度	-	-	28%	56%	68%		100%	平成28年度	都道府県の防災計画に示された避難者数等をもとに必要な支援物資を受け入れるために必要な施設数を推計し、88件を目標とする			

達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)				
(1) 災害に強い物流システム構築事業 (平成23年度)	223	216 (204)	160 (137)	224	11	各地域でとりまとめた支援物資物流に関する知見等を基にして、災害発生時に円滑な支援物資物流を確保する上で重要な考え方や、そのために自治体や物流事業者において取り組むべき事項等を「マニュアル」のような形で統一化し、地方運輸局を通じて、その内容を自治体や物流事業者などに普及する取組を行う。また、地方運輸局を通じてこれまで各地域において取り組んできた民間物資拠点のリスタートや官民の協力協定の締結促進については、引き続きこれを行うとともに、関係者間での連絡体制の整備や対応手順の確定など、現場レベルでの具体的な取組を実施。	78	-
(2) 物流産業イノベーションの推進 (平成26年度)	224	-	25 (24)	41	16	産業活動と国民生活の基盤であり、我が国社会経済にとって不可欠の構成要素である物流を官民一体となって強い産業構造に改革していくこと(物流産業イノベーション)により、我が国の経済成長を確実に実現していくことが重要になっている。このため、パレット等物流機材のリターナブルユースの促進、北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)のASEAN諸国等への展開等に向けて必要な調査・検討を実施するなど、物流産業イノベーションの実現に寄与する取組の総合的な推進を図る。	-	調査報告書作成件数 物流情報システムを相互連携している国数の拡大
(3) 海上運送対策に必要な経費 (平成21年度)	225	22 (20)	20 (18)	64 (61)	31	本事業は以下の3分野により、構成されている。 ①外航海運分野におけるアジアとの連携強化 国際海事機関(IMO)においては、海事に関する国際ルールに關してはEUが主導的立場にあり、不合理なルールが数の論理で採択されるケースが見られる。このため、我が国を国際海事活動の拠点としたアジアにおける連携協調体制を確立し、国際海事活動への積極的貢献を行なうことにより、我が国の海事産業における競争力の強化、安全・環境基準設定のリードを図る。 ②外航海運対策 我が国商船隊の国際競争力及び航行安全対策の強化並びにクルーズ船が寄港する地域の経済に裨益するクルーズ振興を推進するために必要な施策の企画・立案により、外航海運の発展を図る。 ③旅客船対策・内航海運対策 旅客船事業について実態を把握し、必要な施策を立案する。内航海運について近代化を促進し、事業の安定を確保するとともに、その健全な発展を図る。	70 72	-
(4) マラッカ・シンガポール海峡等 航行安全対策 (平成20年度)	226	34 (28)	31 (31)	34 (33)	33	マラッカ・シンガポール海峡は、我が国の輸入原油の約8割が通過することから、我が国経済・国民生活にとって極めて重要な海峡である。最大の海峡利用国である我が国としては、国連海洋法条約に基づき、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」の下、海峡沿岸国提案の支援要請プロジェクトを推進し、同海峡の安全確保等に貢献する。	-	- マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難事件の発生件数:0件
(5) 港湾整備事業 (昭和25年度)	227	15,643 (15,643)	202,547 (201,060)	188,021 (187,265)	177,536	国際・国内の海上輸送ネットワークの構築とによる国民経済の健全な発展や国民生活の質の向上等を図ることを目的として、国又は港湾管理者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備等を行う。	73 74 76 77	-
(6) 沖縄開発事業 (平成26年度)	内閣府70	-	53,428 (51,668)	63,447	-	沖縄振興特別措置法に基づき、国が策定した「沖縄振興基本方針」を踏まえて沖縄県が策定した「沖縄振興計画」に位置づけられている各種公共事業(治水・道路・港湾)の執行に充当されている。	73 74 77	-
(7) 改正SOLAS条約等を踏まえた 総合的な港湾保安対策 (平成17年度)	228	12 (11)	11 (11)	11 (11)	13	2001(H13)年9月11日に勃発した米国同時多発テロを契機に改正SOLAS条約が2004(H16)年7月より発効した。同条約に規定された締約政府の義務を果たすため、国は全国統一的な観点から各国際埠頭施設の管理者が定める埠頭保安規定の承認や立入検査等を行い、同施設の管理者は当該施設に係る保安対策を実施している。このような中で、国による保安対策の確実な実施及び迅速な情報伝達体制の維持等を図ることにより、我が国の国際港湾において全国的に一定の保安水準を確保し、危害行為の防止に努めることを目的とする。	-	-
(8) 港湾広域防災拠点支援施設の 維持管理に必要な経費 (平成20年度)	229	50 (50)	57 (57)	56 (56)	45	大規模災害発生時に基幹的広域防災拠点の機能が早急に発揮されることを目的とした「港湾広域防災拠点支援施設」を国において整備しており、川崎港東扇島地区においては平成20年度から、堺港北港堺2区においては平成24年度から供用開始しているところ。当該施設が、発災時において有効に活用されるため、日常の維持・管理を適切に実施しているものである。	74	-
(9) 基幹的広域防災拠点における 広域輸送訓練に必要な経費 (平成20年度)	230	24 (23)	24 (24)	30 (30)	32	首都直下地震や近畿圏直下地震等の大規模災害時に、川崎港東扇島地区及び堺港北港堺2区の基幹的広域防災拠点が首都圏及び近畿圏における物流コントロール機能を担い、緊急物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施できるように、広域輸送訓練を実施する。	74	-
(10) 港湾機能の高度化を図るための 施設整備事業 (平成17年度)	231	1,007 (945)	790 (790)	810 (525)	0	港湾施設の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体(港務局を含む)又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、港湾の保安、安全の向上等の実現を図る。	73	-
(11) 老朽化化学兵器の廃棄処理に 必要な経費 (平成17年度)	232	889 (889)	729 (729)	870 (869)	163	苅田港においては、旧日本軍が投棄したと思われる致死性の毒ガスを含む老朽化化学兵器が発見されており、港湾活動や地域活動の安全性が脅かされている状況である。苅田港及び地域の安全を確保するため、老朽化化学兵器の探査及び処理業務等を行う。	-	-
(12) 北東アジア港湾局長会議に 必要な経費 (平成12年度)	233	0	2 (1)	8 (6)	0	我が国、大韓民国及び中華人民共和国の港湾の能力と効率の改善のため、港湾行政、港湾開発及び管理に関して意見交換を行うことを目的とする。	-	-

(13)	港湾整備事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	234	38,463 (38,463)	- -	- -	- -	東日本大震災により被災した港湾の早期復興を図るとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、近いうちの発生が懸念される東海、東南海・南海地震等への対策を推進すべき地域において、港湾の防災・減災機能を強化することを目的とする。	74	-
(14)	国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等経費 (平成24年度)	235	40 (39)	40 (39)	37 (36)	37	近年の国際分業の進展により、製造業や流通業においては、効率的な国際物流ネットワークの構築による、高度なサプライチェーンの形成が不可欠となっており、ICTの活用による物流体系全体の効率化が求められている。このため、本事業では、国内のコンテナ物流情報を一元的に情報提供する「コンテナ物流情報サービス(CoLins)」の中でコンテナ動静情報をインターネット上で共有するシステムを用いた国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築・運営等を行う。	73 76	-
(15)	国際戦略港湾競争力強化対策事業 (平成26年度)	236	- -	1,161 (1,161)	1,375 (1,375)	1,438	国際コンテナ戦略港湾において、経営統合した港湾運営会社が基幹航路の維持・拡大に必要なコンテナ貨物の集約や新規航路の誘致のために実施する事業に対し、港湾管理者と連携しつつ支援を行う。	73 76	-
(16)	国際コンテナ戦略港湾貨物積替機能強化実証事業 (平成26年度)	237	- -	346 (254)	308 (301)	-	国際基幹航路の維持・拡大のために、内航船等により集約された貨物を低コストかつスピーディに外航船に積み替えることで、港湾のサービス水準を高めるとともに、関係者調整、外貨・内貨バースの隣接一体設置を目指したターミナル計画についてのガイドラインを策定し、今後の整備等に反映することで、コンテナターミナルの一体運営を促進する。	73 76	-
(17)	臨海部における防災拠点マニュアルの検討等に必要経費 (平成27年度)	238	- -	- -	9 (9)	-	東日本大震災の教訓を踏まえ臨海部防災拠点マニュアルの改訂を行うため、東日本大震災における臨海部防災拠点の被災状況及び緊急物資等の輸送実態を把握し、有識者の意見を聴きつつ、津波を伴う巨大地震を想定した臨海部防災拠点の対応方針を検討する。	74	-
(18)	クルーズ船の受入の受入環境改善に向けた取組に要する経費 (平成27年度)	239	- -	- -	47 (45)	45	アジア地域等においてクルーズ人口が増大する中、クルーズ船を受け入れるための環境整備が課題となっており、既存ストックを有効に活用しつつ、物流ターミナル等におけるクルーズ船の受入を円滑化することが重要になっている。 このため、クルーズ船とバスの乗り換え導線の改善、クルーズ船停泊岸壁の周辺における多様なサービスの提供など、クルーズ船寄港地における先導的な取組を実施するとともに、その成果の全国の港湾への普及を図り、既存ストックによるクルーズ船の受入を促進し、クルーズ客の円滑な周遊を図る。	77	-
(19)	港湾整備事業 (平成26年度)	復興庁	- -	34,175 (34,164)	31,467 (31,025)	-	東日本大震災からの早期復興のため、地域経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物理立護岸の整備等を行う。	-	-
(20)	国際戦略港湾コンテナターミナル高度化実証事業 (平成28年度)	新28-018	- -	- -	- -	429	コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の国際戦略港湾におけるコンテナターミナルの高度化に取り組み、効率化・コスト削減を推進することで、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出に必要な我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図る。	73 76	-
(21)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	387	1,184,688 (1,178,560)	995,641 (990,139)	873,313	1,035,533	港湾施設の建設又は改良の工事に対して支援することにより、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保の推進に寄与する。	73 76 77	社会資本総合整備計画数(全国ベース) ----- 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(22)	防災・安全交付金 (平成24年度)	388	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342	1,450,919	港湾施設の建設又は改良の工事のうち防災・安全対策のために特に必要なものに対して支援することにより、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保の推進に寄与する。	74	社会資本総合整備計画数(全国ベース) ----- 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(23)	物流効率化のための計画に基づき取得した特定流通業務施設に係る税制特例措置 (昭和49年度)	-	- -	- -	- -	-	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者が一定の防災機能を持ち、物流効率化に資する特定流通業務施設を取得する場合に、当該施設に対して、法人税等の割増償却や固定資産税等の課税標準の特例を講じる。	78	-
施策の予算額・執行額 ※下段()は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			411,031 (214,159) (319,242) (212,859)	254,100 (213,309)	236,414	179,832	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○親光立国推進基本計画(平成24年3月30日) 3-2(三)①、④ ○第4次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第6節3.(3)① ○国土交通省技術基本計画(平成24年12月10日)別添資料(2)③ ○総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)2.(1)、(3) ○海洋基本計画(平成25年4月26日)第2部4(1)、9(4)、11(3) ○第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)第2章第3節、第5章第2節5(2)、第5章第3節2 ○国土強靱化基本計画(平成26年6月3日) ○国土のグランドデザイン2050(平成26年7月4日公表)4.(1)、(2)、(9) ○交通政策基本計画(平成27年2月13日)第2章A.目標①、B.目標①、C.目標① ○第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)重点目標1.1-1、重点目標2.2-1、2-3、重点目標4.4-1、4-3 ○経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～(平成28年6月2日)第2章2.(1)⑤、第2章2.(2)⑤、第2章2.(4)③、第3章5.(2)③、第3章5.(2)⑤ ○日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-(平成28年6月2日)第2.1.3.(2)iii)、第2.1.4.(2)iii) 	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-20)

施策目標		20 観光立国を推進する						担当部局名	観光庁		作成責任者名	観光戦略課長 舟本 浩			
施策目標の概要及び達成すべき目標		震災からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
79 訪日外国人旅行者数	622(万人)	平成23年	622	836	1036	1341	1974	/	4,000(万人)	平成32年	平成27年の訪日外国人旅行者数は1974万人まで増加し、従来の政府目標であった2000万人の達成が視野に入ってきたことから、次の時代の新たな目標とするために必要な対応について検討するため、平成27年11月に総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を創設し、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数について、「2020年：4000万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
80 訪日外国人旅行消費額	0.8(兆円)	平成23年	0.8	1.1	1.4	2.0	3.5	/	8(兆円)	平成32年	観光立国の推進は我が国経済成長の大きな鍵であり、消費の増大により地域への経済効果を高め、地方創生への貢献を図ることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行消費額について、「2020年：8兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
81 地方部での外国人延べ宿泊者数	616(万人泊)	平成23年	616	855	1186	1575	2519	/	7,000(万人泊)	平成32年	インバウンド拡大の経済効果を地方へ波及させ、地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていく必要がある。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020年：7000万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
82 外国人リピーター数	401(万人)	平成23年	401	528	627	837	1162	/	2,400(万人)	平成32年	我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、外国人リピーター数について、「2020年：2400万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
83 日本人国内旅行消費額	19.7(兆円)	平成23年	19.7	19.4	20.2	18.5	20.4	/	21(兆円)	平成32年	我が国の観光消費額は、日本人国内旅行が占める割合が高く、国内旅行を促進し、地域への経済効果をより一層高めることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本人国内旅行消費額について、「2020年：21兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム)							
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)											
(1) 世界観光事業分担金 (昭和53年度)	240	35 (35)	43 (43)	48	47	・世界観光機関(UNWTO)の活動を通じて、観光交流の拡大を目指す。 ・UNWTOの実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係地域と連携を図りつつ、UNWTOに対して効率的な運用を求めていく。 ・UNWTO加盟国等は分担金を毎年義務的に拠出することが定められている。我が国も決められた分担金を拠出するもの。	79.80	—							
(2) ASEAN貿易投資観光促進センター等拠出金 (昭和56年度)	241	101 (101)	101 (101)	103	103	・ASEAN貿易投資観光促進センター、世界観光機関アジア太平洋センター、経済協力開発機構のより効果的な活動成果を引き出すため、実施事業や組織運営状況の把握、加盟国や関係機関と連携を図りつつ、引き続きASEAN貿易投資観光促進センター等に対して効果的な運用を求めていく。 ・各種国際機関と連携し、国際会議を開催する。	79.80	—							
(3) 観光連絡調整経費 (平成17年度)	242	19 (18)	19 (16)	18	18	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出するため、年次報告書として「観光白書」の作成を行う。	-	観光白書の作成部数 6,000部 観光白書の販売部数							
(4) 観光統計整備事業 (平成14年度)	243	518 (513)	429 (424)	460	500	観光統計整備事業は、平成14年度の事業開始以降、調査対象の拡充等を行いつつ継続的に実施している。訪日外客誘致施策の更なる強化、地域が主役となった観光政策の展開が求められる中、行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、観光施策の基本インフラである観光統計の整備を着実に進める。	80、81、82、83	—							
(5) 観光地域動向調査事業(平成25年度)	244	38 (32)	39 (35)	38	38	地域の関係者が連携して地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、地方公共団体・民間事業者・観光関係者等による協議会等を設置し、各々の役割分担に応じた観光予算を有効かつ効果的に投入し、地域の課題解決に向けた共同調査を実施し、改善に向けた方策の検討・現地調査・実証事業等を実施する。	81	—							
(6) 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (平成15年度)	245	5,087 (4,947)	4,903 (4,878)	1,297	1,245	「明日の日本を支える観光ビジョン」において示された訪日外国人旅行者数2020年に4000万人の目標の達成に向けて、伊勢志摩サミット等の国内で開催する大規模な国際会議等を活用したプロモーションや、国と地方が広域に連携して取り組むプロモーション(地方連携事業)を実施する。	79、80、81、82	—							
(7) 国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進 (平成20年度)	246	405 (349)	450 (413)	190	199	国際会議(MICE)の誘致・開催を促進するため、 ①アドバイザー派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等による世界トップレベルのMICE都市の育成 ②地域産業、観光資源、ユニークベニュー等の地域の特性や魅力を活かしたMICEの推進等に取り組む。	79、80	—							
(8) 通訳ガイド制度の充実・強化 (平成22年度)	247	25 (21)	19 (18)	20	20	有資格者の利用促進方策として、国や地方自治体による通訳ガイドの管理や、訪日外国人観光客から特区ガイド等も含めた全ての通訳ガイドへのアクセシビリティ改善を図ることにより、満足度の向上を図るとともに、マーケットの拡大を推進するため、登録システムの構築を検討する。	79、80、81、82	—							

(9)	(独)国際観光振興機構運営費 交付金 (平成15年度)	248	1,837 (1,837)	5,328 (5,328)	10,726	7,037	「明日の日本を支える観光ビジョン」において示された訪日外国人旅行者数4000万人の目標の達成に向けて、欧米豪や富裕層等をターゲットとしたプロモーションや、オリンピック・パラリンピック等の大規模国際大会を契機としたプロモーション等を戦略的に実施する。	79、80、81、 82	—
(10)	ユニバーサルツーリズム促進 事業 (平成24年度)	249	39 (33)	37 (34)	35	32	・観光案内所を活用した「バリアフリー相談窓口」機能の検討。 ・観光案内所を活用した「バリアフリー相談窓口」設置モデルの構築。	79、80、81、 82、83	—
(11)	観光地域ブランド確立支援事 業(平成25年度)	250	343 (172)	274 (206)	257	251	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、歴史・伝統・文化等を活かした地域独自の「ブランド」の確立を通じた、滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。	81、83	—
(12)	広域観光周遊ルート形成促進 事業 (平成27年度)	253	— —	— —	554	1,640	定住人口の減少等が進む地方において、訪日外国人旅行者の地方誘客を戦略的に創出し、訪日外国人旅行者数や地方部での外国人延べ宿泊者数を拡大するため、複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化し、訪日外国人旅行者の満足度を高める「広域観光周遊ルート」の形成を促進する。	79、81	—
(13)	地域資源を活用した観光地魅 力創造事業 (平成27年度)	255	— —	— —	339	338	地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、それを活かした地域づくりと観光振興の施策を一体的に支援する。あわせて観光地経営の中心となる人材の育成に対しても支援を行う。	83	—
(14)	産学連携による旅館・ホテルの 経営人材育成事業 (平成27年度)	256	— —	— —	27	322	・「観光産業をリードするトップレベル経営人材」の恒常的な育成拠点として大学院段階での観光MBA設置に向けた検討に着手する。 ・「観光の中核を担う人材」の育成拠点として、全国複数大学において産学連携による観光産業の経営人材育成のための教育プログラムを試行的に実施しカリキュラムモデルを構築する。	79、80、81、 82、83	—
(15)	訪日外国人旅行者受入環境整 備緊急対策事業 (平成27年度)	257	— —	— —	1,018	8,000	・宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上について、訪日外国人旅行者の急増による宿泊施設不足に対応するため、旅館等のインバウンド対応・地域の空き室情報提供を支援するとともに、経営者の人材育成と運動して、ICTを活用した旅館・ホテル等の生産性向上を支援。 ・二次交通対策として、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等のインバウンド対応を支援。 ・地方での消費拡大に向けた環境整備のため、訪日外国人旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を支援。	79、80、81、 82	—
(16)	テーマ別観光による地方誘客 事業(平成28年度)	新28- 019	— —	— —	— —	70	国内外の観光客が全国各地を訪れる動機を与えるため、特定の観光資源に魅せられて日本各地を訪れる「テーマ別観光」のモデルケースの形成を促進し、地方誘客を図る。	79、80、81、 82、83	—
(17)	福島県における観光関連復興 支援事業 (平成25年度)	復興庁 0188	378 (330)	374 (359)	374	266	福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する国内向け風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。	83	—
(18)	東北地方へのインバウンド推 進による観光復興事業 (平成28年度)	復興庁 0189	— —	— —	100	4,165	東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させる。	79、81	—
施策の予算額・執行額			13,584 (12,010)	15,075 (14,254)	15,845	19,865	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	・日本再興戦略2016 第二 I 4. 観光立国の実現	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-②)

施策目標		21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する						担当部局名	都市局			作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 中井 淳一	
施策目標の概要及び達成すべき目標		良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値 設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
84	景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)	458団体	平成26年度	315団体	364団体	409団体	458団体	503団体	約700団体	平成32年度	過去3年間(平成23年度末～平成25年度末)の各年度における景観計画未策定団体数(市区町村に限る)のうち景観計画を策定した景観行政団体数の割合を踏まえ、目標値を設定。			
85	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数	31団体	平成23年度	31団体	35団体	44団体	49団体	53団体	約110団体	平成32年度	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市町村の数に基づき設定。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要		関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)							27年度 (百万円)			
(1)	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成26年度)	258	-	318	40	242	少子・超高齢化の進展への対応、厳しさを増す財政状況への対応等の観点において、持続可能でコンパクトな集約型都市構造への転換が求められているが、その実現には、機能面の充実だけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観の魅力を通じてまちの求心力を確保し、居住等を誘導することが必要となる。こうしたことから、人口密度を維持するエリア等において、良好な景観形成や歴史的風致形成の取組支援を強化し、まちの魅力と居住環境を向上させることにより、その活力の維持・増進(都市再生)を図る。	-	良好な景観形成や歴史的風致形成の推進により、集約型都市構造への転換に着手した地方公共団体数(13団体)					
			-	(11)					景観計画又は歴史的風致維持向上計画に基づいた居住等機能の立地誘導に資するまちづくりの活動数(H28年度目標値:40活動) 良好な景観形成や歴史的風致形成の推進により、観光入込客数が増加した地方公共団体数(H30年度目標値:15団体)					
(2)	居住機能・都市機能の誘導と連携した景観施策検討調査 (平成27年度)	259	-	-	8	7	既存の景観施策・規制を体系的にとりまとめるとともに、有識者委員会を開催し、効果的で良好な景観形成方策について検討を行い、オリンピック・パラリンピック東京大会を念頭に短期的で具体的な成果を発現し得る施策と集約型都市構造への促進を図るという観点から、引き続き継続していくべき中長期的な施策とに整理する。その上で、オリンピック・パラリンピック東京大会を目的に短期的に効果が発現する施策をまとめ、必要に応じて、運用指針等において基本的な考え方を提示し、地方公共団体に周知する。	84	調査実績件数(1件) 景観計画を策定した市町村団体の数(H28年度目標値:550団体)					
施策の予算額・執行額			95 (90)	414 (70)	330	249	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣決(重点)】(業績指標84、85) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)						
備考														

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-22)

施策目標		22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する						担当部局名	道路局		作成責任者名	・道路局 企画課 道路経済調査室 (室長 橋本 雅道)	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活道路ネットワークを構築する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
86	三大都市圏環状道路整備率	68%	平成26年度	56%	58%	63%	68%	71%	約80%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、平成32年度までに約80%にすることとされている。 ・高速道路会社と(独)日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、道路事業の見直しにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げて目標値を設定。		
87	道路による都市間速達性の確保率※ ※主要都市間を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	49%	平成25年度	47%	48%	49%	51%	集計中	約55%	平成32年度	・社会資本整備計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、平成32年度までに約55%にすることとされている。 ・公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに目標値を設定。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要			関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度(百万円)	26年度(百万円)	27年度(百万円)									
(1)	道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	038	1,228,818 (1,220,661)	994,975 (992,176)	874,830 (874,163)	1,067,572	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は158kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与			87	-		
(2)	道路事業(補助等) (昭和27年度)	189	83,200 (81,847)	68,698 (68,641)	60,931 (60,906)	98,542	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体に補助を行う。 ・主な事業として、地域高規格道路等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施する地方公共団体に補助を行う。 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は22kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。			87	-		
(3)	有料道路事業等 (昭和43年度)	190	68,859 (68,859)	21,372 (21,072)	21,311 (20,997)	26,516	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は103kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。			87	-		
(4)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	387	1,184,688 (1,178,560)	995,641 (990,139)	873,313	1,035,533	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。			-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)		
(5)	道路整備事業 (東日本大震災復興事業費)	復興庁 186	-	186,250 (175,588)	216,970 (216,901)	340,919	・三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備 被災地の早期復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道を結ぶ横断軸の強化について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施 ・道路の防災・震災対策等 法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施 ・被災した道路の原型復旧 等			87	復興道路・復興支援道路の新規開通延長 復興道路・復興支援道路開通に伴う所要時間		
施策の予算額・執行額 ※下段<>は書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。		1,410,464 (1,851,885)	872,241 (46)	848,275	540,021	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)			日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路(中略)の早期整備・活用」、「道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進」				
備考													

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-23)

施策目標		23 整備新幹線の整備を推進する					担当部局名	鉄道局			作成責任者名	幹線鉄道課長 村田 茂樹	
施策目標の概要及び達成すべき目標		広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
88 鉄道整備等により5大都市から鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数		21% (30万人)	平成24年度	-	21% (30万人)	21% (30万人)	114% (160万人)	100% (140万人)	/	100% (140万人)	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。	
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 整備新幹線整備事業 (平成4年度)	260	70,600 (60,420)	71,950 (70,991)	75,450	75,450	我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するため、地域間の移動時間を大幅に短縮させて、関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関である整備新幹線を着実に整備する。					88	-	
(2) 整備新幹線建設推進高度化等 事業 (平成9年度)	261	7,765 (7,765)	3,604 (3,601)	5,197	2,445	整備新幹線の未着工区間において、設計施工法等調査、経済設計調査を実施することにより、着工後の新幹線建設の円滑な進捗やコスト縮減などを図る。また、貨物列車走行調査を実施することにより、貨物列車と新幹線の共用走行区間において必要とされる安全確保等の手法の技術的検証を行い、速度向上の実現を目指す。さらに、軌間可変技術調査を実施することにより、新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に均霑する。					88	-	
(3) 北海道、東北、北陸、九州新幹 線の 新線建設により取得する 鉄道施設に係る税制特例措置 (昭和62年度)	-	-	-	-	-	北海道、東北、北陸及び九州新幹線の新規建設に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後5年間1/3とする。					88	-	
(4) 整備新幹線の開業に伴いJRから 経営分離される並行在来線の 固定資産に係る特例措置 (平成9年度)	-	-	-	-	-	整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離される並行在来線の譲渡固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を20年間1/2とする。					88	-	
施策の予算額・執行額		106,872 (68,186)	114,452 (74,592)	117,804	77,895	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		なし					
備考													

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-24)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する					担当部局名	航空局			作成責任者名	航空戦略課長 木村 典夫		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
89 首都圏空港の空港処理能力	74.7万回	平成27年度	-	-	-	-	100% (74.7万回)	74.7万回 + 最大7.9万回	平成32年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港処理能力の増加を目標とした。				
90 首都圏周辺の都市における国際線就航都市数	88都市	平成25年	-	-	88	92	101	アジア主要都市並	平成32年	「首都圏周辺の都市における国際線就航都市数」の増加は、航空交通ネットワークの強化に直結するため。比較対象としては、近隣のアジア主要5都市(ソウル・香港・シンガポール・北京・上海)が適当であり、オリンピックイヤーである2020年度(平成32年度)迄に上記アジア主要都市並の就航都市数を目標とするもの。				
航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%	平成23年度	-	59%	73%	73%	74%	74%	平成28年度	平成16年度の新潟県中越地震等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資及び人員等の輸送基地としての役割が求められる。このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1) 首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)	263	30,825 (30,059)	40,464 (39,541)	31,300 (30,469)	53,424	国土交通省成長戦略会議等に基づき、首都圏空港(羽田空港及び成田空港)の空港処理能力を2020年までに7.9万回(羽田空港:3.9万回、成田空港:4万回)拡大することにより、首都圏の国際競争力強化、増加する訪日外国人旅行者の受入体制強化、経済成長の促進を図るもの。 (東京国際空港) 飛行経路見直しに必要となる航空保安施設、誘導路等の施設整備、駐機場の整備、国際線・国内線地区を結ぶトンネル(際内トンネル)の整備、空港アクセス道路の改良、C滑走路等の耐震対策、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な機器の更新・改良 (成田国際空港) 庁舎耐震対策、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な機器の更新・改良	89	- -						
(2) 関西国際空港整備事業 (大阪国際空港:昭和33年度) (関西国際空港:昭和59年度)	264	7,601 (7,370)	8,380 (8,146)	7,420 (7,251)	8,209	・関西国際空港・大阪国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。 ・関西・伊丹のコンセッションによって民間事業者がそのノウハウを最大限に活用しつつ、より効率的で緊張感ある経営を実現出来る仕組みを確立すること等により、関西空港の早期の確実な返済を行い、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。	-	航空機の安全な運航確保のため、必要に応じて、老朽化が進んでいる航空保安施設の更新経費等を計上しているため、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。						
(3) 中部国際空港整備事業 (中部国際空港:平成10年度)	265	1,280 (1,218)	2,521 (2,361)	365 (353)	1,166	・中部国際空港については、安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。	-	航空機の安全な運航確保のため、必要に応じて、老朽化が進んでいる航空保安施設の更新経費等を計上しているため、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。						
(4) 空港周辺環境対策事業 (昭和42年度)	266	3,739 (2,923)	4,520 (2,298)	2,502 (1,913)	2,085	航空機騒音については、環境基本法に基づく「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校等の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。	-	住宅防音工事実施家屋数 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率						
(5) 一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業を除く) (昭和31年度)	267	28,643 (27,999)	46,811 (45,838)	58,956 (57,124)	71,277	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・滑走路増設事業を実施する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備を実施する。	-	事業実施空港数 滑走路増設事業を実施し、空港の処理能力を向上する。施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。						

(6) 一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業) (平成19年度)	268	4614	6,230	4,545	6,763	航空輸送上重要な空港等において、地震災害時に、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図るため、最低限必要となる基本施設等並びに管制施設等の耐震対策を実施する。	91	事業実施空港数
		(4,465)	(6,074)	(4,472)				平成32年度までに、航空輸送上重要な空港等のうち、一般空港等について、地震災害時における救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保する。
(7) 一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	269	1676	2,898	3,335	1,716	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・補助率 50%等	-	事業実施空港数
		(1,639)	(2,802)	(3,178)				施設の老朽化を起因とした航空機事故を起こさない。
(8) 航空路整備事業(管制施設整備) (昭和27年度)	270	23188	25,167	24,831	30,643	航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑空港・空域における航空交通容量の拡大やニーズの多様化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等の性能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システムの整備を行う。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な管制施設の更新・改良	-	更新・改良事業を行う施設数
		(22,843)	(24,454)	(24,377)				管制取扱機数(飛行計画ベース)
(9) 航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)	271	3398	670	1,028	1,175	航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な航空保安施設の更新・改良 ・縮退施設の撤去	-	・老朽化した航空保安施設の更新整備数 ・VOR施設の縮退数活動実績
		(2,892)	(625)	(976)				・本施設は、航空ネットワークの安全確保に不可欠な施設であるため、ICAOの考え方を元に、老朽化による施設停止割合10-5未満(サービス提供率99.999%以上)を常に満足させる ・平成29年度までに、52施設(平成22年度)のVOR施設を33施設縮減
(10) 国管理空港の経営改革の推進 (平成24年度)	272	341	561	574	582	国管理空港の経営改革については、地域の実情に応じた空港運営の効率化を通じた地域の活性化を図るため、PFI法の「公共施設等運営権制度」を活用した民間委託手法を空港管理形態の1つの選択肢として追加し、空港の民間委託を可能とするものである。 先行的に運営委託の検討が進められている仙台空港については、公共施設等運営権を活用して、平成28年7月より民間事業者による空港運営が開始される。仙台空港に続く空港についても、公共施設等運営権制度の活用による運営委託事業における各種論点等について検討・整理するとともに、実施方針、要求水準書、実施契約書の公募書類等の作成、空港ビル等の経営一体化推進のための調査等を実施する。	-	国管理空港の経営改革については、地域の実情等を踏まえる観点から地方自治体や空港ターミナルビル会社等と調整しつつ実施することとしているため、活動指標及び活動実績を定量的に示すことは困難である。
		(296)	(216)	(281)				国管理空港の経営改革の実現
(11) 地方航空路活性化プログラム (平成27年度)	298	-	318	313	282	自治体や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組を支援。 支援する対象路線は、地域の協議会から取組を公募し、外部有識者からなる懇談会により評価し、国として対象路線を選定。実施する際に必要となる経費について国が3年間支援を行うとともに、取組の成果については有識者懇談会により評価・検証を行い、地域の協議会が評価等の結果をもとに改善等を含めた取組を実施。 モデル的取組の実証効果は、全国の他の地方路線の取組に波及させていくことを想定。	-	地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組として支援する路線
		-	(312)	(312)				取組を通じて実証効果が確認され、モデル的取組として提示できる実証数
施策の予算額・執行額		337,065 (262,632)	342,938 (274,680)	328,404	276,169	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略(平成27年6月30日) 5. 立地競争力の更なる強化 (3) iv) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化等	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-25)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する						担当部局名	都市局			作成責任者名	都市政策課長 井崎 信也			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
92	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	86.7%	86.6%	82.9%	81.4%	79.8%	/	82.0%	毎年度	過去5年間(平成18年度～平成23年度の間)の実績は8.8ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、過去10年間(平成13年度～平成23年度)の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、UJターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。				
93	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	9,270ha	9,497ha	9,917ha	10,353ha	10,825ha	/	14,700ha	平成28年度	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。				
94	文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数)	①74件 ②115施設	①平成21年度 ②平成23年度	①46件 ②116施設	①53件 ②118施設	①51件 ②121施設	①66件 ②126施設	①集計中 ②130施設	/	①80件 ②140施設	①平成27年度 ②平成28年度	①つくば地区内の国際会議開催数。 ②関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。 ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学、短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等)				
95	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	-	-	0.91	1.12	1.05	1.10	集計中	/	1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)	毎年度	半島振興法は平成27年3月31日が法期限とされていたが、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への定住の促進の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとする。 評価年度の半島地域内における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。				
96	共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	60%	平成24年度	-	60%	62%	63%	68%	/	約90%	平成29年度	高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。また、今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。 このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。 特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目途に全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。				
97	特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数	8	平成26年度	-	-	-	8	14	/	46	平成32年度	大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定。				
98	立地適正化計画を作成する市町村数 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI】	-	-	-	-	-	-	1市町村	/	150市町村	平成32年	立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。 立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、平成32年までに着実に計画が作成されることを目指す。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】				

99	自動二輪車駐車場供用台数	80.5%	平成24年度	-	80.5%	84.5%	83.2%	集計中		100%	平成30年度	平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場における自動二輪車の受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数(注1)について、平成30年度末までに、自動車の駐車場整備比率(注2)に対する自動二輪車の駐車場整備比率(注3)が同等(100%;注4)となるように整備されることを目標とし、目標値を設定。 (注1) 自動二輪車駐車場供用台数には、自動車駐車場において自動車とスペースを併用している供用台数及び自転車等駐車場において自転車とスペースを併用している供用台数を含む (注2) 自動車の駐車場整備比率 = 整備済み自動車駐車場台数 / 自動車保有台数 (注3) 自動二輪車の駐車場整備比率 = 自動二輪車駐車場供用台数 / 自動二輪車保有台数 (注4) 業績目標値の算出方法・・・目標値 = 自動二輪車の駐車場整備比率 / 自動車の駐車場整備比率
100	中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.83%増	平成25年度	0.04%増	0.7%増	0.83%増	0.09%増	集計中		前年度比0.2%増	毎年度	街ながら居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。
101	物流拠点の整備地区数	79% (63地区)	平成23年度	79% (63地区)	83% (66地区)	83% (66地区)	84% (67地区)	集計中		100% (80地区)	平成28年度	総合物流施策大綱(2009-2013)において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
102	主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率	-	-	前年度比+0% (約4%)	前年度比+0% (約4%)	前年度比+0% (約4%)	前年度比+0% (約4%)	前年度比+0% (約4%)		前年度比+0% (約4%)	毎年度	人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)				
(1) 半島地域振興等に必要経費 (平成19年度)	273	38 (38)	36 (36)	115 (47)	111	地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がバックアップして一体的、広域的に推進するソフト事業に対する支援を行う。また、半島振興法の実施状況を確認し、評価を行うとともに、半島地域の社会経済情勢その他のデータ等の半島振興法の施行に必要な情報の収集・分析等を行う。	95	-
(2) 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (平成20年度)	274	293 (285)	310 (214)	270 (318)	276	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域)において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村等が行う、必要となる既存の公共施設を活用した施設改修等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。 【補助率等】公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費の他、再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助する(補助率1/2以内)。	92	-
(3) きめ細やかな豪雪地帯対策の 推進に要する経費 (平成25年度)	275	34 (33)	35 (35)	35 (35)	35	豪雪地帯対策特別措置法(H24.12改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪害体制の実現方策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。	96	-
(4) まちづくり関連事業 (昭和48年度)(関連:28-㉔、 ㉕)	276	20,349 (15,417)	17,500 (11,675)	22,112 (14,458)	20,779	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を支援する市街地再開発事業、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、まちの拠点となるエリアへの医療・福祉等の都市機能施設の整備を支援する都市機能立地支援事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。 地方公共団体向け補助は、平成22年度から原則、社会資本整備総合交付金に移行。	93,112	-
(5) 都市開発資金貸付事業 (昭和41年度)	277	14,689 (4,235)	14,584 (6,381)	9,561 (8,281)	10,381	・用地先行取得資金の有利子貸付・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付・都市環境維持・改善事業(リアレンジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付・民間都市開発推進資金の無利子貸付	93	-
(6) 地域活性化推進経費 (平成16年度)	278	26 (25)	12 (11)	50 (50)	25	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や、ICTを活用した多様な働き方の実現に資する都市整備のあり方、官民連携等について、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策を検討する。	-	調査実施件数:2件 全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合(H32年目標値:10%)
(7) 国際機関等拠出金 (平成9年度)	279	33 (33)	39 (39)	43 (43)	42	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、不安定な世界経済下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、経済・社会・環境・財政変動に対応可能な都市であるレジリエントシティ施策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援、海外展開に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るとともに、同委員会が実施する「レジリエントシティプロジェクト」にかかる費用の一部を拠出し、我が国の都市政策の経験・課題を共有することで、国際的に共通する都市課題への対処について貢献する。	-	調査研究件数:1件 OECD地域開発政策委員会が実施する都市分野プロジェクトの調査報告を毎年1件有することとする。

(8)	防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	280	44 (0)	44 (0)	44	44	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	-	-
(9)	都市再生推進経費(平成19年度)	281	199 (191)	235 (229)	231 (228)	222	インフラ海外展開の推進のため、日本が強みを有する環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開の事例収集、現状把握を行う。これらにより、我が国の民間企業の海外でのビジネス機会の拡大を図る。 また、都市施策の推進のため、都市開発分野等の個々の施策において、ニーズ等の調査、分析を行い、都市交通分野等の安全向上等についての調査・検討を行う。	102	-
(10)	民間まちづくり活動促進事業(平成24年度)	282	160 (130)	98 (95)	98 (93)	80	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減等を図る民間まちづくり活動を促進する。内容は以下のとおり。 ・先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証事業等に助成する。事業主体は都市再生推進法人、民間事業者等(補助率1/3、1/2、10/10)。	-	市民・企業・NPOなどによる活動地区数(H28年度活動見込:80) まちづくり関連協定の活用等により、まちの魅力を増進し、又は公的負担を軽減するまちづくり活動に取組む地区数(累計)(H30年度目標値:66)
(11)	集約型都市構造化推進調査経費(平成25年度)	283	188 (171)	197 (192)	142 (136)	132	集約型都市構造化の形成を促進するためには、地域の合意形成、都市機能・居住機能の誘導効果をより向上させるための都市計画等制度・運用の充実、実行段階での的確な評価と計画・施策への反映が課題である。 平成28年度においては、第一の合意形成に関しては、「手法・プロセス」、「必要性や効果等を説明するデータ整備」の観点から、第二の都市計画等制度・運用に関しては、立地適正化計画に基づく集約型都市構造化への転換を支える土地利用適正化方策、集約エリア外における都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、第三の評価に関しては、「達成状況の的確な評価と計画・施策への反映」の観点から必要な調査検討を行い、運用指針、ガイドライン等の整備や手法の充実等を行う必要がある。	98	集約型都市構造化推進調査の調査実施件数(H28年度活動見込:6) 集約型都市構造化推進調査の実施団体数(H28年度活動見込:12) 立地適正化計画を作成する市町村数(H32年度目標値:150)
(12)	集約都市形成支援事業(平成25年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI関連】	284	500 (27)	91 (79)	409 (398)	307	立地適正化計画等に基づくコンパクトなまちづくりを、計画の策定、合意形成、建築物跡地の適正管理などソフト施策を中心に総合的に支援することにより、歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速する。内容は以下のとおり。 ・歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化を促進するための支援(①低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針、PRE活用計画の計画策定支援、②コーディネート支援、③施設の移転促進、④建築物跡地等の適正管理支援に対する助成)を行う。事業主体は地方公共団体、鉄道沿線まちづくり協議会、民間事業者等(補助率1/3、1/2)。 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、市町村等によるコンパクトシティの取組を促進し、人口減少社会における都市の活力の維持・向上に寄与すると見込んでいる。】	98	歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現や、都市の低炭素化に取り組んでいる市町村数及び協議会数(H28年度活動見込:228) 立地適正化計画を作成する市町村数(H32年度目標値:150)
(13)	国際競争力強化・シティセールス支援事業(平成26年度)	285	-	300 (113)	300 (213)	402	都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に外国企業及び高度外国人材(以下「外国企業等」という。)を呼び込むため、国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的とする。 特定都市再生緊急整備地域を対象として、都市再生緊急整備協議会による外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画の作成(補助率2分の1)や、整備計画に基づくソフト対策及びハード対策を総合的に支援する補助事業。事業主体は地方公共団体及び都市再生緊急整備協議会。 また、外国企業等の地域拠点の立地を促すため、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される整備計画に記載された国際競争力強化施設の整備に要する費用を支援する。	-	当該年度に支援を行う都市再生緊急整備協議会等数(H28年度活動見込:9) 外国企業等を呼び込むための地域戦略に基づく整備計画を策定した地域数(累計)(H30年度目標値:11)
(14)	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成27年度)	286	-	-	35	85	広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に対する支援し、総合的な支援を行う。	-	広域観光周遊ルート形成の一環として、本事業の整備計画を作成した協議会数:15 整備計画を策定して本事業を実施した歴史的風致維持向上計画認定都市数(H31年度目標値:33都市) 訪日外国人旅行者数(H32年度目標値:4,000万人)
施策の予算額・執行額			44,295 (22,969)	41,478 (19,061)	39,007	32,320	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの) 【閣決(重点)】(業績指標97、98) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)		
備考			【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】にあるKPI「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数」及び「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-26)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる					担当部局名	鉄道局			作成責任者名	総務課長 高橋 一郎	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
15	【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合)	約91%	平成25年度	-	-	91%	92%	集計中	約100%	平成32年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したもの。		
33	【再掲】モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送へのシフト(鉄道コンテナ輸送量の増加))	187億トンキロ	平成24年度	-	187億トンキロ	193億トンキロ	195億トンキロ	集計中	221億トンキロ	平成32年度	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。		
88	【再掲】鉄道整備等により5大都市から鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	21% (30万人)	平成24年度	-	21% (30万人)	21% (30万人)	114% (160万人)	100% (140万人)	100% (140万人)	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることとなる地域の人口数を目標値として設定。		
103	東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②180%超の混雑率となっている区間数	①165% ②14区間	平成25年度	-	-	①165% ②14区間	①165% ②14区間	①集計中 ②集計中	①150% ②0区間	平成27年度	東京圏の鉄道の混雑率については着実に緩和を図っていく必要があるが、第18号答申及び交通政策基本計画(2015年(平成27年)閣議決定)において定められた、①ピーク時における主要31区間の平均混雑率を150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を180%以下とする目標はいずれも達成するに至っていない。 第198号答申においても、引き続き同目標の達成を目指すこととされていることから、同目標及び②ピーク時混雑率が180%超となっている区間数を0区間とする目標を達成することを目指す。		
104	東京圏の相互直通運転の路線延長	880km	平成25年度	880km	880km	880km	880km	880km	947km	平成32年度	東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1)	鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	290	486 (479)	493 (492)	839	1,498	鉄道利用者の安全性や利便性向上を図るため、都市側事業と一体的に鉄軌道駅にホームやコンコースの拡幅、バリアフリー化(段差解消)等を行い、駅機能を総合的に改善させる。また、人によさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄軌道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄軌道駅空間の高度化(コミュニティ・ステーション化)を図る。	15	-				
(2)	幹線鉄道等活性化事業 (昭和63年度)	289	1,539 (1,201)	970 (1,373)	1,561	1,677	貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び形成計画に基づく鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進等を図る。	-	-				
(3)	長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の税制特例措置 (平成8年度)	-	-	-	-	-	長期保有の土地等から機関車(入替用機関車を除く)への買換えの場合の圧縮記憶帳(80%)を認める。	33	-				
(4)	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る税制特例措置 (平成10年度)	-	-	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(未更新車両からの代替を除く)。	33	-				
(5)	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油の免税措置 (昭和31年度)	-	-	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。	33	-				
(6)	JR貨物に対する無利子貸付 (平成23年度)	-	-	-	-	-	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。	33	-				

(7)	新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	新規営業路線に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。 うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	103 104	-	
(8)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	287	6109 (5,287)	6,040 (6,040)	8,781	13,600	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	103 104	-
(9)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業 (昭和37年度)	288	16951 (16,815)	11,952 (11,279)	12,519	2,160	大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。	103 104	-
(10)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの税制特例措置 (平成17年度)	-	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	103 104	-
(11)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置 (平成17年度)	-	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	103 104	-
(12)	新設された変電所に係る償却資産の特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	-	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	103 104	-
(13)	一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置 (平成元年度)	-	-	-	-	-	一体化法に規定する特定鉄道(首都圏新都市鉄道(株))に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/4、その後5年間1/2とする。	103 104	-
(14)	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置 (昭和39年度)	-	-	-	-	-	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	103 104	-
(15)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	-	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	-	-
(16)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	-	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	-	-
(17)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	291	90 (82)	90 (89)	100	100	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	-	調査件数 調査結果を活用した政策の反映数(制度化・予算化等)
(18)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	292	202 (202)	202 (202)	137	137	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は旧日本鉄道建設公団が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	-	補給対象路線数 建設勘定の機構割賦債権残高
(19)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成18年度(海事勘定)、平成27年度(地域公共交通等勘定)) (関連:25-④)	293	225 (225)	234 (234)	282	266	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理、出資等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	鉄道整備に対する助成業務における交付決定件数 各勘定における一般管理費の予算額合計
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			41,271 〈225〉 (24,212) 〈(225)〉	36,616 〈234〉 (19,655) 〈(234)〉	36,171 〈282〉	19,305 〈266〉	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-27)

施策目標		27 地域公共交通の維持・活性化を推進する						担当部局名	総合政策局公共交通政策部			作成責任者名	交通計画課長 金子 正志		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持、活性化を推進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
105 地域公共交通網形成計画の策定総数	26件	平成26年度	-	-	-	26件	92件		100件	平成32年度	地方公共団体が主体となって地域公共交通ネットワークの構築を図っていく必要があることから、各地域における優良な取組の実績や改正後の制度趣旨を踏まえ、平成32年までに件の計画が作成されることを目標とする。				
106 バスロケーションシステムが導入された系統数	9054系統	平成20年度	11,065	11,684	12,623	13,342	集計中		15000系統	平成29年度	・バス利用者が必要としている運行情報を提供し、利便性を向上させるため、バス停における情報提供設備等の整備を積極的に推進していく必要があるため。 ・目標値については、近年における実績のトレンドと補助制度による影響を考慮の上、15,000系統を目標値として設定。				
107 地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	97.1	97.7	98.2	98.6	98.3		100%	平成30年度	・生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域住民の生活に必要なバス路線を継続的に維持する必要があるため。 ・目標値については、類似系統の再編等により数に変化する可能性もあるが、承認した路線が引き続き運行されることを想定して目標値を100%として設定。				
108 航路、航空路が確保されている有人離島の割合(①航路、②航空路)	①100% ②100%	①平成24年度 ②平成23年度	①- ②100%	①100% ②100%	①100% ②101%	①100% ②102%	①100% ②103%		①100% ②100%	平成32年度	①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。 ②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数に変化する可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。				
109 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数	4	平成25年度	3	4	4	6	6		10	平成32年度	・地方鉄道の再構築により、輸送力の維持を図る必要があるため。 ・指標は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、鉄道の上下分離等のために地方自治体と鉄道事業者が共同で作成する「鉄道事業再構築実施計画」について、国土交通大臣が認定した件数 ・目標値については、経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定				
110 デマンド交通の導入数	311市町村	平成25年度	211	276	311	338	集計中		700市町村	平成32年度	・地域の生活の足を確保する必要があるため、デマンド交通を導入している市町村を、近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定				
111 LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)	24.6%	平成25年度	-	-	24.6	26.3	27.1		35%	平成32年度	・自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)											
(1) 地域公共交通確保維持改善事業(平成23年度)	294	31,928 (31,049)	37,316 (31,569)	33,890 (34,008)	22,872	コンパクトネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、地域公共交通に関する各種の支援を着実に実施するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実させる。	105,106,107, 108,109,110, 111	-							
(2) 地域公共交通確保維持改善事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	復興庁190	2,700 (1,920)	2,494 (1,919)	2,059 (1,973)	1,487	被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、復旧・復興の進捗に応じた柔軟な支援を継続する。	107	-							
(3) 鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置	-	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	109	-							
(4) 低床式路面電車に係る税制特例措置	-	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床式路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	111	-							
(5) 新たな自動車旅客運送業務の取り組みにおける体制の強化(平成18年度)	295	8 (7)	27 (15)	10 (8)	10	地域公共交通について、地域のニーズに適したコミュニティバスや乗合タクシー等の実施にあたり、地方公共団体が主宰する協議会等に、地域交通に関する専門的な知識等を有する地方運輸局等職員が構成員として参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことにより、安全で、きめ細やかな交通サービスの提供の実現に向けた実効性のあるサービス改善対策等を推進する。	110	協議会等への参加数 デマンド交通の導入市町村数							

(6)	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進 (平成26年度)	296	-	15 (9)	8 (8)	9	訪日外国人旅行者による利用を促進するため、バス・タクシー等における外国人旅行者向け利用環境の改善を促進するための調査を実施し、本格的な実施に向けた課題を抽出・検証する。	-	本事業に関する調査・検討 高速バスの輸送人員
(7)	ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援 (平成27年度)	299	-	-	45 (45)	-	厳しい経営状況にある地方の路線バス事業の自立的な経営の維持・確立に向けた経営革新の取組みを促進する。具体的には、①潜在的な利用者ニーズや実際の利用者動向・運行情報等の詳細なバス利用にかかわるビッグデータの収集(マーケティングの実施)、②収集したビッグデータの可視化・分析、③分析に基づく最適な路線・運行ダイヤの設定、新たなサービスの創出、④利用者に向けた最適な運送サービスの広報・積極的な営業活動、を継続的に実施し、地方の路線バス事業における新しいビジネスモデルの確立を図る。	107	本事業に関する調査・検討 地方路線バスの維持率
(8)	地域公共交通維持・活性化推進事業(昭和47年度)	297	467 (467)	1,475 (1,475)	5,302 (5,297)	6,423	離島航空路線に就航する航空機に対する航空機等購入費補助(購入に要する費用の45%(沖縄路線就航の場合は75%))及び衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費補助(購入に要する費用の45%(沖縄路線就航の場合は75%))により、地域的な航空ネットワーク機能の維持・拡充を図る。	100	当該年度における補助対象機数 航空機等購入費補助により確保された離島航空路線数
施策の予算額・執行額 ※下段〈 〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		38,784 (225)	44,298 (234)	48,446 (282)	29,663 (266)	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)			
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-28)

施策目標	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する						担当部局名	都市局		作成責任者名	街路交通施設課長 渡邊 浩司		
施策目標の概要及び達成すべき目標	集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】 【APのKPI】	①90.5% ②78.7% ③38.6%	平成26年度	23年度 ①85.8% ②69.2% ③32.9%	24年度 ①90.4% ②77.7% ③38.7%	25年度 ①90.3% ②77.9% ③38.6%	26年度 ①90.5% ②78.7% ③38.6%	27年度 ①90.6% ②79.1% ③38.7%	/	①90.8% ②81.7% ③41.6%	平成32年度	・三大都市圏については、直近の伸び率の年率0.05%のトレンドで目標を設定。 ・地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率0.5%のトレンドで目標を設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
まちづくり関連事業 (1) (昭和48年度)(関連:28-25、 28)	276	20,349 (15,417)	17,500 (11,675)	22,112 (14,458)	20,779	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を支援する市街地再開発事業、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、まちの拠点となるエリアへの医療・福祉等の都市機能施設の整備を支援する都市機能立地支援事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。 地方公共団体向け補助は、平成22年度から原則、社会資本整備総合交付金に移行。				93,112	-		
社会資本整備総合交付金 (平成22年度)(再掲)	387(再掲)	1,184,688 (1,178,560)	995,641 (990,139)	873,313	1,035,533	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体で作成した社会資本整備総合交付金に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。				24、26、27、 73、76、77、 112	社会資本整備総合交付金(全国ベース) 社会資本整備総合交付金中の成果指標目標の達成度(全国ベース)		
施策の予算額・執行額	116 (116)	60 (60)	500	600	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		【施政方針】第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日) 【閣決】社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)						
備考													

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-②)

施策目標	29 道路交通の円滑化を推進する						担当部局名	道路局	作成責任者名	・道路局 路政課(課長 鎌原 宜文) ・都市局 街路交通施設課(課長 神田 昌幸)			
施策目標の概要及び達成すべき目標	渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
113 路切遮断による損失時間	約123 万人・時/日	平成25年度	約128 万人・時/日	約124 万人・時/日	約123 万人・時/日	約122 万人・時/日	集計中	約117 万人・時/日	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、路切遮断による損失時間については、平成32年度までに約117万人・時/日にすることとされている。 ・今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により目標値を設定。			
114 都市計画道路(幹線道路)の整備率	61.7%	平成24年度	60.9%	61.7%	62.7%	集計中	平成29年度 集計予定	66.5%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、都市計画道路(幹線道路)の整備率については、平成32年度までに66.5%にすることとされている。 ・都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線道路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線道路)の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	038	1,228,818 (1,220,661)	994,975 (992,176)	874,830 -	1,067,572 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は158kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与				87	-		
(2) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	189	83,200 (81,847)	68,698 (68,641)	60,931 -	98,542 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。 ・主な事業として、地域高規格道路等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施する地方公共団体等に補助を行う。 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は22kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。				87	-		
(3) 有料道路事業等 (昭和43年度)	190	68,859 (68,859)	21,372 (21,072)	21,311 (20,997)	21,526 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等 ・活動実績として、平成27年度の新規開通延長は103kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与。				87	-		
(4) 高速道路ネットワークの利活用に関する検討経費 (平成26年度)	300	-	154 (154)	116 (116)	122 -	高速道路ネットワークの利活用の観点から、本施策は、平成26年4月から実施している新たな高速道路料金について、見直し前後の交通量、旅行速度、渋滞量、観光、沿道環境の調査等を実施し、データの整理、分析を行うものである。観光振興、物流対策、環境対策などの観点を重視しつつ、高速道路利用の多い車に配慮するように見直しのため、これらの観点における効果の分析を実施し、政策の評価を行うとともに、今後の政策検討に活用していく。また、一般道路の沿道環境を改善するための深夜割引については、渋滞している並行一般道からの転換等について効果を検証するために、全国で騒音調査を実施している。また、平成26年4月からの料金水準の見直しについては、当面10年間の措置としており、その間定期的な分析等が必要であり、まずは5年間の分析等に係る経費を措置されているところ。				-	交通データ(ETCデータ)の分析数(2億トリップ) NEXCO3社の高速自動車国道の年間交通量(755億台キロ)		
(5) 高速道路料金割引	301	62,000 (62,000)	50,700 (50,700)	25,600 (25,600)	- -	高速道路の通行者の負担を軽減するために独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う債務の返済に要する経費を同機構に対して補助するもの。				-	NEXCO3社の高速自動車国道の年間交通量の対前年度比率(100%) 高速道路料金割引に係る高速道路機構からの交付申請額と実績額(256億円)		
(6) 新技術の導入による公共交通の利用促進に関する検討調査 (平成27年度)	302	-	-	10 -	20 -	利便性の高い新たな公共交通システムを構築するためには、多くの都市で基幹的な公共交通となるバス交通の高度化(BRT導入)など、利用環境の改善を進めることが必要であるため、道路空間の維持管理や既存自動車交通への影響を加味し、バリアフリー化や大量乗降可能なバス停などの技術的検討を行う。				-	講習会・研修会等の開催回数 (10回) BRT導入等の検討都市数 (29年度末までに10都市)		

(7) 社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	387	1,184,688	995,641	873,313	1,035,533	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース)
		(1,178,560)	(990,139)				社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)	
施策の予算額・執行額 ※下段〈〉は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。		632,726 (1,845,052)	358,461 <46> (301,028)	321,497	217,086	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	第169回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)「開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-30)

施策目標		30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する						担当部局名	大臣官房		作成責任者名	技術調査課長 石原 康弘		
施策目標の概要及び達成すべき目標		社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
115	情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工)を導入した直轄工事件数	313件	平成22年度	649件	701件	1099件	1273件	集計中	1500件	平成31年度	建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、直轄工事における情報化施工の活用件数の拡大を目指し、平成31年度までに、平成26年度実績から1,500件を設定した。			
116	国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	3.06%	平成18～22年度の平均	2.70%	2.32%	2.27%	2.68%	集計中	2.75%	平成24～28年度の平均	公共事業による効果を早期に発現していくためには、事業期間に占めるウエイトの高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり、「用地あい路率」が改善されることは、用地取得期間が短縮化されたことを示すことから、目標として設定。			
117	個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 (①道路((i)橋梁、(ii)トンネル)、②河川((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、③ダム((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、④砂防((i)国、(ii)地方公共団体)、⑤海岸、⑥下水道、⑦港湾、⑧鉄道、⑨自動車道、⑩公園((i)国、(ii)地方公共団体)、⑪官庁施設) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②③⑨】 【APのKPI】	①(i)- (ii)- ②(i)88% (ii)83% ③(i)21% (ii)28% ④(i)28% (ii)30% ⑤1% ⑥- ⑦97% ⑧99% ⑨0% ⑩(i)94% (ii)77% ⑪42%	平成26年度	-	-	-	①(i)- (ii)- ②(i)88% (ii)83% ③(i)21% (ii)28% ④(i)28% (ii)30% ⑤1% ⑥- ⑦97% ⑧99% ⑨0% ⑩(i)94% (ii)77% ⑪42%	①(i)- (ii)- ②(i)99% (ii)84% ③(i)84% (ii)37% ④(i)83% (ii)45% ⑤7% ⑥23% ⑦98% ⑧100% ⑨0% ⑩(i)94% (ii)84% ⑪62%	①(i) (ii)100% ②(i)100% (ii)100% ③(i) (ii)100% ④(i) (ii)100% ⑤100% ⑥100% ⑦100% ⑧100% ⑨100% ⑩(i) (ii)100% ⑪100%	①(i)平成32年度 (ii)平成32年度 ②(i)平成28年度 (ii)平成32年度 ③(i)平成28年度 (ii)平成32年度 ④(i)平成28年度 (ii)平成32年度 ⑤平成32年度 ⑥平成32年度 ⑦平成29年度 ⑧平成32年度 ⑨平成32年度 ⑩(i)平成28年度 (ii)平成32年度 ⑪平成32年度	①社会資本整備重点計画(閣議決定)において、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率については、平成32年度までに100%にすることとされている。「インフラ長寿命化基本計画」等に従い、目標値を設定。 ②③④⑥インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、国等が管理する河川、ダム、砂防施設については、平成28年度までに100%を達成することを目標に設定。また、地方公共団体が管理する施設については、平成32年度までに100%とすることを目標に設定。 ⑤平成32年度までに、全ての対象地区海岸について、長寿命化計画を策定することを目標に設定。 ⑦点検・維持修繕等の基礎となる長寿命化計画(個別施設計画)の早期策定のため、長寿命化計画策定費補助の期限である平成29年度までに長寿命化計画(個別施設計画)が確実に策定されていることを目標に設定。 ⑧平成32年度末までに、全ての個別施設計画の策定対象事業者で長寿命化計画を策定することを目標とする。 ⑨⑨長寿命化計画を策定した自動車道事業者の割合を業務指標とし、平成32年度までにすべての自動車道で長寿命化計画を策定することを目標として設定。 ⑩(i)平成28年度までに、全ての国営公園で長寿命化計画を策定することを目標とする。 ⑩(ii)優先的に公園施設長寿命化計画を策定する必要がある地方公共団体のうち、平成32年度末までに全ての地方公共団体で長寿命化計画を策定することを目標とする。 ⑪策定対象施設について、平成32年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定する。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】			
118	現場実証により評価された新技術数 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑪】 【APのKPI】	70件	平成27年度	-	-	-	70%	集計中	200件	平成30年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、平成30年度までに現場実証により評価された新技術数を200件にすることとされている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を業績指標として設定】			
119	民間ビジネス機会の拡大を図る地方ブロックレベルのPPP/PFI地域プラットフォームの形成数	0	平成26年度	0	0	0	0	8	8ブロック	平成32年度	社会資本整備と財政健全化の両立に加え、地域の課題解決や活性化、地域経済の成長につなげていく案件を重点的に掘り起こし、地域プラットフォームを通じてノウハウの共有・横展開を促進する。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1)	公共事業におけるVFM最大化経費(平成20年度)	51	47 (45)	52	52	積算価格の透明性等の向上及び積算労力(コスト)の低減に資する積算方式への転換、公共工事等における企業及び技術者評価のあり方、工事段階における品質確保のための監督検査体制の強化及び新技術の活用によるコスト改善効果の分析等について検討を行うことにより、VFM最大化を重視した価格と品質の両面からの施策を充実を図り、もって総合的なコスト構造改善を推進する。	-	-						
(2)	社会資本情報プラットフォームの構築に必要な経費(平成26年度)	-	40 (40)	40	40	国、地方自治体等における社会資本の施設・管理情報を分野横断的に収集・整理し活用する「社会資本情報プラットフォーム」の構築に向け、情報の統一的取り扱いのためのルールの検討等の社会資本情報プラットフォームの構築に関する検討及びシステム構築を行う。	-	社会資本情報プラットフォームが情報を共有する分野:12分野						
(3)	モニタリング技術の開発・活用検討経費(平成26年度)	-	21 (20)	24	24	我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。このため、モニタリング技術について、社会資本の維持管理等に対するニーズを踏まえたIT等の先端技術の適用性等を検証する。	-	-						

(4)	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進(平成23年度)	594	595 (585)	598	598	事業案件の発掘、事業スキームの検討(制度設計)、実施可能性等に関する調査を行うとともに、先進的な取組に係る実証等を支援することにより、民間資金を活用したコンセッション方式等による新たなPPP/PMI事業の導入を図る。	-	案件形成支援等を行う官民連携事業等の数:30件(27年度) 本支援事業による調査検討を踏まえ、関連する工事等に着手された案件数(事業開始に至るまでに関係者間での調整等相応の時間を要することから、一定の期間経過後に実績を評価する必要があることに留意):30件(27年度)
(5)	社会資本の適確な維持管理・更新に係る施設横断的な検討(平成25年度)	-	31 (30)	25	20	地方公共団体においても社会資本の適確な維持管理・更新が行えるよう、既存施設の維持管理・更新費用に係るマクロ的な将来見通しの算定方法について検討する。また、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、適切なサービス水準の維持を図りながら費用を縮減する方策や地方公共団体同士の連携、国からの支援の充実等の新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行う。	-	マクロ的な将来見通しの算定方法に関するガイドラインの作成件数:1件(平成27年度) -
(6)	情報化施工の活用による建設生産システムの高度化(平成25年度)	-	10 (10)	11	5	重点的に普及を推進する情報化施工技術の対象を拡大し、これら技術の適用条件・導入効果を工種・施工内容毎に調査・分析し、施工者等へ明示するとともに、活用を進めるための環境を整備する。また、情報化施工によって得られるデータ等の設計や維持管理における利活用方法を検討する。	115	新たな技術や既存の技術について現場の適用条件と効果の検証・評価を行う試験施工の実施 直轄工事における情報化施工技術の活用件数
(7)	津波防災地域づくり法の施行推進(平成25年度)	-	2 (1)	2	-	津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画作成に係るノウハウ提供・市町村相互の情報交換の場として、ワークショップを開催する。また、本事業において推進計画に関する優良事例、国内の津波対策の先進事例を他の地域に情報提供することで、全国の推進計画をサポートする。さらに、推進計画を作成した市町村を対象に、基本指針において指針となるべき事項が定められている各項目についての実施状況の調査を実施し、必要に応じて助言を行う。	-	ワークショップの開催回数:4回(平成27年度) 推進計画の作成数:1件(平成27年度)
(8)	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進(平成25年度)	-	390 (390)	-	62	社会インフラの維持管理及び災害対応に関して、その効果・効率の一層の向上のため、それらを支えるロボットについて、現場での検証・評価を行い、開発・導入を促進する。	-	開発したロボットの直轄事業での試行的導入 開発したロボットの直轄事業への導入
(9)	用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費(平成19年度)	15 (14)	13 (12)	13	12	用地取得期間を短縮化するための「用地取得マネジメント」の活用及び補償額算出の根拠である損失補償基準等の検証・見直しを計画的に行い、公共事業の効果の早期発現を図る。	116	-
(10)	国土管理情報通信基盤に係るセンサーネットワークの計画検討経費(平成27年度)	-	-	7	7	橋梁、トンネルや堤防等の社会インフラに関する老朽化や異常検知のためのセンサーを活用した様々なモニタリング手法として、膨大な数のセンサーから迅速・確実に情報収集を可能とするセンサーネットワークが注目されている。本施策では、社会インフラの維持管理強化を図るため、社会インフラのセンサー情報をセンサーネットワークにより情報収集する手法等について検討する。	-	-
(11)	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進(平成27年度)	-	-	35	24	現時点において存在する現場施工の省力化・効率化に資する技術の普及促進に関する課題を技術的に解決するため、現場施工の省力化・効率化に資する技術の動向調査やプレキャスト構造部材等の設計手法や性能評価手法等に係る必要な技術開発を行う。	-	-
(12)	公共事業評価の評価手法の高度化に関する調査検討経費(平成27年度)	-	-	2	2	我が国においては、今後、人口減少・高齢化の進展や社会資本ストックの長寿命化を初めとした戦略的維持管理・更新の進展が想定されるため、このような社会の変化を踏まえた公共事業評価の評価手法の点検、課題の整理及び新たな評価手法の検討を行う。	-	調査検討の報告数:1件(平成28年度) -
(13)	今後の社会資本整備に関する調査経費(平成27年度)	-	-	20	20	我が国にとって最適な社会資本の規模や効果的な社会資本整備のあり方の基礎的分析を行うために、各国社会資本整備データや海外の社会資本整備に係る中長期的な計画の策定内容を調査する。また、これまでの社会資本整備重点計画の課題の整理等を実施し、今後の社会資本整備のあるべき方向性や社会資本整備重点計画の指標やフォローアップ手法を検討する。	-	今後の社会資本整備に関する調査:2件(平成28年度) 社会資本整備の経済的効果の分析や、インフラ長寿命化推進方策に資する施策提言の提示数:1件(平成28年度)
(14)	訪日外国人旅行者数2000万人、3000万人を迎えるための交通システム等の受け入れキャパシティに関する調査研究(平成27年度)	-	-	13	12	本調査研究は、観光先進国等の事例を踏まえ、訪日外国人旅行者数2000万人、3000万人時代に向け、また、「オリンピック・パラリンピック東京大会」等を契機とした訪日外国人旅行者の急激な増加に対応した、交通システム及び宿泊施設等の受入として必要なキャパシティを定量的に捉えること等により、今後の対応方策の検討促進に幅広く活用することを目的とする。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(15)	地域における交通システムの効率的な維持・運用に関する調査研究(平成27年度)	-	-	13	12	化が進む諸外国及び国内の事例や効果分析を行うとともに、持続的な地域交通ネットワークの構築のための多様な資金調達に関する情報等を収集・整理することにより、今後の地域における交通システムの効率的な維持・運用に向けた方策を幅広く検討することを目的とする。	-	完了した業務数:1件(平成28年度) 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(16)	将来の国土交通シーズのポートフォリオ戦略に関する調査研究(平成27年度)	-	-	6	5	国土のグランドデザインを目指す2050年を目標とした建設分野の複数のシナリオに応じて、必要な人的能力や要素技術に関するニーズとそのボリュームを定量的に把握し、それらに的確に対応していくシーズの組合せ方策として、ポートフォリオ戦略について検討することを目的とする。※シーズ:技術、ノウハウ、アイデア、人材、設備など	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(17)	民間等との連携による社会資本整備・管理等の効率的・効果的な推進(平成28年度)	-	-	-	5	地域振興・地域活性化と社会資本に対する国民の理解促進に向けて、インフラを観光資源等として活用する観点から、地方公共団体や施設管理者及び民間企業等が協働してインフラを活用する際の課題を抽出し、分析・検討を行う。	-	地方公共団体や施設管理者等の協働によるインフラの観光資源的活用件数:1件(平成30年度) 地方公共団体や施設管理者等の協働によるインフラの観光資源的活用に関する事例調査・検討数
(18)	ICTの利活用による個人のサービス仲介ビジネスに係る国際的な動向・問題点等に関する調査研究(平成28年度)	-	-	-	14	本調査研究においては、この数年で欧米を中心に拡大しているICTの利活用により個人の財等を仲介するビジネスモデルについて、海外事例と法制度との整合性(規制と運用)の分析や経済効果・社会構造への影響等を調査するとともに、海外での動向・課題等を踏まえ、日本の運輸・観光分野における当該ビジネスモデルの動向・問題点等について分析・整理を行うことにより、我が国の対応方策の検討に寄与。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(19)	立地競争力の更なる強化に資する国際航空ネットワークのあり方に関する調査研究(平成28年度)	-	-	-	12	我が国の国際航空ネットワークについて、時間帯、直行便の目的地、路線数と頻度の優先関係、価格・サービス水準(FSC/LCC)等、様々な要素と立地競争力との相関関係を分析した上で、立地競争力の更なる強化に資する国際航空ネットワークのあり方を検討する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(20)	公共投資の経済効果を計測するマクロ経済モデルの構築(平成28年度)	-	-	-	7	ストック効果・フロー効果を最大限発揮できるようなインフラ整備のための判断材料とするために、最新の理論モデルと学界の最新の研究成果に基づき、実体経済に則した、社会資本整備の経済効果を把握するためのマクロ経済モデルを構築する。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(21)	空き家発生・分布メカニズムの解明に関する調査研究(平成28年度)	-	-	-	8	空き家周辺の立地環境を整理・分析し、各種生活基盤施設の充実度や地理的統計情報の組み合わせにより、空き家である確率を定量的に評価するモデルを構築し「空き家率マップ」の作成を実現する。それによって、既存調査のコスト削減と効率化(事前の重点調査地域発見)、簡便な広域データの整備、将来予測等を可能とし、幅広い都市・住宅政策の基礎資料となることを目的とする。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回

(22)	建設産業の外国政府・企業と連携した第三国展開に関する調査研究(平成28年度)		-	-	-	5	我が国建設(インフラ)産業の南西アジア、中東、中南米諸国等への国際展開について、これらの市場における競合相手の特定、競合相手国が採っている支援策の調査と我が国支援策との比較分析、外国政府・企業と連携した展開の可能性・有効性に係る調査等を行う。調査分析結果を体系的に整理・蓄積し、これらの市場への国際展開に資する基礎資料とするとともに、内部部局等への提供を通じて、今後の建設産業に係る中長期的・戦略的な海外展開の推進を図る。	-	完了した業務数:1件 調査研究の成果が記事において利用(引用)された回数:1回
(23)	社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化に向けた検討経費		-	-	-	5	積算価格の透明性等の向上及び積算労力(コスト)の低減に資する積算方式への転換、公共工事等における企業評価のあり方及び新たな建設生産システムの構築についての検討や、品確法改正で示された公共工事の品質確保における新たな発注者責任を果たすための施策検討を行うことにより、社会資本の生産性を高める生産管理システムの強化を図ることを目的とする。	-	-
(24)	防災・安全交付金(平成24年度)	388	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342	1,450,919	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく次の取り組みについて、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	117	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
施策の予算額・執行額			1,828 (1,423)	2,085 (1,656)	1,836	1,413	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		
備考			【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑤⑥】にあるKPI「ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数」、「地域プラットフォームの形成数」及び【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑨】にあるKPI「国土交通省の技術者資格登録規程に基づき登録された民間資格を保有している技術者数(維持管理分野)」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-31)

施策目標		31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	不動産課長 中田 裕人	
施策目標の概要及び達成すべき目標		不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
120 不動産証券化実績総額	51兆円	平成23年度	51兆円	55兆円	59兆円	65兆円	70兆円		75兆円	平成28年度	・主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示す指標であるため。 ・目標値については、直近5年間の不動産証券化実績及び日本再生戦略(2012.7.31閣議決定)において、Jリートの資産規模を2015年度の間目標において2011年度比で40%増を目標としていること、さらに不動産特定共同事業法が改正されれば、新たに需要喚起されること等を勘案し、75兆円を目標値として設定。			
121 指定流通機構(レイズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件	平成23年度	136千件	151千件	163千件	158千件	173千件		165千件	平成28年度	・指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 ・目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸びが、平成24年度以降5年間継続するものとした件数に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み設定。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1) 不動産証券化の推進に関する経費(平成26年度)	341	-	84 (77)	70 (59)	32	平成27年度にとりまとめた不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用の方に関する手引書の普及を行うとともに、平成27年度より実施している公的不動産(PRE)活用モデル団体支援事業を継続して実施することにより、公的不動産(PRE)の活用促進を図るための環境整備を行う。また、ヘルスケアリートの普及啓発活動、改正不動産特定共同事業法の適切な執行のための事業者に対する適切な監督、ガイドラインの普及啓発を行うことで地域人材の育成を図る。	120	-						
(2) 地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備事業(平成27年度)	343	-	-	24 (23)	40	地方都市において、資金の循環による地域の創生・再生の観点から、地域経済の核となる施設(オフィス、商業施設等)又は社会的ニーズが高い施設(ヘルスケア施設等)等の整備を行うにあたって、不動産証券化手法を含めた資金調達手法の活用の方について検討する。 具体的には、地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備のため各地域におけるセミナーの開催、ご当地リート・ファンド組成に向けた支援を行う。	120	-						
(3) Jリート・SPCが取得する不動産に関する租税特別措置(平成10年度)	-	-	-	-	-	Jリート等の不動産取得コストを軽減することにより、不動産の証券化を推進し、豊富な民間資金によりJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることで、①優良な都市ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化、②政府としてデフレ認識が引き続き示されている中、Jリート等が有力な買い手として、透明性の高い適正価格での取引を行うことによる資産デフレからの脱却を確実なものとする。また、不動産証券化の推進により約1,700兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に振り向ける。	120	-						
(4) 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置(平成25年度)	-	-	-	-	-	特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。	120	-						
(5) 不動産市場整備・活性化の推進(平成24年度)	338	191 (182)	167 (164)	130 (125)	106	宅建業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの提供や事業者から消費者への情報提供の充実等に係る先進的な取組を支援し、消費者が中古住宅を安心して取引できる環境を整備する。また、中古住宅の取引に必要となる十分な情報が宅建業者を通じて消費者に適時的確に提供される仕組みの構築に向け、一部地域での試行運用に向けたプロトタイプシステムの構築を行い、不動産市場の整備・活性化を推進する。さらに、築年数のみによらない新たな建物評価手法構築に係る指針を普及・浸透させるための必要な検討を行うことで、中古不動産流通の活性化を図る。	121	-						
(6) 不動産の管理・流通のための環境整備の推進(平成27年度)	344	-	-	30 (27)	11	中古マンションの購入予定者にとって有用な情報であるマンションの管理情報について、購入予定者が必要とする管理情報の項目や内容等の整理・検討等を行い、マンション管理情報の充実及び迅速な購入予定者への開示・提供を促す方策の検討を行うことにより、マンションの中古市場の拡大に向けた環境整備を図る。また、施行から約3年が経過した賃貸住宅管理業者登録制度について、同制度の運用実態を調査し、制度の効果や課題等の検討を行い、同制度の普及促進を図ることにより、賃貸住宅の管理業務の適正化を推進する。	121	-						
(7) 都道府県地価調査等経費(昭和49年度)	329	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別の集計・分析を行い公表する。	-	都道府県地価調査基準地数:21,731(H28) 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件						
(8) 土地基本調査経費(平成4年度)	330	758 (622)	461 (459)	291 (271)	71	経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地買資料の推計、土地資産額の推計等)を得ること及び統計が広く国民に活用されることを目的として、法人の土地・建物及び世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにする。	-	統計の公表:1件 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件						

(9)	土地関連統計調査経費 (昭和45年度)	331	34 (32)	33 (33)	33 (33)	土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用するとともに、広く国民に活用されることを目的として、企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態の把握、国及び地方公共団体における土地の所有・利用に関する情報について整備・分析を行う。	-	統計の公表:3件 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件	
(10)	取引価格等土地情報の整備・提供推進経費 (平成9年度)	332	359 (354)	317 (297)	275 (255)	土地について国民の理解の促進を図るとともに、不動産市場の信頼性・透明性を高め、不動産取引の円滑化、活性化を図ることを目的として、不動産の取引当事者に対するアンケート調査等を基に、不動産の取引価格等の情報を収集し、土地総合情報ライブラリー(国土交通省ホームページ)上で提供する。加えて、地価公示や土地白書等についても当該ホームページ上で公表し、土地に関する情報の一元的な提供を行う。	-	- 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件	
(11)	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築経費 (平成23年度)	333	60 (60)	129 (128)	115 (108)	70	不動産市場の動向や、不動産市場とマクロ経済との関係を的確に把握した上で、マクロ経済政策と連携した土地政策を推進すること、不動産市場を透明化・活性化させることを目的として、日本銀行等と連携して国際指針に基づく不動産価格指数を構築し安定的・継続的に提供するとともに、不動産市場とマクロ経済の関係を的確に把握・分析できるマクロ経済モデルを構築する。	-	不動産価格指数の公表:12回 不動産価格指数を公表するホームページのアクセス件数:7万5千
(12)	地価公示 (昭和45年度)	335	3,363 (3,343)	3,442 (3,439)	3,630 (3,628)	3,691	全国の都市計画区域等において、標準地の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日現在で判定し公示する。基本的には、①2人の鑑定評価員(不動産鑑定士)の鑑定評価を求め、②地域毎に組織された分科会に所属する鑑定評価員が地域の市場分析等を共同で実施し、都道府県毎の分科会幹事会、地方ブロック毎のブロック幹事会等において広域的な市場分析や価格水準の検討を行い、③これらの結果について土地鑑定委員会が集計・分析を行い、公表する。	-	地価公示標準地数:26,000地点 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(13)	主要都市における高度利用地の地価分析調査 (平成19年度)	336	83 (83)	83 (83)	26 (26)	23	三大都市圏、地方中心都市等の高度利用地区について、四半期毎に、鑑定評価員(不動産鑑定士)が対象地区の不動産市場の動向(取引価格、賃料、利回りの動向等)に関する情報を収集するとともに、不動産鑑定評価の手法による地価動向の把握を行う。あわせて、各地区の不動産関連業者、金融機関等の地元不動産関係者からヒアリングするなど情報収集を行う。これらの結果をとりまとめて、国土交通省において四半期毎に「主要都市の高度利用地地価動向報告」(地価LOOKレポート)として発表する。	-	調査の対象地区延べ数:400地区 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(14)	土地白書作成等経費 (平成元年度)	327	19 (17)	16 (15)	16 (15)	16	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で、土地白書を作成し、国会へ提出することなどを通じ、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解の促進を図る。	-	土地白書の作成・公表:1件 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(15)	土地取引の円滑化に関する経費 (平成21年度)	328	19 (19)	18 (18)	18 (18)	18	国土利用計画法の土地取引届出制度の的確な運用を確保すること等により、国・都道府県等における機動的かつ確かな土地政策の実施に役立てるとともに、国民への土地取引に関する的確な情報の提供を図る。	-	土地取引基礎調査概況調査処理件数:1.5百万件 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(16)	土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費 (平成5年度)	334	40 (40)	49 (47)	44 (35)	43	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や賃貸等に対する意識、企業の土地取引意向・地価見通しに関する半期毎の継続的な動向指標(DI)、住宅・マンション・オフィス市場における毎月の需給動向、公的主体における定期借地権の活用実態等について調査・公表を行う。	-	調査成果の公表件数:13件 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(17)	土地取引の適正な監視の在り方の検討に必要な経費 (平成26年度)	340	- -	10 (10)	8 (8)	8	土地取引の投機性の評価指標などについて分析し、土地取引の把握・監視体制を整備することで、新たな土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。	-	土地取引規制に関するマニュアルを策定。説明会を実施し自治体に直接指導:1回 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(18)	土地利用計画の利活用等の実現 (平成12年度)	326	25 (23)	25 (16)	15 (12)	14	土地利用基本計画は、都道府県土の土地利用の基本方向を示すとともに、個別規制法で策定される計画等の総合調整を担う。国は土地利用基本計画制度の適切な運用を確保する観点から、総合調整機能の向上手法や土地利用に関する各種データの収集・分析・応用方法等について検討する。土地利用基本計画を変更する際の国と都道府県との協議の円滑化及び土地利用基本計画図の国民への情報提供を行う「土地利用総合支援ネットワークシステム」について、保守点検を行う。	-	(参考) ・土地利用基本計画変更協議実施件数 ・土地利用総合支援ネットワークシステムのアクセス件数
(19)	鑑定評価の適正性の確保のためのモニタリング経費 (平成20年度)	337	8 (7)	7 (4)	7 (7)	7	広く第三者に影響を及ぼす証券化対象不動産の鑑定評価と財務諸表のための鑑定評価に関するモニタリングを実施し、平成22年に施行された「価格等調査ガイドライン」等の規定や平成19年に不動産鑑定評価基準に追加された証券化対象不動産の評価基準の内容が適切に実務に反映されているか等を検証するとともに、必要に応じ不動産鑑定業者への指導監督等を行い、鑑定評価の信頼性の確保・向上を図る。	-	立入検査及び書面調査件数:50業者 土地総合情報ライブラリーのアクセス件数:2億3百万件
(20)	海外からの不動産投資の促進 (平成26年度)	342	- -	20 (19)	18 (15)	10	海外投資家から我が国不動産への投資に対する期待が高まっている好機を捉え、我が国不動産市場の国際化の促進や国際化に向けた環境整備に関する施策を実施し、我が国不動産市場の活性化・国際競争力の強化等を図る。	-	海外投資家の我が国の不動産市場に対する評価 海外からの国内不動産投資の促進のために実施する業務の発注件数:1件
施策の予算額・執行額			5,028 (4,839)	4,928 (4,856)	4,817	4,521	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣議決定】 ・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)第2.4 ・日本再興戦略(平成28年6月2日)第2.1.9.(2).i)、第2.1.11.(2).i) ・経済財政運営と改革の基本方針(平成28年6月2日)第2章.3.(3)	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	建設市場整備課長 木村 実		
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
122	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 (建設業の海外受注高)	1.0兆円	平成22年度	1.35兆円	1.18兆円	1.60兆円	1.82兆円	1.68兆円	△	2.0兆円	平成32年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、こうした国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。		
123	専門工事業者の売上高営業利益率	2.57%	平成24年度	2.09%	2.57%	3.53%	4.07%	集計中	△	3.00%	平成30年度	専門工事業者は、総合工業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが適切。		
124	建設業における社会保険等加入率 (①企業単位、②労働者単位) 【AP改革項目関連・社会資本整備等分野⑩】 【APのKPI】	①84% ②57%	平成23年	①84% ②57%	①87% ②58%	①90% ②62%	①93% ②67%	①95% ②72%	△	①100% ②90%程度 (製造業相当)	平成29年	技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現するために、本指標が妥当である。目標値については、中央建設業審議会基本問題小委員会によるとりまとめで示された値。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1)	建設業許可処理システム等の整備の推進 (昭和62年度)	230 (215)	228 (219)	219 (217)	216	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。	-	建設業許可業者数、宅地建物取引業者数、 マンション管理業者数、賃貸管理業者数 営業所等において専任を要する人的配置の重複排除						
(2)	建設関連業の新たな役割と一層の活躍の推進 (平成20年度)	14 (10)	11 (11)	14 (8)	12	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業者登録システムの改修・保守等を行う。	-	- 申請処理件数						
(3)	建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	117 (113)	101 (99)	105 (104)	91	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。さらに、適正な技術者配置の徹底に向けた検討のため、技術者による現場施工の実態等を調査する。	-	建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数 請負契約の書面による締結を行っている建設業者の割合						
(4)	建設業における労働・資材対策の推進 (平成20年度、一部昭和54年度)	68 (57)	86 (58)	88 (70)	63	建設資材、建設技能労働者の需給状況等を毎月把握することにより、建設資材、技能労働者確保に資するとともに、円滑な公共事業の執行及び建設労働対策をすすめるための基礎資料とすることを目的とする。	124	統計資料の公表回数 建設資材、技能労働者の需給の安定						
(5)	我が国建設業等の海外展開の推進 (平成24年度)	70 (67)	84 (83)	85 (80)	101	本指標を達成すべく、本年6月に改訂された成長戦略および本年3月に新たに策定された「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」の実現に向け、①政府間でしか為し得ないビジネス環境整備(海外展開に資する外国人材の育成・活用の政府間の枠組による推進、建設関連制度の整備・普及支援、国際交渉等)、②民間企業のみでは獲得の難しい新たなビジネス機会創出(政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用した新ビジネスの展開や、中堅・中小建設企業等の持つ独自の技術・ノウハウの売り込み等)、の2点に取り組んでいく。	122	-						
(6)	建設リサイクル推進等のための適切な施工管理の確保 (平成26年度)	-	10 (9)	9 (9)	9	解体工事の適正な施工や公衆災害防止が必要であることから業種区分に解体工事業を新設したことを踏まえ、解体工事現場に配置される技術者の確保・育成のための技術者資格、解体工事に係る技術・知識などの必要な資料収集、既存資格の適用性等の検討を行う。	-	解体工事の適正な施工確保に関する検討会を実施する。 H27.8頃に最終とりまとめを行う。						
(7)	技術者の人材確保・育成に関する調査・検討 (平成26年度)	-	15 (14)	15 (14)	16	技術者の確保・育成が喫緊の課題となっており、建設工事における適正な施工を確保するため、建設業法に基づく技術者の人材育成及び質の確保等について、現行制度の検証及び改善等に関する調査・検討を行う。	-	検討会等の開催回数 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率						
(8)	多様な入札契約方式のモデル事業等の実施 (平成26年度)	-	120 (94)	102 (78)	71	公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し、他の発注者のモデルとなる発注への支援(支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続等)を実施する。	-	地方公共団体におけるモデル事業の実施数 入札契約方式を多様化した地方公共団体数						

(9) 建設分野における外国人材活用の適正化事業 (平成26年度)	354	-	100	79	76	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成26年4月4日の関係関係会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられたところ。当該緊急措置では、現行の技能実習制度を上回る監理体制を構築することとしており、監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」への委託、管理システムの構築・運営、外国人材の受入状況、不正行為等の情報を共有する協議会の運営等を行うことにより、建設分野における外国人材の活用の適正化を図る。	-	特定監理団体・受入企業に対する巡回指導	
		-	(0)	(158)			特定監理団体の受入企業に対する監査の実施率		
(10) 建設業における女性の更なる活躍の推進 (平成27年度)	355	-	-	50	55	建設業での女性の活躍には、女性の採用等に積極的な企業の情報が女性に届きにくいこと、中小建設企業では女性が社内では少数派で、ロールモデルとなるような先輩社員が身近におらず将来の姿を見通しづらいこと、結婚や育児でいったん業界から離れると復帰へのハードルが高いことなどの課題が指摘されている。女性活躍に向けた業界の機運を官民挙げて醸成・持続・加速化していくには、こうした課題に対して重点的に即応した取組をパッケージとして総合的に推進していくことが重要である。本事業では、女性活躍に係る地域連携、次世代の女性リーダー育成、女性も働きやすい現場環境の整備、他産業のアイデア取込等の取組を通じ、建設業における女性の更なる活躍を推進する。	-	・女性活躍推進に取り込む経営者向け研修実施回数 ・女性リーダー育成プログラム参加者数	
		-	-	(50)			女性技術者・技能者数		
(11) 地域建設産業活性化支援事業 (平成27年度)	356	-	-	190	168	中小・中堅建設企業等からの相談を受け付ける窓口を各地方整備局等に設置し、各分野の専門家から構成される「活性化支援アドバイザー」によるアドバイスを実施(相談支援)。また、担い手確保・育成又は生産性向上に関する取組でモデル性の高い案件について、複数の建設企業等及び建設業団体、地域教育訓練施設等とグループを結成させ、活性化支援アドバイザー等から構成される専門家チームによる目標達成に向けた継続的なコンサルティング支援や、事業に係る経費の一部を支援するステップアップ支援を実施(重点支援)。加えて、モデル性の高い取組事例を広く建設産業界に周知すべく、WEB上での電子ブック掲載や建設業界団体等への冊子配付、支援先による体験談の講演等を含むセミナー開催等の水平展開を実施。	123	相談支援の受付件数、重点支援件数、セミナー開催数 ・建設業の売上高総利益率の向上(生産性向上の成果) ・建設業の従業員一人あたり付加価値の向上(生産性向上の成果) ・専門工事業の売上高営業利益率の向上(生産性向上の成果) ・建設業の離職率の低下(担い手確保・育成の成果)	
		-	-	(187)					
(12) 道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	357	100	122	125	140	道路分野における日本企業の海外進出を促進するため、相手国との政策協議、海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成、日本の道路関係技術普及促進等を実施し、我が国企業のインフラシステム関連海外受注に寄与する。	122	道路分野に関する案件発掘等の調査数(平成28年度:4件) 2020年度までの道路分野における海外受注累計件数400件(2013年度起算)	
		-	-	-	-				
(13) 道路分野における多様なPPP/PFI手法の検討・調査 (平成28年度)	新28-033	-	-	-	12	各道路管理者における多様なPPP/PFI手法の導入促進に向け、今年度は、現状で各道路管理者が取り組んでいる(又は取り組もうとしている)PPP/PFI手法を収集・分析する。各道路管理者がPPP/PFI事業に取り組む際に参考となる事項を整理し、円滑な導入に向けた普及啓発資料を作成する。	-	道路分野における多様なPPP/PFI手法の導入促進に向け、各道路管理者がPPP/PFI事業に取り組む際に参考となる普及啓発資料(事例集)を1件策定する。 「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円。	
		-	-	-	-				
施策の予算額・執行額		990 (917)	1,248 (1,038)	1,388	1,205	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針(平成28年6月2日)第2章2(3)③、第2章2(3)④、第2章2(5)①、第3章5(2)①、第3章5(2)⑤		
備考		【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑩】にあるKPI「登録期間技能者制度」に基づく登録期間技能者の数、「女性技術者・技能者数」及び「35歳未満若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-33)

施策目標		33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る					担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 岩城 宏幸	
施策目標の概要及び達成すべき目標		現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
125- 統計の情報提供量及びその利用状況 ① (①収録ファイル数)		約15,900 件	平成26年度	約10,500件	約12,000件	約13,500件	約15,900件	約18,300件	/	約22,000件	平成31年度	ホームページに掲載する統計調査の集計結果を利用者の利便性を考慮した加工可能な形式でのデータ提供を推進することにより、利用者の利便性に資することから、平成26年度の初期値より5年間で毎年約1,000件のファイルを収録し、平成31年度までに約22,000件のファイルを収録することを目標とした。	
125- 統計の情報提供量及びその利用状況 ② (②調査票情報の二次利用申請件数)		約200件	平成26年度	-	-	-	約200件	約260件	/	約220件	平成28年度	統計法第32条及び同法第33条に基づき、利用者が個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、平成32年度までに平成27年度より約25%増の約330件とすることを目標とした。	
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 国土交通統計 (昭和23年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号 359	577 (519)	580 (545)	591 (540)	574	統計利用者の利便性の向上を図るため、限られた統計リソースを効果的かつ効率的に活用・推進し、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図る。				125	-		
(2) 大都市交通センサス実施経費 (昭和35年度)	360	- -	- -	126 (126)	126	首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏における大量公共交通機関の利用実態を把握するために5年毎に実施している調査であり、広域交通圏における公共交通ネットワークの利便性の向上、交通サービスの改善等の交通政策の検討に資する基礎資料とすることを目的とする。				125	-		
施策の予算額・執行額		594 (527)	609 (566)	893	877	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(平成26年3月25日閣議決定)					
備考													

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	地籍整備課長 渡辺 巧				
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度										
126	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	50%	50%	51%	51%	51%	/	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値					
127	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積の割合	40.3%	平成23年度	40.3%	60.9%	70.7%	77.0%	83.8%	/	100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値					
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		28年度 行政事業レビュ 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)										27年度 (百万円)			
(1)	地籍調査(昭和26年度)	365	11691 (11,669)	13,230 (13,211)	13,052 (13,037)	9,466	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付することになっている。具体的に、市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4である。					150	測量行程を実施している市町村のうち、国の普及・啓発等の結果、平成28年度に国が定めた効率的な測量手法を導入する市町村数の割合				
(2)	基本調査(平成22年度)	366	1329 (1,228)	1,843 (1,703)	1,333 (1,201)	556	基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施している。都市部では、官民境界となる街区外周等(道路と民有地の境界線等)を調査する。山村部では、主な筆界(例えば、3筆以上の筆界点)を有する土地の境界等を調査する。これらの成果は地図と簿冊であり、後に市町村等により実施される地籍調査に活用される。なお、この基本調査は国による直轄調査であり、国土交通本省及び地方整備局等において執行している。					-	各年度に国が基本調査を実施した市町村数 基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した市町村数				
(3)	地籍整備推進(平成22年度)	367	298 (231)	242 (186)	245 (136)	114	国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして扱えることになっている。この仕組みを活用して地籍調査以外の測量成果を機動的に活用しようとするものである。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成22年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を機動的に活用することとしている(地籍調査実施主体別の補助金の額は、地方公共団体:調査に要する費用の1/2以内、民間事業者等:調査に要する費用の1/3以内)。					-	一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除く、国土調査法第19条5項指定件数 地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数				
(4)	基準点測量等(昭和26年度)	368	379 (366)	343 (296)	227 (196)	121	地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえ、地籍調査の対象地域を中心として、通常、地籍調査を実施する前年度に国(国土地理院)が基準点を設置している。また、公共事業等に伴って作成される測量成果を対象に、地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に大臣が指定(国土調査法第19条第5項指定)することにより、地籍の明確化を図ることができる制度があり、この実施に必要な基準点も設置している。					-	国による都道府県に対する電子基準点をを用いた測量手法に関する指導回数 国が四等三角点を設置した市町村数 地籍調査における測量作業(地籍図根三角測量)を実施した市町村のうち、電子基準点をを用いた測量手法を採用した市町村の割合				
(5)	土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (平成24年度)	復興庁194	644 (427)	347 (339)	261 (257)	267	被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、以下のような地籍調査の実施状況に合わせた自治体の支援を行っている。 ①地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援 ②地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援 ③地籍調査が未実施の地域 国直轄による官民境界調査や市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援					-	東日本大震災により利用不可能となった基準点の検証測量や再測量等 地籍が明確化された土地の面積				
(6)	土地分類基本調査(平成22年度)	未定	79 (64)	59 (57)	53 (53)	52	土地分類基本調査は、国土調査法第2条第1項に基づき基本調査として、科学的・総合的な観点から、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査である土地分類調査の基準となる調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、現在、過去の災害履歴図等からなる土地履歴調査を実施している。					127	-				

(7) 水基本調査(平成20年度)	未定	17 (16)	16 (15)	11 (11)	11	水基本調査は、国土調査法第2条第1項に基づく基本調査として、科学的・総合的な観点から、統一的な基準に基づき、治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査である水調査の基準となる調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、現在、全国の主要な地下水盆について地下水の見える化調査等を実施している。	-	地下水調査を行った深井戸の件数 約500件(予定) 地下水の図面化を行った平野等の数 18地域(予定)
施策の予算額・執行額		18,191 (13,902)	18,935 (15,506)	14,768	7,684	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2 経済財政運営と改革の基本方針2016第2章3(3)	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-35)

施策目標		35 自動車運送業の市場環境整備を推進する						担当部局名	自動車局			作成責任者名	貨物課長 加藤 進	
施策目標の概要及び達成すべき目標		将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。						施策目標の評価結果	 政策体系上の位置付け 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果				目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等
128 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率		25.1%	平成26年度	20.4%	21.6%	23.0%	25.1%	26.5%	 約29%	平成31年度	トラック運送業界は中小・零細事業者が多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱い場合、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。 このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。 係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。 貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講ずることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。 このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業(平成21年度)	369	5 (1)	7 (3)	10	10	荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」等を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような不適正な取引の低減に取り組むこととする。			128	-				
(2) トラック産業将来ビジョン策定等調査(平成22年度)	370	3 (2)	3 (2)	3	3	・将来に向けた「あるべき姿」の提示と、公平・公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するため「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」を設置、開催。 ・平成22年7月に取りまとめられた「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を受け、最低保有車両台数のあり方及び適正運賃取受に向けた取組みについて、「最低車両台数・適正運賃取受ワーキンググループ」を設置、開催。 ・平成24年12月に「第5回トラック産業に係る将来ビジョンに関する検討会」での決定を受け、トラック業界の安全性、健全性を向上させるための検討課題として、「参入時基準の強化」、「多層構造の弊害の解消に向けた施策」等の各課題に対応する具体措置を抽出、検討し、その実施に向けて協議を行う作業部会を設置、開催。 ・平成25年10月に事業者が行っている様々な取組、人材育成などの経営努力について意見を交換し、今後のトラック行政に反映するため、「トラック産業の将来展望に関する研究会」を設置、開催。 ・平成26年3月に総合的な健全化対策とともに、トラック産業の活性化という観点から人材の確保等に向けての対策について議論するため「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」を設置、開催。 ・平成27年6月に荷主都合による手待ち時間等による労働条件の改善に向けた対策について議論するため「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置、開催。			128	-				
(3) 自動車運送・整備事業の経営基盤強化(平成27年度)	371	-	-	81	91	トラック、バス等の貨物・旅客の運送事業や、安全性確保等のための自動車整備事業において、人材の確保・育成対策や生産性の向上に向けた取組を通じて、自動車運送・整備事業の経営基盤の強化を図る。			-	調査報告書の本数等 自動車運送・整備事業における女性労働者数				
(4) タクシー事業の活性化支援	31	-	-	-	28	・利用者のニーズに応じた柔軟な運賃設定を実現するため、初乗り距離を短縮した運賃や需要閑散時間帯に限定した割引運賃に関する調査・効果検証を行う。 ・利用者による評価が市場に反映される仕組みを構築するため、利用者のニーズに応じたサービスの提供や接遇の向上に努める事業者・乗務員が適切に評価される制度等を含む選択制向上に向けた調査・検討を行う。			-	本事業に関連する検討項目数 女性タクシー運転者数、福祉タクシーの導入数				
施策の予算額・執行額		8 (3)	10 (5)	93	132	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		なし						
備考														

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-36)

施策目標		36 海産産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る						担当部局名	海事局		作成責任者名	総務課企画室長 三輪田 優子	
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海産産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化及び人的基盤である技能者・技術者と船員(海技者)の確保・育成等を行う。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
129 海運業(外航及び内航)における1事業者あたりの船員採用者数	1.83人 (海運業における船員採用者数(1事業者平均))	平成23年度	2.3	2.5	2.9	3.5	集計中	/	1.83人 (海運業における船員採用者数(1事業者平均))	毎年度	<目標>海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。 ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人(平成23年度~32年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者人数 278人(平成23年度~平成32年度) 必要な1事業者ごとの年間採用者人数 278人 ÷ 2,773人① ÷ 10年 ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者人数 → 1.83人 1.83人 ÷ 278人 ÷ 152 = (各年度に必要な採用者人数) / (各年度の事業者数) 人 ④ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均1.83人の採用が行われること(水準)を確保する。		
130 海洋開発関連産業に専従する技術者数	約560人	平成25年度	-	-	約560人	集計中	集計中	/	約2,400人	平成32年度	世界の海洋産業は急成長が見込まれており、拡大する海洋開発市場を我が国経済へと取り込むためには、設計、エンジニアリングや操業等に携わる技術者が将来的に圧倒的に不足することとなる。このため、海洋開発関連産業に関わる技術者の育成システムの構築に向けた環境整備を実施し、我が国海洋産業の振興を図る。政府としての施策を連続的かつ客観的に数値化するため、海洋開発関連産業に専従する技術者数を指標として設定する。 目標については、日本企業が参画する海洋開発関連プロジェクトの増加を見込んだ上で、必要とされる技術者数として約2,400人を目標値に設定している。 また、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において2020年に海洋開発関連産業に専従する技術者数を約2,400人とするとしている。		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 船員雇用促進対策事業費 (昭和53年度)	372	152 (144)	146 (143)	154 (151)	185	船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して漁特法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、船員の新たな就業ルートとして、社船実習を実施するため、内航海運事業者が船舶を提供した経費に対して定額補助を行う。	129	-					
(2) 船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費 (平成21年度)	373	107 (92)	105 (93)	106 (86)	113	船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員養成事業を実施する。また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。	129	-					
(3) 船舶産業の競争力強化に必要な経費 (平成21年度)	374	54 (43)	54 (50)	55 (50)	53	我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。	-	調査件数:6件 船舶建造量の世界シェア:-					
(4) 経済協力開発機構造船部会分担金 (平成18年度)	375	10 (10)	12 (12)	12 (12)	12	世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月~12月)予算に係る我が国分担金を支払う。	-	OECD造船部会の開催回数:2回 船舶建造量の世界シェア:-					

(5)	シブプリサイクルに関する総合対策 (平成19年度)	376	13 (13)	12 (10)	12 (11)	12	船舶の解体(シブプリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシブプリサイクルシステムの構築を図る。	-	条約の批准に向けた調査研究の実施:1件 船舶建造量の世界シェア:-
(6)	(独)海技教育機構運営費交付金 (平成18年度)	377	7,396 (7,396)	8,065 (8,065)	7,572 (7,572)	7,406	新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、海上技術学校の4校、海上技術短期大学の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 既存の船員等に対しては、海技大学校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るための多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。 5隻の練習船で、商船系船員教育機関15校の学生に対し教育訓練を実施している。	129	-
(7)	海洋産業の戦略的振興のための総合対策(次世代海洋環境関連技術研究開発費補助金関係経費) (平成25年度)	378-1	390 (108)	391 (443)	361 (371)	271	我が国海事産業の国際競争力を強化するため、次世代海洋環境技術(船舶の省エネルギー技術)の開発を支援する。	130	-
(8)	海洋産業の戦略的振興のための総合対策(次世代海洋環境関連技術研究開発費補助金関係経費を除く) (平成24年度)	378-2	1056 (1277)	1,061 (1231)	603 (647)	540	海洋開発分野における我が国産業界のビジネス拡大を図り、海洋産業の国際競争力を強化するため、海洋資源開発関連技術の開発を支援するとともに、海洋資源開発の基盤となる技術者の育成システムを構築することにより、海洋産業の振興を官民一体となって戦略的に実施する。	130	-
(9)	海洋エネルギー活用・水素社会実現に向けた安全・環境対策 (平成26年度)	380	- -	51 (49)	74 (72)	55	海洋エネルギー発電施設を洋上・海中という厳しい自然環境において安全に稼働させるとともに、油流出等海洋環境汚染を防止するため、必要となる浮体・係留設備等に係る安全・環境面に関する技術的検討を実施し、設計手法の指針である安全ガイドラインを策定する。 また、環境に優しい水素燃料電池船の実用化のため、塩害や動揺・衝撃等に係る技術的課題を整理し、船舶の安全ガイドラインの整備を図る。	130	-
(10)	造船業における人材の確保、育成 (平成27年度)	381	- -	- -	97 (89)	88	地域経済を支える我が国造船業が人材不足により成長の機会を失うことがないよう、人材の確保・育成対策を実施するとともに、外国人材の適切な活用を図るための受入・監理体制を構築することにより、造船業における人材不足の解消を進める。	-	産学官が連携した造船業における人材の確保・育成を推進するための検討会の開催:1回 船舶建造量の世界シェア:-
(11)	(独)海技教育機構施設整備費補助金 (平成27年度)	383	- -	46 (46)	143 (121)	79	船員(船員であった者及び船員になろうとする者を含む。)に対する船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること及びこれらに付帯する業務等を効率的に行うために必要な施設・設備の整備を行っている。 海技教育機構の学校施設及び老朽化した施設の整備について、耐震診断結果等を踏まえて、平成28年度においては、海技大学校東学生寮等の設計業務を実施し、計画的な整備を図る。	129	-
(12)	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立(LNG船に係る安全性評価手法の策定経費を除く) (平成27年度)	384	- -	- -	97 (93)	110	世界的なLNGの需給の増加や供給地・需要地が拡大する中、国内での導入ニーズが高まっている洋上LNG受入施設に係る調査、安全基準等の整備を行う。	-	産学官が連携した造船業における人材の確保・育成を推進するための検討会の開催:1回 船舶建造量の世界シェア:-
(13)	船舶の高度性能評価システムの構築	新28-032	- -	- -	- -	137	数値シミュレーション(CFD)による性能評価を可能とし、船舶設計開発から認証に至るプロセスの高度・効率化を図り、海事産業のイノベーションを加速する。また、性能評価手法を国際基準化し、我が国の高性能な船舶の性能が「見える化」されることで、我が国海事産業の国際競争力の向上を図る。	-	高度化された数値シミュレーションツール数:- 船舶建造量の世界シェア:-
(14)	先進安全船舶の開発促進	新28-033	- -	- -	- -	70	船舶・船用機器のIoTやビッグデータ解析等を活用した、先進的な技術・システムを選定し、開発、信頼性・安全性に関する検証を支援(1/2補助金)することにより、船舶の安全性向上等を図る。	130	-
施策の予算額・執行額			11,263 (9,908)	11,596 (10,852)	9,883	9,131	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-37)

施策目標		37 総合的な国土形成を推進する						担当部局名	国土政策局		作成責任者名	総務課長 深澤 典宏	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
131	国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	11	平成22年度	7	8	9	8	-	現状維持又は増加	毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画が策定された年度である対20年度比(一部の指標については、平成21年度以降しか値がない指標があり、その場合は平成21年度比)で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。		
132	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①71%(88自治体)	平成24年度	65%(80自治体)	71%(88自治体)	74%(92自治体)	74%(92自治体)	集計中	①100%(124自治体)	平成29年度	「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」については、当初検討を開始した平成18年度から平成24年度までの6年間における自治体数の増加が今後も同水準で継続するとした場合の目標年次(平成29年度)における値。		
		②0%(36,543kg/日)	平成20年度	-	-	-	-	集計中	②100%(30,946kg/日)	平成32年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、「琵琶湖の総合的な保全のための計画」の第2期計画(平成23年～32年)において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。		
達成手段(開始年度)	28年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度(百万円)	26年度(百万円)	27年度(百万円)									
(1)	社会資本整備総合交付金(平成22年度)	387	1,184,688 (1,178,560)	995,641 (990,139)	873,313	1,035,533	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)				
(2)	防災・安全交付金(平成24年度)	388	1,093,800 (1,069,847)	1,254,570 (1,243,849)	1,146,342	1,450,919	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく次の取り組みについて、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)				
(3)	社会資本整備総合交付金(全国防災)(東日本大震災関連)(平成23年度)	389	56,717 (55,632)	10,332 (10,329)	7,229	5,076	地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(ハ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等が図られることを目的とし、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に限定したものに限る。)に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)				
(4)	総合交通体系整備推進費(平成19年度)	388	14 (13)	14 (11)	11	16	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。また、新たな国土形成計画や交通政策基本計画などの国土政策、交通政策等を踏まえ、地方創生などの重要政策課題における総合的な交通体系の整備のあり方を検討する。さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。	131	-				
(5)	総合的な交通体系の効果的な整備の推進(平成25年度)	389	40 (39)	39 (39)	32 (32)	32	全国規模の幹線交通における旅客流動の実態を把握するため、各交通機関の所管部局における実態調査の結果を組み合わせ、モード横断的に旅客の流動量や個人属性、旅行目的等を把握可能なデータの作成を行う。また、刻々と変化する交通サービス水準について、既存の分析ツールに内蔵するデータの更新を図ることにより、最新の交通サービス水準を把握可能なデータの作成を行う。加えて、取りまとめたデータや分析ツールを関係行政機関(国、地方公共団体)、大学や交通事業者等へ提供することで、各関係主体における効率性かつ効果的な取組を促進し、総合的な交通体系の整備を推進する。	131	-				
(6)	官民連携基盤整備推進調査費(平成23年度)	392	466 (62)	397 (232)	397 (217)	357	地方公共団体が行う基盤整備事業に対して、民間等が行う集客施設や生産・物流拠点の立地等と一体的に整備することにより、優れた効果の早期発現や効率性が期待できる場合、その事業化に向けた必要な検討に要する経費の一部を支援する。配分先:都道府県、市町村補助率:1/2	-	調査実施箇所数 調査実施箇所において調査実施から3年後までに8割を事業実施段階へ移行する。※各年度の目標値は段階的に記載				

(7) 多様な主体の理解の促進 (平成18年度)	393	9 (5)	9 (7)	8 (8)	8	多様な主体の理解を促進するため、①地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土形成フォーラムの開催、②ホームページによる国土計画関係情報の提供、③国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、④社会経済状況の変化等に応じた計画推進施策などの有識者との意見交換を実施する。	-	・国土政策フォーラムの開催(2地域) ・国土計画研究交流会の開催(1回) フォーラム・研究会の評価 (アンケート調査の結果で、良いと評価した参加者の割合 (ともに80%以上))
(8) 国土形成計画等の進捗管理 (平成18年度)	394	81 (69)	78 (71)	12 (7)	10	国土形成計画(全国計画)の新しい国土像実現を目指して掲げられた5つの戦略的目標(①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり)の進捗度等について、戦略的目標や計画に記載されている施策毎に評価指標を設定し、各種データを収集・整理して計画の進捗状況のチェック(モニタリング)を実施する。 各圏域の広域地方計画に定められている計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を把握するとともに、計画推進に当たった課題とその解決方針に関する検討を行う。	-	国土形成計画(全国計画、広域地方計画)の進捗状況を管理するための指標を用いた計画のモニタリングを実施し、公表 国土形成計画の進捗管理を行うものであり、本調査自体は定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。 また、国土形成計画の進捗管理を把握し、計画を推進するために課題とその解決方法に関する検討を行うものであり、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。
(9) 国土形成計画等の基礎的・長期的検討 (平成18年度)	395	107 (96)	156 (151)	152 (135)	136	国土形成計画(全国計画)、国土利用計画(全国計画)が平成20年7月に閣議決定されたが、これらの計画は国土に関する総合的な計画であり、国は計画策定後も経済社会情勢の変化に的確に対応する必要がある。このため、関係府省、地方公共団体、国民一般とも共通の認識を形成することを見据えて、国土の課題分析、計画の基礎となる調査・研究などを実施する。 平成26年度は、本格的な人口減少社会の到来や、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く状況の変化を踏まえ、2050年も視野に入れた、新たな「国土のグランドデザイン」の具体化戦略の実現に向けた具体化戦略の検討のための調査・研究等を実施する。	-	調査実施件数(13(見込み)) 国土形成計画等の基礎的・長期的な検討を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。 定性的には、国土政策上の新たな課題の萌芽について把握を行うため、経済社会情勢の変化等を踏まえて、基礎的・長期的な観点から検討を行う。
(10) 国土形成計画等に係る学官連携の推進 (平成20年度)	396	21 (17)	19 (19)	17 (17)	17	国土計画の基礎となる調査・研究を充実させることにより、これを計画へ反映し、国土政策の推進を図る。	131	-
(11) 国土数値情報の整備 (平成20年度)	397	215 (206)	225 (220)	201 (173)	159	国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うため、国土数値情報を整備・更新するとともに、国土数値情報として整備するための効率的な情報収集手法及びデータ形式等を調査し、製品仕様書及び作業手順書を作成する。	-	国土数値情報の製品仕様書・作業手順書作成及び整備・更新データ件数 国土数値情報のダウンロード件数(114万件)
(12) 国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充 (平成20年度)	398	42 (30)	30 (27)	26 (25)	26	国土情報を分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している国土数値情報利用・管理システム(G-ISLAND)で利用する統計データを充実させるため、また、インターネットを通じて一般国民向けに提供する国土情報を充実させるため、国土情報データベースへ統計データ等の各種データ登録を行い、データベースの拡充を図る。	-	登録データレコード数(200万件) 国土数値情報のダウンロード件数(114万件)
(13) 首都機能の移転に関する調査等 (昭和63年度)	399	13 (12)	11 (10)	10 (10)	10	国会においては、平成15年6月に超党派の「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、検討がなされてきたところ、平成16年12月に「座長とりまとめ」がまとめられ、「今後は、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする」とされた。このため、座長とりまとめに従い、政府として、分散移転や防災に関する分野を中心に調査を行い、国会での議論に協力するとともに、法第3条に従い、広く国民に首都機能の移転に関する適切な情報提供を行うための調査を行う。	-	調査実施件数(1(見込み)) 国会における議論に対する適確な協力等を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。
(14) むつ小川原開発推進調査 (平成13年度)	400	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	むつ小川原開発地域では、これまで、ITER(国際熱核融合実験炉)関連施設である国際核融合エネルギー研究センターを始め、国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設等の立地が進んでいる。 我が国の産業・研究開発の発展とともに、地域の主体的取組への支援を図るため、引き続き、同地域の有効活用方策に関する調査検討が不可欠である。 このため、平成28年度においては、企業立地の促進、地域の活性化を図る観点から、むつ小川原開発地域の地場産品を利用した6次産業化、植物工場の立地可能性について調査・検討を行う。	-	報告書配布先数 (検討結果である報告書を関係団体(青森県、六ヶ所村、経済産業省、文部科学省など15団体)に配布し、検討結果を周知する。) 本調査開始当初(平成13年度)に保有していた開発用地(1761ha)の分譲又は賃貸を推進する。
(15) 経済協力開発機構等拠出金 (平成9年度)	401	35 (35)	41 (41)	46 (46)	47	OECDへの拠出金は、RDPCの作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、我が国の国土・地域政策にとって有益である、国別・地域別の国土・地域政策レビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等について評価を行い、改善方策等を提案するもの)や加盟国の地域のパフォーマンスや競争優位の比較分析、関連する地域指標作成等を支援する。国連ハビタットへの拠出金は、そのアジア・太平洋地域事務所(福岡市)が実施する、我が国の有する国土・地域政策や居住環境改善分野におけるノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業や人間居住分野の諸問題に関する情報発信等を支援するもの。	-	・国土・地域政策のテリトリアル・レビュー等の実施件数 ・我が国の有するノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業等の実施件数 ・成果を反映した政策件数 ・マッチング事業の成立件数
(16) 国土政策に関する国際調査 (平成23年度)	402	23 (22)	28 (25)	21 (20)	25	アジア地域等における国土・地域政策の課題や具体的な取組について、各国の政策担当者との意見・情報交換等を通じて把握するとともに、情報の整理・分析を行い、我が国の国土・地域政策への活用方を検討するとともに、これら各国の情報を発信するウェブサイトの更新、内容の充実等を行う。また、本年10月に開催予定の国連会議「第三回国連人間居住会議」(ハビタットⅢ)等の機会を通じ、我が国の国土・地域政策における経験やノウハウを積極的に情報発信するとともに、会議成果の今後の我が国の国土・地域政策への活用方策を検討する。	-	国土政策に関する国際調査の実施件数 政策対話等を行った国数
(17) 大都市戦略検討調査経費 (平成24年度)	407	83 (80)	40 (40)	40 (39)	36	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都府県等の行政エリアを越えて人口や産業の集積が進んでいる地域である。我が国において人口減少や高齢化の更なる進行が見込まれる中、大都市圏は将来的には全国の人口の約7割の生活圏となることを見込まれており、我が国の経済社会の成長の中核的役割を担いつつ、生活者にとって快適な都市環境を構築できるような持続可能な大都市の形成が必須である。 なお、「日本再興戦略 改訂2015」(平成27年6月30日)において、都市の競争力の向上が、また「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成27年6月30日)において、東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備や大都市の防災性の向上など、都市再生等を戦略的に推進することが謳われている。 このため、大都市圏整備計画の実施状況に関する調査の他、広域的な緑地保全方策、大深度地下使用等に関する調査検討を実施する。	-	調査実施件数 4件 大都市圏に係る課題と対応の方向性及び計画の実施状況に関する報告・公表等の件数 3件

(18) 大規模災害に備えた国土形成に資する総合交通体系の確保に係る調査検討(平成26年度)	390	-	14	13	-	大規模災害時において基幹的陸上交通ネットワークが機能停止となった場合に、人流・交通サービスへの影響を最小化することで経済社会活動が機能不全に陥る事態を回避する必要があり、大規模地震等の災害発生時における人流・交通サービスへの影響を推計・分析し、シナリオ検証を踏まえつつ、持続的な社会・経済に必要な人流レベルを想定するとともに、当該影響を軽減するための交通モードを超えたハード・ソフトによる対策のあり方を調査検討する。	131	-	
(19) 歩行者移動支援の普及・活用の推進(平成26年度)	391	-	39	35	42	障害者や高齢者をはじめ誰もが積極的に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る必要がある。この効率的な実現のため、移動に資する各種データのオープンデータ化等を推進し、多様なサービスが民間の様々な主体により創出・展開されていくための環境整備を実施する。	131	-	
(20) 多様な主体による地域づくり推進経費(平成26年度)	403	-	59	48	35	地方部における地域の活性化を図るため、地域金融機関、地元民間企業、地域のNPO等から構成される地域づくり活動支援体制の構築を支援し、多様な主体による地方部の地域づくり活動の、ハンズオン支援等の中間支援活動に対して補助を行う。併せて、各地域づくり活動支援体制の活動を促進するための全国ネットワークの運営に向けた検討を行う。さらに地域の課題解決に資するNPO等の事業の社会的意義を客観的に示す手法を検討する。	-	新たに形成される地域づくり活動支援体制数 6件 地域づくり活動支援体制によって支援された地域づくり活動数6件	
(21) 新たな広域地方計画の推進に係る調査・検討	新28-0035	-	-	-	132	国土形成計画法(昭和25年法律第205号)に基づき平成28年3月に見直した全国8ブロックの広域地方計画を着実に推進するために、以下の検討を実施。 ・計画に位置付けられた広域プロジェクトのアクションプログラムを策定、推進上の課題に対する対応方針等を検討し、プロジェクトを推進する。 ・広域プロジェクトの進捗状況を把握するとともに、プロジェクトのストック効果や社会情勢等の基礎的なデータを収集し、変動要因等を分析することにより、次年度以降の推進に向けた課題を抽出し、改善策を検討する。	-	計画を推進するために調査・検討を実施した圏域数 8圏域 調査・検討結果を広域地方計画の推進に反映した圏域数 8圏域	
(22) 連携中枢都市圏における内発的な自立発展の推進調査(平成28年度)	新28-0034	-	-	-	85	連携中枢都市圏において地域の稼ぐ力を強化するためには、産業の担い手となる人材のネットワーク創出、担い手となる人材を支援する産学官金の連携、担い手となる人材と支援側のコミュニケーション強化、地域外の人や組織との関係強化により、地域の多様な主体間の対流促進による内発的な自立発展が求められる。 上記の内発的な自立発展の推進に向け、地域において求められる取組みについて、連携中枢都市圏等形成を進める地域における実証的な調査・検討を行い、その過程を通じて課題を収集し分析する。	-	プロジェクト形成事例の件数 5件 実証的な調査・検討を行う対象地域数 5件	
施策の予算額・執行額		3,316,597 (2,307,443)	2,915,520 (2,245,571)	2,639,487	1,881,604	施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)第2省2.(4)③地域の活性化		
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-38)

施策目標		38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する					担当部局名	国土地理院		作成責任者名	総務部政策調整室長 國谷 俊文		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土の管理、災害・危機管理対応や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化のためには、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
133 電子基準点の観測データの取得率	99.57%	平成22年度	99.39%	99.53%	99.78%	99.63%	99.51%	99.50%以上	毎年度	電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。施策目標を達成するにあたり、多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データの取得率を高い値で維持することが重要であるため、平成23年度以降の毎年度の目標値を99.50%以上に設定している。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標			
134 地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)	149万件	平成26年度	-	-	-	149万件	151万件	155万件	平成29年度	地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られる。目標値は過去2年の登録実績を参考に毎年2万件の登録としている。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標			
達成手段(開始年度)	28年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			28年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(28年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度(百万円)	26年度(百万円)	27年度(百万円)									
(1) 地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	406	69 (67)	60 (60)	49 (48)	93	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。	134	-					
(2) 位置参照情報の整備(平成21年度)	407	43 (41)	43 (39)	38 (31)	38	位置参照情報とは、全国の住所とその地点の緯度経度とを対応させた、地図と住所をつなぐ基礎情報である。平成24年7月1日から平成25年6月30日までに地名及び街区形状等の変更のあった箇所について更新作業を実施する。	134	-					
(3) GISポータルサイトの運用等(平成20年度)	408	40 (31)	26 (26)	23 (23)	22	地理空間情報の活用の推進に係る各種情報をワンストップで閲覧可能な、政府のGISポータルサイトである「GISポータルサイト」及び同サイトにおけるサービスを提供するシステムを運用する。	134	-					
(4) 産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	409	69 (68)	174 (171)	175 (174)	118	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。	134	-					
(5) 基盤地図情報整備経費(平成19年度)	410	1,228 (1,061)	1,134 (1,120)	1,010 (1,000)	950	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。	133 134	-					
(6) 測量行政推進経費(平成16年度)	411	139 (123)	136 (125)	135 (122)	138	測量成果の利活用を促進するため、電子化の普及について積極的に推進するとともに、新技術を利用した一層の効率的な実施を図るため、新技術に対応した公共測量作業規程(準則)の整備、啓発活動の実施等の施策を展開する。また、地理空間情報活用推進基本法及び地理空間情報活用推進基本計画に基づき、地理空間情報の利活用促進を図る。	133 134	-					
(7) 基本測地基準点測量経費(明治16年度)	412	1,017 (997)	1,041 (1,005)	1,159 (1,110)	1,013	VLBI測量、三角点・水準点等の測量、験潮及び電子基準点測量を継続して実施することにより、我が国の位置の基準の高度化を図るとともに、地盤の変動を広域的に監視し、地殻の水平歪みの蓄積、隆起、沈降等を定量的に把握することにより、地震調査研究に資する。	133 134	-					
(8) 基本図測量経費(昭和28年度)	413	407 (375)	419 (406)	417 (409)	447	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(正射画像)を整備するとともに、正射画像・基盤地図情報等を活用して基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像から領土全体の基本図を整備・更新する。	133 134	-					
(9) 土地利用調査経費(平成20年度)	414	13 (13)	13 (13)	9 (9)	9	環境保護・保全、防災等の観点から特に重要な湖沼を対象に湖沼調査を行い、電子国土基本図と整合した国土の基本的な地理空間情報として整備・提供する。	133 134	-					

(10) 地球地図整備等経費 (平成20年度)	415	31 (25)	43 (40)	38 (37)	23	大規模な自然災害の発生による被害の軽減及び地球規模の自然環境の変化による悪影響の軽減へ対応するために必要となる共通の地理空間情報の整備・提供を、世界各国の地理空間情報当局と協働して推進する。また、国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会の取組への貢献と連携しつつ、官民が連携して本邦技術の海外展開を行う。	133 134	—	
(11) 電子政府等業務効率化推進経費 (平成16年度)	416	51 (47)	53 (50)	45 (39)	46	電子政府の実現に向けた取組みを推進するために導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、各種業務の効率化及び信頼性向上を図る。	133 134	—	
(12) 地理空間情報ライブラリー推進経費 (平成24年度)	417	269 (259)	243 (237)	241 (239)	225	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的に検索・閲覧・入手できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。	134	—	
施策の予算額・執行額		3,988 (3,667)	4,130 (3,841)	3,988	3,714	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	業績指標133,134 ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) 政策パッケージ2-3「災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化」		
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る						担当部局名	国土政策局		作成責任者名	離島振興課長 吉岡 秀弥 特別地域振興官 山本 知孝	
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			目標値設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
135	離島等の総人口 ①離島地域の総人口	395千人	平成22年度	386,959人	380,649人	405,193人 (373,462人)	397,428人 (366,259人)	389,413人 (358,599人)	353千人以上	平成27年度	※H23.H24年度実績及びH25～27下段実績値はH24年度末時点での離島振興対策実施地域(254島)を基準に算出、H25～H27年度上段実績値はH27年度末時点での離島振興対策実施地域(260島)を基準とし算出。 著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれている同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制するべく、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口を指標として用いることとし、目標値以上の人口(住民基本台帳ベースの人口)となることを目標とした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(住民基本台帳ベース)の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に乘ずることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年度の27年度末人口を推計。同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を定める。なお、最終目標値は、今後公表される「平成27年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。		
	離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	115千人	平成25年度	118,082人	116,908人	115,252人	114,184人	112,498人	112千人以上	平成30年度	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値とした。 目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成20～24年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成30年度末人口を推計し、目標値とした。		
	離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	2,493人	平成25年度	2,529人	2,509人	2,493人	2,474人	2,526人	2,500人以上	平成30年度	地理的、自然的、社会的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。 平成26年3月31日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、小笠原諸島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値とした。 目標値の考え方は、平成25年度末時点の総人口2,493人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、平成30年度末時点では2,500人以上とすることを目標とした。		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1)	離島振興に必要な経費 (昭和55年度)	418	1,354 (974)	1,874 (1,565)	1,684 (1,559)	1,178	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興方策のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、平成25年度より離島活性化交付金を創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。	135	-				
(2)	離島振興事業(公共事業) (昭和28年度)	419	62,493 (56,203)	58,592 (55,918)	44,438	44,087	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施する。	135	-				
(3)	離島振興事業 (東日本大震災関連) (平成23年度)	420	801 (783)	732 (439)	123	0	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等に資する施設等を整備することで、災害に強く安全・安心な離島づくりを推進し、離島の自立的発展を図る。	135	-				
(4)	奄美群島振興開発事業 (昭和29年度)	421	28,069 (26,077)	28,655 (27,877)	26,635	22,559	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島において、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展を図るため、鹿児島県が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施	135	-				

(5) 小笠原諸島振興開発事業 (昭和44年度)	422	1,968 (1,852)	1,431 (1,345)	1,694 (1,640)	1,064	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島において、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、小笠原諸島の振興開発を図り、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図るため、東京都が策定する振興開発計画に基づく事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。	135	-
施策の予算額・執行額		122,342 (74,191)	115,954 (83,940)	99,639	66,576	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)第2章2.(4)③地域の活性化	
備考								

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-40)

施策目標		40 北海道総合開発を推進する					担当部局名	北海道局		作成責任者名	参事官 水島 徹治	
施策目標の概要及び達成すべき目標		北海道の資源・特性活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げており、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を計画の目標として、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「北海道総合開発計画」を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度					
136	北海道総合開発計画の着実な推進(対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	6	平成23年度	6	8	8	8	集計中	現状維持又は増加	毎年度	北海道総合開発計画では、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図り、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げており、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を計画の目標として設定している。計画の進捗状況は、これらの目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されると考えられることから、対前年度比で進捗がみられる項目数が初期値と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。(新たな計画に対応する代表指標の選定作業を行っているところであり、暫定的に前計画における初期値及び目標値を記載している。	
137	北方領土隣接地域地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.36百万円/人	平成17～24年度の平均	3.7百万円/人	3.55百万円/人	3.79百万円/人	3.79百万円/人	集計中	3.36百万円/人	毎年度	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年総理府告示第85号)」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(昭和58年総理府告示第13号)」により、北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額が初期値である3.36百万円/人(平成17年度～平成24年度の平均値)を下回らないことを目標とする。	
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)								
(1)	北海道特定特別総合開発事業推進費 (平成13年度)	4,913 (1,741)	5,515 (5,483)	4,481 (4,466)	4,443	北海道総合開発計画を推進するため、横断的な政策課題等に関し、国として重点的に取り組むべき政策分野(テーマ)に係る事業について、年度途中の情勢変化等を勘案して、柔軟かつ機動的に推進。	136	-				
(2)	北海道開発事業 (昭和26年度)	685,031 (677,407)	603,847 (600,518)	507,387 (505,456)	482,458	北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成28年3月29日閣議決定)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)を実施する。	136	-				
(3)	北海道開発事業 (東日本大震災関連) (平成23年度)	2,414 (2,346)	677 (669)	55 (55)	-	東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために、必要な事業を実施する。	136	-				
(4)	北海道総合開発推進調査費 (北海道開発計画調査等経費) (昭和26年度)	132 (107)	137 (129)	137 (116)	132	北海道総合開発計画の企画、立案及び推進のために必要な基礎的な調査等(関係行政機関等による連絡会議、北海道の社会経済動向の把握、計画のフォローアップ、計画の主要施策の推進に向けた基礎的な調査及び北方領土地域の現況等の把握)を実施する。	136	-				
(5)	北方領土隣接地域振興等経費 (北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金) (平成16年度)	100 (97)	100 (98)	100 (96)	100	北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)の魅力ある地域社会の形成に向けたハード・ソフト一体となった重点的な取組で、1市4町が実施するソフト施策に係る事業に要する費用の一部を補助することにより、地域の実情に即した取組を支援し、効果的な地域の安定振興を推進する。	137	-				
(6)	アイヌの伝統等普及啓発等に 必要な経費 (平成9年度)	124 (115)	141 (133)	158 (148)	145	アイヌ文化振興法に基づき指定された(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する、アイヌの伝統等に関する普及啓発(広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催、「イランカラフテ」キャンペーンの展開等)やアイヌの伝統的生活空間の再生(伝統的家の復元、自然素材の育成、体験交流活動等)等に要する経費の補助等を実施する。	-	・アイヌの伝統等生活空間の再生事業の体験交流活動の実施回数:46回 ・小中学生向け副読本の作成・配布数:138,000部 ・アイヌ文化財団所蔵資料の空港展示(イランカラフテキャンペーン):5箇所 ・アイヌ文化財団が実施する講演会の延べ参加人数:39,000人(目標:平成29年度)				
施策の予算額・執行額		349,868 (256,524)	631,927 (594,128)	590,197	475,759	施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)					
備考												

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-④)

施策目標		4.1 技術研究開発を推進する					担当部局名	大臣官房 総合政策局			作成責任者名	技術調査課長 石原 康弘 技術政策課長 吉元 博文	
施策目標の概要及び達成すべき目標		技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。					施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	1.1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度						
138 目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	95.7%	87.2%	97.9%	94.4%	92.2%		80%	毎年度	技術研究開発課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。		
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)									
(1) 建設技術の研究開発等共通経費 (平成18年度)	433	35 (36)	35 (30)	35	31	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効率的・効果的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。	-	-					
(2) 研究開発の評価等経費 (平成10年度)	434	8 (4)	7 (39)	6	6	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効率的・効果的な実施を図る。	-	年度ごとの採択課題数 目標を達成した技術研究開発の割合					
(3) 建設技術の研究開発助成経費 (平成13年度)	435	283 (280)	257 (257)	253	223	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効率的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。	138	年度ごとの採択課題数 目標を達成した技術研究開発の割合					
(4) 災害拠点建築物の機能継続技術の開発 (平成25年度)	436	90 (88)	119 (118)	174	121	東日本大震災や近年発生している竜巻による被害を踏まえ、今後発生することが想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の災害に対して建築物が災害拠点としての機能を維持するために配慮すべき設計技術水準を提案し、地方公共団体等の公的施設および民間拠点ビルの設計に資する災害拠点設計ガイドラインを策定する。	138	本事業に関連する論文・報文発表、刊行物公表件数 災害拠点建築物設計ガイドラインの策定に資する完了した技術的課題数					
(5) 社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発 (平成25年度)	438	80 (74)	63 (55)	85	65	住宅・社会資本の老朽化に伴う施設の維持管理・更新において、施設の利活用技術(方策)を開発すると共に、施設の維持管理・更新等の各段階で必要な施設情報の収集・蓄積管理技術の開発を通じて、安全な国土の形成と維持及び環境負荷の小さな社会の実現に寄与することを目的とする。	138	本事業に関連する論文・報文発表、刊行物公表件数 技術的課題数					
(6) 国立研究開発法人土木研究所(運営費交付金) (平成13年度)	437	8,101 (8,101)	8,465 (8,465)	8,500	8,665	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。	-	研究開発プログラム数:17課題 研究開発について、年度評価で「目標を達成している」と認められる」との評価を得ること					
(7) 国立研究開発法人土木研究所(施設整備) (平成13年度)	438	583 (573)	1,328 (1,251)	845	422	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。	-	土木研究所が整備した施設数:7件 -					
(8) 国立研究開発法人建築研究所(運営費交付金) (平成13年度)	439	1,692 (1,692)	1,745 (1,745)	1,734	1,761	住宅・建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献する。	-	実施研究課題数:40課題程度 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-					
(9) 国立研究開発法人建築研究所(施設整備) (平成13年度)	440	86 (77)	82 (227)	81	80	『住宅・建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献することを目的としている。』という目的を達成するため、業務を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設・設備の整備及び更新を行う。	-	建築研究所が整備した施設数:3棟 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-					
(10) 交通運輸技術開発推進制度 (平成25年度)	443	179 (167)	161 (154)	183	160	国土交通省の政策課題の解決に資する研究開発テーマを毎年度設定した上で、当該テーマごとに研究実施主体から研究課題の公募を行い、提案された課題の中から有望性の高いものを選択した上で、研究開発業務として委託する。	138	年度毎の採択課題数:- 目標を達成した技術研究開発課題の割合:80%以上					
(11) (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度)	284	225 (225)	234 (234)	281	266	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理、出資等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	-					

(12)	鉄道技術開発 (昭和62年度)	444	649 (649)	556 (556)	567	476	鉄道技術の開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行う。	138	-
(13)	(独)自動車技術総合機構運営 費交付金(平成13年度)【再掲】		2,398 (2398)	2,527 (2527)	3,727	3,937	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	-
(14)	(独)自動車技術総合機構施設 整備費(平成13年度)【再掲】		3,564 (3522)	2,779 (2699)	2,825	3,840	自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	-
(15)	国立研究開発法人海上・港湾・ 航空技術研究所運営費交付金 (平成28年度)	445	5,139 (5139)	5,371 (5371)	5,422	5,276	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費交付金は、海上・港湾・航空技術研究所が、第1期中長期目標を達成するための第1期中長期計画に沿った、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うために必要な経費を充当する。	-	(旧海上技術安全研究所) 事業規模(収入支出決算報告書の収入額) (旧港湾空港技術研究所) 港空研報告・港空研資料の刊行4回 (旧電子航法研究所) 重点研究数:11件 (旧海上技術安全研究所) 国際海事機関への提案文書数:20件 所外発表の実施:312件 特許・プログラム等の知的財産所有権の出願:49件 (旧港湾空港技術研究所) 国又は自治体主催の技術委員会への派遣人数(延べ)100人 出願した特許件数:8件 港湾整備事業等に適用された研究成果の件数:7件 (旧電子航法研究所) 基準策定機関等における発表件数:24件 新規共同研究件数:5件 競争的資金、受託等による研究件数:20件
(16)	国立研究開発法人海上・港湾・ 航空技術研究所施設整備補助 金(平成28年度)	446	355 (355)	748 (696)	425	387	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備補助金は、海上・港湾・航空技術研究所が、第1期中長期目標を達成するための第1期中長期計画に沿った、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	-	(旧海上技術安全研究所) 施設整備費執行額 (旧港湾空港技術研究所) 港空研報告・港空研資料の刊行4回 (旧電子航法研究所) 工事等箇所又は工事等対象建物棟数:1箇所 (旧海上技術安全研究所) 施設整備実施件数 (旧港湾空港技術研究所) 国又は自治体主催の技術委員会への派遣人数(延べ)100人 出願した特許件数:8件 港湾整備事業等に適用された研究成果の件数:7件 (旧電子航法研究所) 本事業は電子航法研究所の施設整備事業であり、定量的な指標設定は困難であるが、性能維持・向上など適切な整備を実施することにより、航空交通の安全の確保とその円滑化を図る。
(17)	国土技術政策総合研究所 土 木関連施設整備費、建築関連 施設整備費 (平成13年度)	447	51 (23)	62 (366)	59	58	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に関係のある総合的な調査、研究開発に必要な研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。H28年度は、旭庁舎構内排水管設備改修工事・空調設備監視システムの更新並びに衝突実験施設の改修を行う。	-	-
(18)	国土技術政策総合研究所 一 般研究経費 (平成13年度)	448	171 (162)	171 (162)	140	123	国土交通本省が展開する政策や技術基準の策定・改訂等に対し、将来的に十分な技術支援・提言を行っていけるよう、中長期的に対応が必要となる課題を解決するため、研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	-	-
(19)	津波防災地域づくりにおける自然・ 地域インフラの活用に関する 研究 (平成26年度)	454	-	18 (18)	19	18	既存の砂丘・湿地等の自然地形や水路・塚等の地物を、津波に対して減災効果を発揮する「自然・地域インフラ」として認識し、今後の開発や維持管理不良によってその効果が失われないように積極的に保全・改良をはかっていくことで、南海トラフ巨大地震の被害想定域の津波に対する粘り強さを安い整備費用と短い整備期間で効率的に向上させる。	138	-
(20)	巨大地震に対する中低層建築物の 地震被害軽減技術に関する 研究 (平成26年度)	455	-	17 (17)	15	13	巨大地震による被災からの迅速な復興という観点から、巨大地震後においても建築物の継続利用を可能とする範囲に被害を軽減できる耐震技術の確立が求められている。巨大地震に対し建築物を完全に無損傷に留めることはコスト面で不合理であるが、地震後の修復性を考慮した上で損傷を一定水準内に許容する設計を実施できれば、建設コストをそれほど上昇させることなく、地震後に建物利用者の速やかな社会活動の復帰を可能とする建築物を実現できる。本事業では、建築物の多くを占める中低層建築物を対象に、効率的に中低層建築物の地震被害を軽減させる耐震技術の研究を行う。	138	-

(21)	住生活満足度の評価構造に基づく住宅施策の効果的実施手法に関する研究 (平成26年度)	456	-	13 (12)	15	13	多様な世帯属性ごとの住生活の豊かさに対する満足度(以下「住生活満足度」という。)の評価構造を解明し、住生活満足度を規定する指標を用いた効果的な住宅施策の実施・評価手法の開発をすることにより住生活満足度を効果的に高める施策の立案や評価(PDCAサイクル)を合理的に行い、もって国民の住生活満足度の効果的な向上に資することを目的とする。	138	-
(22)	地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究 (平成26年度)	457	-	13 (13)	13	11	住生活基本計画において定めた「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に寄与するために、新たな条件・状況・事象を考慮した密集市街地の脆弱部分の解明を行い、密集市街地の危険性に係る評価基準の改善案を作成するとともに、都市整備を中心とした防災対策の効果に対する定量的比較をもとに迅速・効果的な防災対策の評価・提案を行う。	138	-
(23)	都市の計画的な縮退・再編のための維持管理技術及び立地評定技術の開発 (平成26年度)	458	-	16 (16)	16	14	人口の減少と急速な高齢化の進行、産業構造の変化、厳しい財政状況化での行政サービスコストの増大等、都市をめぐる社会経済環境の大きな変化に対応し、都市の再構築を図りつつ、集約型都市構造に転換していくため、郊外市街地における縮退・再編エリアの客観的な評価・選定手法及び計画的な縮退・再編の段階に応じた市街地の維持管理技術の開発、並びに新技術や新産業を市街地に受け入れるために必要となる立地評定技術の開発を推進することを目的とする。	138	-
(24)	空港舗装の点検・補修技術の高度化に関する研究 (平成26年度)	457	-	4 (4)	4	5	航空機の総重量増加に伴う、空港舗装の損傷リスク増大及び、空港の運用時間延長に対応するため、非破壊計測技術などの新技術を導入した点検方法及び、新たな補修材料の導入による迅速な補修方法を開発し、空港舗装の維持管理に導入することで、点検作業の時間短縮及び精度向上、補修作業の迅速化を実現し、空港サービスの確保及び向上を目指す。	138	-
(25)	地理地殻活動の研究に必要な経費 (平成10年度)	460	105 (101)	103 (97)	95	93	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行なう測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する研究開発を実施し、地理空間情報の活用を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部138に 関連	論文、発表報告等件数 年度計画通りに進捗し、成果が政府機関等で活用されるもしくは一般に成果が公開された技術研究開発課題(特別研課題)の割合
(26)	気象研究所 (昭和31年度)	461	786 (783)	1,632 (1611)	1,054 (1026)	788	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	138	-
(27)	3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発 (平成27年度)	462	-	-	45	45	高精度測位社会の実現にかかる課題を解決するため、屋内外の測位環境改善と相互連携、3次元地図の整備・更新に関する技術を開発し、官民問わず関係各主体が円滑かつ効率的に3次元地理空間情報を共通の社会基盤として整備・更新、活用することができるようにすることを通して、災害への備えある安全・安心な社会と、必要な情報を容易に得ながらストレスなく移動できる快適な社会の実現に資することを目的とする。	138	本事業に関連する論文・報文発表、刊行物公表件数 技術的課題数
(28)	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発 (平成27年度)	463	-	-	32	54	地域安心居住機能(地域での安心居住を支える賃貸住宅等の地域居住支援機能)の合理的・効率的なストックマネジメントを可能とするための技術研究開発を行い、これらの技術開発の成果により、地方公共団体におけるより効率的な長寿命化計画の策定を通じて、公的賃貸住宅団地の有効活用及び公的賃貸住宅の維持管理コストの縮減・平準化を実現する。	138	本事業に関連する論文・報文発表、刊行物公表件数 技術的課題数
(29)	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発 (平成27年度)	464	-	-	20	27	本事業では、公共交通システムに高精度の位置測位技術を適用し、事業者間で共有できるような信頼性の高い位置情報の取得を可能にすることにより、鉄道からバスへの乗換時等におけるワンストップの乗継情報の提供等を行うための環境整備を行う。具体的には高精度の位置測位技術を活用した車載器を開発し、得られた位置情報をリアルタイムで交通利用者、交通事業者間で共有するための技術的要件を整理する。	138	-
(30)	遠隔離島における海洋関連技術開発 (平成27年度)	465	-	-	19	9	南鳥島において、技術開発実施のための現地状況調査を行い、同島における技術開発基本計画を策定するとともに、技術開発を効果的・効率的に推進するため、南鳥島等に関する気象海象等の共通基盤データの収集を行い、技術開発のフォローアップ及び技術開発基本計画の見直しを実施する。	138	-
(31)	次世代の防災技術開発のための調査研究経費 (平成27年度)	466	-	-	6	5	本事業は、国内のインフラ施設の大部分を所管している国土交通省において、人命を守り、社会経済の壊滅的被害を防ぐために、巨大災害に対応するための潜在的な技術開発ニーズと現在の最先端の技術シーズを把握・発掘し、人命を守るために必要な防災技術開発の観点から、得られたニーズとシーズのマッチングを考慮しながら、国土交通省の現場対応において必要な防災技術開発のロードマップをとりまとめるものである。	-	防災技術開発のロードマップ作成数(1回/1年度) 調査検討報告書作成数(1回/1年度) 検討した技術開発テーマのうち、公募あるいは予算要求項目として採択された数(1年度あたり3件以上で100%とする。)
(32)	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究 (平成27年度)	467	-	-	11	11	自治体事業者が、地域における効率的な汚水処理システムの検討・評価を行うための技術資料を作成することで、人口減少する社会において、地方都市における汚水処理サービスの維持・効率化を推進する。	138	-
(33)	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発 (平成27年度)	468	-	-	20	19	気候変動、人口減少、高齢化、巨大災害の切迫等に対処するため、3つの政策転換 ①「各分野の防災施設整備」の観点から「地域のリスク低減」の観点へ、②施設限界を超えるハザードに対応した地域の防災・減災力の総動員、③「明日」から100年後までの時間軸上のシームレスな防災減災対策の推進 の具体化に係る技術的課題について、都市における水害を具体例として解決手法を開発する。	138	-
(34)	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究 (平成27年度)	469	-	-	13	12	土砂災害は局所的かつ突発的であるため、目に見える危険度の変化に関する情報に乏しく、切迫性が伝わりにくい。本研究では、土砂災害減災に対する効果的な警戒避難体制を市町村、住民が構築するために、地域の状況に関するリアルタイム観測・監視データを活用し、土砂災害の発生場所、時刻に関する予測精度が高く、切迫性の伝わりやすい情報作成技術を開発する。	138	-
(35)	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究 (平成27年度)	470	-	-	17	15	地震後の火災によって地震の揺れと火災の両者の影響を受けた耐火建築物については、復旧・復興段階における安全性評価や再利用に対するニーズがあるが、その可否を迅速・的確に評価する技術は確立されていない。このため本研究では、地震誘発火災被害を受けた耐火建築物の応急的な利用及びその後の本格復旧を早期かつ効率的に行うことを可能とするため、それらの建築物の安全性・再使用性の評価法を構築する。	138	-
(36)	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発 (平成27年度)	471	-	-	15	13	共同住宅等における災害時の避難弱者に向けた支援技術、いわゆる非常時のバリアフリーについては未だ課題は多い。本研究は、避難計画及び避難支援技術の体系的整理をした上で、建築人間工学的実験に基づいた下方避難支援技術並びに建築関連法令に向けた評価基準の開発を行う事を目的とする。また、人間工学的データの公開により技術基準を明確化することで、民間が保有する技術の活用や開発の促進に繋げる。	138	-
(37)	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発 (平成27年度)	472	-	-	11	10	みどりを都市内に適切に配置することにより、市街地の熱的環境を改善し、建築物の冷暖房負荷を低減させる省エネ効果の間接的なCO2排出削減効果を予測・評価する手法を開発すると共に、みどりによる低炭素化の基本的な考え方を示し、地方公共団体が低炭素都市づくりに向けて、効果的な計画や推進方策の検討が行えるようにする。	138	-

(38)	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発 (平成27年度)	471	-	-	6	5	国際海上コンテナ貨物量の増大や輸送効率化を背景に、超大型コンテナ船の急増や、船社の連携が急展開しているほか、新パナマ運河の供用や、北極海航路の利用増が見込まれている。このような海上輸送構造の変化に応じて、アジア諸国の後手を踏むことなく国際コンテナ戦略港湾施策の更なる展開を的確に講じるために、将来の世界のコンテナ航路ネットワーク変化や我が国へのコンテナ船の寄港変化を定量的に予測できるコンテナ航路網予測手法を開発する。	138	-
(39)	防火・避難規制等の合理化による既存建物活用に資する技術開発(平成28年度)	新28-039	-	-	-	81	防火・避難規定や用途規制等の合理化・運用円滑化に向けて火災時の安全性や周辺環境への影響を技術的に評価可能とするために必要な技術開発を行い、既存建築物の活用の円滑化を図ることを本技術研究開発の目的とする。	138	本事業に関連する論文・報文発表、刊行物公表件数 防火・避難規定や用途規制等の合理化・運用円滑化に向けた技術基準案、ガイドライン 案の作成に資する完了した技術的課題数
(40)	木造住宅の簡易な性能評価法の開発 (平成28年度)	新28-040	-	-	-	14	住宅性能表示制度の中小工務店への普及を目的として、木造住宅の簡易な構造性能評価法の提案を行う。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(41)	建築設備の自動制御技術によるエネルギー削減効果の評価法の開発 (平成28年度)	新28-041	-	-	-	14	近年、技術の進展が目覚ましく、今後の建築物の省エネルギー化に対して重要な役割を果たすことが期待される建築設備の自動制御技術について、複数の制御方式ごとに評価出来るように評価方法を整備するとともに、大臣認定にて任意の技術を評価する方法を開発する。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(42)	社会資本整備プロセスにおける現場生産性向上に関する研究 (平成28年度)	新28-042	-	-	-	19	現場で多くの技能労働者を要している工種を対象に、従来技術に比べ現場での省力化に資する技術を適切に活用できるような建設生産システム(設計・施工、監督・検査手法等)を開発することで、現場の労働生産性向上に寄与する。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(43)	既存港湾施設の長寿命化・有効活用のための実務的評価手法に関する研究 (平成28年度)	新28-040	-	-	-	5	簡易な目視調査による劣化度等から保有性能を評価する要素技術等を活用しつつ、施設のライフサイクルコスト等を踏まえた現場における補修、利用制限等の効果的な時期、範囲を判断するための評価基準を含む情報システムの提供による維持管理の実現を目指す。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
(44)	高潮災害に対する港湾地帯の安全性の確保に関する研究 (平成28年度)	新28-041	-	-	-	6	港湾地帯の浸水リスク情報を的確に把握するため、潮位・波浪の観測技術を高度化するために必要な技術を開発する。これらの情報から港湾地帯の浸水リスクを評価するため、高潮による浸水の予測の高度化を図るとともに、防潮施設の外力評価に資する知見を蓄積する。これら的高潮リスク情報を活用して、注意段階から浸水が切迫する段階までの段階的な避難方法を検討する等、効率的かつ効果的な港湾地帯の安全性を確保していくため、高潮に対するリスク情報や防潮施設の耐力を把握するための研究を行う。	138	本事業に関連する論文・報告発表、刊行物公表件数 -
施策の予算額・執行額 ※下段()は書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。			23,963 (225)	23,790 (234)	21,220 (282)	19,816 (266)	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考									

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-42)

施策目標	42 情報化を推進する							担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 岩城 宏幸 行政情報化推進課長 和久屋 聡	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
139 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	0件	平成24年度	-	0件	1件	4件	3件		限りなくゼロ	毎年度	近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生リスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要のため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなくゼロとすることを目標値として設定した。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 情報通信技術を活用した公共交通活性化の推進 (平成25年度)	474	10 (10)	10 (10)	11	-	情報通信技術(ICT)及びビッグデータを活用し、公共交通利用者の利用実態や地域生活者の潜在的な移動ニーズをきめ細かに把握・分析し、公共交通の活性化や新たな公共交通サービスの創出等、地域における公共交通サービスの向上を図り、マイカーから公共交通機関への利用のシフトを促進する。				-	(平成27年度をもって事業終了)			
(2) 都市行政情報データベース運営経費 (平成14年度)	475	4 (2)	4 (1)	4	4	行政や民間の諸活動の基盤となる土地利用規制や都市インフラに関する基礎的な情報である都市計画データを中心とした、都市行政に関する各種データを収集・整理・集約化し提供することで、地方公共団体等関係機関の業務の円滑な遂行や経済・社会の多様なニーズに対応した業務の高度化を図る。				-	都市計画現況調査のWEB入力対象自治体数(市町村) (H28年度活動見込:1,346) 都市計画現況調査の調査項目数84項目を維持する。			
施策の予算額・執行額	3,099 (2,787)	3,286 (3,054)	4,163	3,749	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)				世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ					
備考														

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-④)

施策目標		43 国際協力、連携等を推進する					担当部局名		総合政策局国際政策課、海外プロジェクト推進課			作成責任者名		国際政策課長 大高 豪太 海外プロジェクト推進課長 平井 節生		
施策目標の概要及び達成すべき目標		①インフラシステムの海外展開という観点から、関係機関と連携して、案件発掘・形成調査やトップセールス等の多面的な戦略的施策を推進する。 ②良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の国際協力・支援を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	12 国際協力、連携等の推進		政策評価実施予定時期		平成29年8月		
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果		業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		目標値	目標年度					
140 我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①122【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)		①1兆円 ②0.45兆円	平成22年度	-	-	①1.6兆円 ②0.8兆円	①1.8兆円 ②1兆円	①集計中 ②集計中	/	①2兆円 ②7兆円	平成32年度	「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①122【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、平成32年度において、①は2兆円、②は7兆円の合計9兆円を目標値として設定した。				
達成手段(開始年度)		28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
			25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)											
(1) 建設分野における国際協力、連携の推進(平成19年度)		476	248 (209)	240 (206)	246 (215)	209 -	相手国の課題を共有し本邦技術・ノウハウ・制度の紹介等を行う政府間協議の実施や、本邦建設技術の優位性を活かした案件形成促進のためのセミナー等の開催、本邦企業の受注獲得に繋がる案件発掘・形成のための調査、相手国の課題やニーズを把握する調査、官民が一体となって戦略的に海外展開を進めるために必要となる一元的な情報収集・分析を行うもの。				140	主に途上国を対象として、建設分野における国際協力、連携の推進のために行った調査、セミナー、国際会議等の業務発注件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額				
(2) 交通関係国際会議等に必要な経費(平成13年度)		477	82 (81)	87 (74)	92 (60)	154 -	交通分野全体にわたる国際的な枠組みであるITFやAPECの下に設置された交通大臣会合等を積極的に活用し、交通分野における世界的な課題の解決を図る。また、これらの国際的な枠組みを活用し、世界における我が国の存在感の維持・拡大を図ると共に、我が国の高質なインフラの普及に向けた効果的な取り組みを行う。				140	国際的な協調・連携を推進するために行ったAPEC、ITFなどの国際会議等に関連する事業の発注件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額				
(3) 国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企画競争力強化のための支援(昭和48年度)		478	874 (807)	800 (687)	802 (759)	959 -	①トップセールスの展開、我が国技術の活用につなげる案件発掘・形成調査、実証実験等により、日本企業の海外展開を支援する。また、我が国の技術や企画の国際標準化に向けた国際機関への働きかけや、相手国におけるセミナー、研修等に取り組む。 ②日ASEAN交通連携に基づく「日ASEAN交通大臣会合」や中国・韓国等二国間の交通次官級会合等、多国間・二国間協議を開催し、政策調整や課題の解決を図る。				140	単年度で終わらず、翌年度以降のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった、案件発掘・形成調査の件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額				
(4) 国際社会における交通連携の確保(平成25年度)		479	46 (40)	48 (40)	50 (48)	47 -	海運事故を減少させるための安全制度の改善、原油等の海上輸送にとって不可欠な海賊対策能力の向上、航空機爆破テロを未然に防止するための航空セキュリティ体制構築、途上国の環境に対する行動計画の実施等、諸課題の解決に向けて途上国等の関係者を対象にセミナーや専門家会合、ベストプラクティス集やマニュアルの作成、現地調査を踏まえた対策の検討等を行う。				140	国際社会における交通連携を確保するために行った調査、研修、国際会議等の発注件数 ①単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 ②円借款事業における我が国インフラ企業(国土交通省分野)が海外入札に至った回数 ③国土交通分野(交通分野、建設分野)における我が国企業の海外インフラ受注額				
施策の予算額・執行額			1,259 (1,144)	1,184 (1,010)	1,199	1,377	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		なし							
備考																

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-44)

施策目標	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する							担当部局名	官庁営繕部			作成責任者名	計画課長 住田 浩典	
施策目標の概要及び達成すべき目標	行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
141 官庁施設の耐震基準を満足する割合	89%	平成26年度	83%	86%	88%	89%	90%		95%	平成32年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を平成32年度の目標値とした。			
142 保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態-①の良い官庁施設の割合)	48%	平成23年度	48.1%	52.8%	58.0%	60.3%	63.6%		60%	平成28年度	評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、60%を平成28年度の目標値とした。			
142-② (②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	25事項	平成23年度	25事項	38事項	44事項	46事項	52事項		50事項	平成28年度	「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、基準等の策定事項数50事項を平成28年度の目標値とした。			
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			28年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(28年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)										
(1) 官庁営繕費 (昭和26年度)	0479	24,605 (20,951)	23,203 (22,384)	17,486 (16,704)	17,725	耐震性能の不足等により、大規模地震時に来訪者等の人命に危険が及ぶ施設や災害時の活動拠点としての機能の発揮に問題がある施設に加え、外壁落下や建物内への漏水等の不具合が生じたり業務量の増大等に伴い著しく狭隘となるなど、行政サービス提供の場として重大な支障が生じている施設について、耐震性能等の必要な性能を確保できるよう、改修や建替えを実施している。建替えに当たっては改修との経済比較を行った上で事業を実施することとしている。事業の実施において、国は施設の企画や整備水準の設定、工事の発注・監督・検査等を行い、設計や工事の施工については民間事業者が行っている。	141	-						
(2) 官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費 (平成18年度)	0480	109 (102)	103 (99)	128 (122)	138	大臣官房官庁営繕部においては、適正な水準を有する官庁施設の整備及び適正な保全、整備プロセスにおける透明性や効率性の確保に向けて、各種技術基準やマニュアル類を作成している。本事業では地球環境の保全や安全・安心の確保等新たな行政ニーズを的確に施策に反映するために、各種技術基準やマニュアル類の制定や改定を行う必要があることから、そのために必要な与条件整理、データの収集・分析等を随時行っている。	142	-						
施策の予算額・執行額		35,734 (21,533)	29,648 (22,483)	24,582	17,863	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし							
備考														